

松島町

高齢者福祉計画

第9期

介護保険事業計画

(令和6年度～令和8年度)



令和6年3月
松島町

心も体もすこやかに
笑顔あふれる
まちづくりをめざして



松島町長 櫻井 公一

高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして創設された介護保険制度は24年目を迎え、高齢化社会が伸展する中で欠かすことのできない共助の仕組みとして定着、発展しています。

松島町においては、今後ますます少子高齢化が進み、高齢世帯、核家族世帯が増加する等、高齢者をとりまく環境はさらに変化することが予想されます。

そのような中、介護や医療が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域で安心して生活を続けることができるよう、地域や関係団体等が連携・協働し地域包括ケアシステムの構築を進めてまいりました。

今後、地域包括ケアシステムの更なる深化を推進していくためには、高齢化が進行しても、地域住民がお互いに日常生活を支え合える、つながり豊かな地域の生活基盤づくりが重要となっていきます。

また、高齢者が災害時に安全の確保ができるよう、地域と連携しながら取り組むことも必要です。

本計画は、「心も体もすこやかに笑顔あふれるまちづくり」を基本理念とし、フレイル予防に着目した健康づくりと自分らしく活躍できる地域づくり、地域で支え合う体制の強化と地域包括ケアシステムの推進を重点目標としております。

介護予防、在宅医療・介護の連携、認知症施策、災害時の安全対策など、多方面から目指す姿の達成に向け事業を進めてまいります。

結びに、本計画策定に際し、貴重なご意見、ご指導をいただきました松島町介護保険運営協議会の皆様、アンケート調査にご協力いただきました町民の皆様をはじめ、関係者の皆様に深く感謝申し上げます。

令和6年3月

高齢者福祉計画・ 第9期介護保険事業計画 完成に寄せて



松島町介護保険運営協議会
会長 丹野 尚

多くの町民は住み慣れた地域で過ごすことを望んでおり、当町としても団塊の世代が高齢者となる社会を見据えて地域包括ケアシステムの構築を進めてまいりました。今後は団塊ジュニアと呼ばれる世代が高齢者となる2040年を見据えた人口動態の変化や生産年齢人口の急減、介護現場における人材不足、物価上昇や災害、新興感染症等の経営への影響を踏まえた支援の検討を行い、介護保険制度を持続可能なものとしていく必要があります。

今や人生100年時代と言われ、元気なシルバー世代が増えている一方、85歳以上の超高齢者の増加や総人口の減少が進み、地域・家庭・職場という生活領域における支え合いの基盤が弱まっております。また、一人一人が抱える課題が複雑化・複合化する中で地域共生社会の実現や支援体制の強化が求められています。

本計画においては、運営協議会委員である医療・介護の専門分野に携る関係者や、住民の代表の方からの様々な忌憚のないご意見・ご助言を頂きながら、住み慣れた地域で高齢者がいきいきとその方らしく生活できるための支援等を検討し、町の各種施策について提言してまいりました。

この計画書が、松島町の高齢者及び高齢者に関わる医療・介護サービス事業者、関係機関等の全ての方の指針となることを祈念いたします。

令和6年3月

目 次

第1部 総論	1
第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画期間	4
4 SDGs（持続可能な開発目標）について	5
5 国の基本指針について	6
6 日常生活圏域の設定	7
第2章 高齢者を取り巻く状況	8
1 人口・世帯	8
2 高齢者の状況	11
3 介護保険事業の状況	16
4 高齢者保健福祉事業の状況	28
5 アンケート調査の結果概要	30
6 計画推進における課題の整理	42
第3章 計画の基本的な考え方	45
1 基本理念	45
2 基本目標	45
3 重点目標	46
4 成果指標	47
5 将来推計	48
第2部 施策の展開と目標設定	51
第1章 フレイル予防に着目した健康づくりと自分らしく活躍できる地域づくり	53
1 健康づくりの推進	53
2 生きがい・つながりづくりの推進	55
3 自立支援、介護予防・重度化防止の推進	57
第2章 地域で支え合う体制の強化と地域包括ケアシステムの推進	59
1 包括的な支援体制の充実	59
2 在宅医療・介護連携の推進	61
3 認知症施策の推進	62
4 在宅生活への支援と生活環境の整備・支援	64
5 高齢者虐待防止・権利擁護の推進	67
6 介護に取り組む家族等への支援の充実	68
7 災害対策・感染症対策の推進	70
第3章 持続可能な介護保険制度の運営と保険者機能の強化	71
1 ニーズに応じた介護サービスの確保	71
2 介護サービスの質の向上と介護の人材確保	78

3	円滑な利用の促進	79
4	介護給付費等の適正化	81
5	介護保険料の算定	83
第4章	計画の推進体制	90
1	住民・事業所・町の協働	90
2	推進体制の整備	90
3	県及び近隣市町村との連携による計画の推進	90
4	情報提供体制の強化	91
5	計画の進行管理	91
資料編	93
1	松島町介護保険条例	95
2	松島町介護保険運営協議会規則	96
3	松島町介護保険運営協議会・松島町地域密着型サービス運営協議会・松島町地域包括支援センター運営協議会委員名簿	97
4	策定経過	98
5	用語解説	99

元気で長生き！松島のスローガン

- ま** 毎日、いっぺえ体動かして
(毎日、こまめに体を動かして)
- つ** つきあい増やして、みんなでいぎなり楽しんで
(付き合い《人との交流》を増やして、みんなで最高の楽しんで)
- し** 生涯現役だっちゃ！
(生涯現役でいよう！)
- ま** 松島ですっとかんばっぺ！
(松島でいつまでも元気に暮らしましょう！)

第1部

総論

第1章 計画策定にあたって

第2章 高齢者を取り巻く状況

第3章 計画の基本的な考え方

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

介護保険制度は、高齢者を社会全体で支える仕組みとして介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきました。

わが国では総人口が減少に転じ、急速に少子高齢化が進展している中、松島町においても高齢化率は40.1%（令和5年10月1日現在）と年々高齢化が進んでおり、今後も人口に対する高齢者割合が増加する見込みです。

そうした中、2025年には団塊の世代が全て後期高齢者（75歳以上）となり、その10年後の2035年には要介護リスクがさらに高い85歳以上となります。加えて、2040年には団塊ジュニアが高齢者となり、現役世代が急激に減少するため中長期的な人口構造の動き及び介護ニーズの見込み等を見据えた取組を一層推進していく必要があります。

また、ライフスタイルが多様となる中で人生100年時代を見据えながら高齢者の生活を支えていくため、各分野のより一層の連携により、施策を進めていく必要があります。

本計画は、松島町における第8期計画の取組を基本として、高齢者を取り巻く社会情勢の変化やそれらを踏まえた諸課題に対応するため、これまでの計画を見直し、本町における高齢者施策の基本的な考え方や高齢者福祉や介護保険事業計画の方向性を示すとともに、今後の取組を総合的かつ体系的に整え、持続可能な介護保険制度運営を図るために策定するものです。

2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、「松島町高齢者福祉計画」と「松島町第9期介護保険事業計画」を一体的に策定したものであり、本町における高齢者福祉施策の総合的指針として位置づけられるものです。

「松島町高齢者福祉計画」は、老人福祉法第20条の8第1項に基づく「市町村老人福祉計画」であり、松島町の高齢者福祉施策に関する基本的な計画です。

「松島町第9期介護保険事業計画」は、介護保険法第117条に基づくものであり、利用者が自らの選択により保健・医療・福祉にわたる総合的な介護サービスが受けられるよう、年度ごとに必要なサービス量とその費用を見込みます。

(2) 関連計画との関係

本計画は、松島町の各担当課で策定している計画との整合性を図りながら令和22年度までの中長期的な施策を視野に入れ、策定をしました。

町政の最上位計画である『松島町長期総合計画』が示す方向性を踏まえるとともに、関係分野において策定する個別計画及び県が策定する医療計画との整合性を図るものとなります。

3 計画期間

本計画は、令和3年度から実施している「松島町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」の見直し・改定にあたるもので、令和6年度から令和8年度までの3年を1期とします。

年度	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029
長期総合計画	基本構想 (H28~R7)											
	前期基本計画			後期基本計画 (R3~R7)								
介護保険事業計画・ 高齢者福祉計画	第7期計画 (H30~R2)		第8期計画 (R3~R5)			第9期計画 (R6~R8)			第10期計画 (R9~R11)			

4 SDGs（持続可能な開発目標）について

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「令和12年（2030年）までに、誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標」のことで、

17のゴールと169のターゲットから構成され、発展途上国のみならず先進国自身を取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、本計画においてもその方向性を踏まえ、施策を推進することで、SDGsに掲げられた関連するゴール達成への寄与を図ります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



<本計画に関連する主な目標>

目標1	貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
目標2	飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
目標3	すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
目標4	質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
目標8	生きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する
目標10	人や国の不平等をなくそう	国内及び各国家間の不平等を是正する
目標11	住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
目標16	平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
目標17	パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

5 国の基本指針について

介護保険部会（令和5年2月27日）において示された「第9期計画の基本指針において記載を充実する事項（案）」は以下のとおりです。

(1) 介護サービス基盤の計画的な整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- 居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- 総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
- 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- 重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- 高齢者虐待防止の一層の推進
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備
- 地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供
- 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実
- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

(3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）
- 財務状況等の見える化
- 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進

6 日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の条件を総合的に勘案して定める区域であり、介護保険法により設定することとされております。国ではおおむね30分以内に必要なサービスが提供される区域である、中学校区を単位として想定しております。

住民が地域で安心して暮らしていくためには、保健・医療・福祉・介護のサービス基盤が整備されるとともに、住民一人一人の心身の状況などに応じて、保健・医療・福祉・介護の専門家やボランティア、地域住民が相互に連携しながら、支援が必要な人をサポートする仕組みが必要となります。

また、疾病予防や介護予防は日常の小さな取組が重要であることから、身近な地域で住民同士が気軽に集まり、様々な活動を行っていく人々を増やしていくことが求められております。

本町では中学校区が1つであるため、第9期計画においても、引き続き、日常生活圏域は1つと設定します。

第2章 高齢者を取り巻く状況

1 人口・世帯

(1) 人口の推移

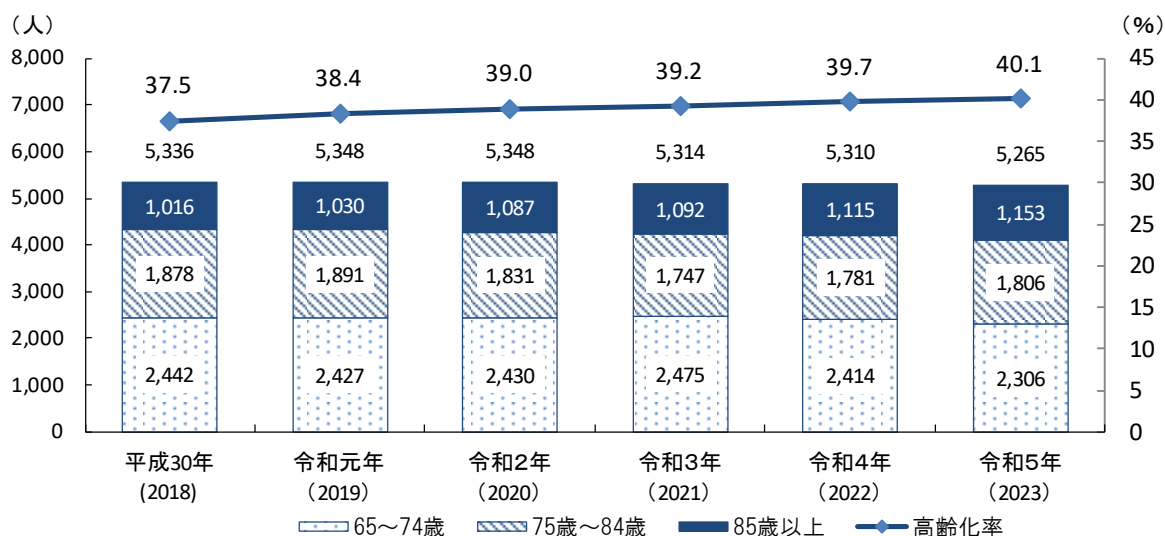
本町の総人口は減少傾向にあり、平成30年から5年間で1,106人(7.7%)減少し、令和5年10月1日現在で13,124人となっています。

年代別にみると、これまで0～14歳(年少人口)、15～64歳(生産年齢人口)は減少し、65歳以上の高齢者は増加し続けてきましたが、令和2年をピークに高齢者人口も減少に転じています。しかしながら、全体に占める割合(高齢化率)は上昇し続けており、令和5年で40.1%となっています。

■年齢別人口及び構成比の推移

	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
総人口	14,230	13,940	13,729	13,547	13,361	13,124
0～14歳	1,342	1,282	1,236	1,210	1,159	1,137
構成比	9.4%	9.2%	9.0%	8.9%	8.7%	8.7%
15～64歳	7,552	7,310	7,145	7,023	6,892	6,722
構成比	53.1%	52.4%	52.0%	51.8%	51.6%	51.2%
40～64歳	4,595	4,498	4,441	4,375	4,305	4,261
構成比	32.3%	32.3%	32.3%	32.3%	32.2%	32.5%
65歳以上	5,336	5,348	5,348	5,314	5,310	5,265
構成比	37.5%	38.4%	39.0%	39.2%	39.7%	40.1%
65歳～74歳	2,442	2,427	2,430	2,475	2,414	2,306
構成比	17.2%	17.4%	17.7%	18.3%	18.1%	17.6%
75歳～84歳	1,878	1,891	1,831	1,747	1,781	1,806
構成比	13.2%	13.6%	13.3%	12.9%	13.3%	13.8%
85歳以上	1,016	1,030	1,087	1,092	1,115	1,153
構成比	7.1%	7.4%	7.9%	8.1%	8.3%	8.8%

■高齢者数及び高齢化率の推移

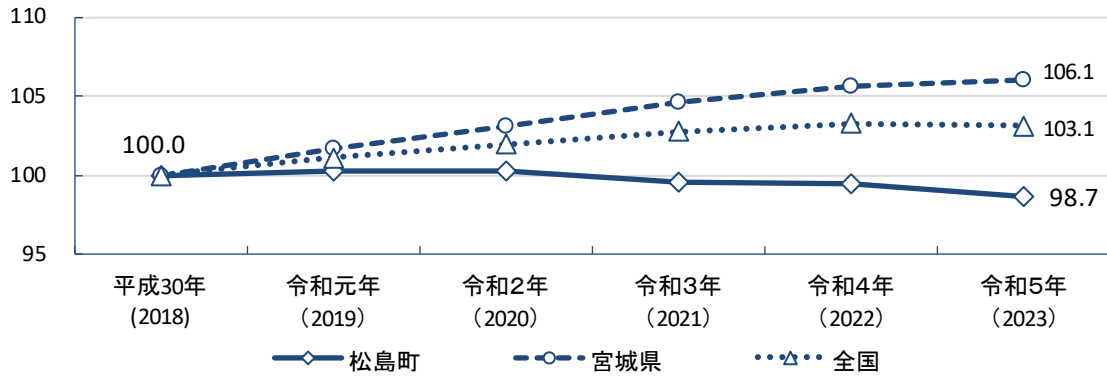


資料：住民基本台帳人口(各年10月1日現在)

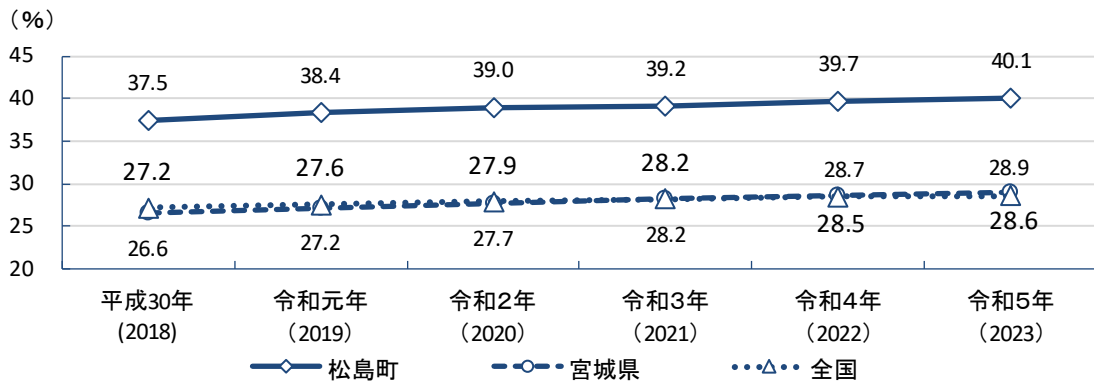
高齢者数の推移及び高齢化率を全国及び県全体と比較すると、全国、県では増加傾向が続いています、本町の高齢者数は令和2年以降、減少に転じています。

高齢化率は全国、県と比べて高い水準で推移し、また、高齢者全体に占める75歳以降の後期高齢者の割合も高くなっています。

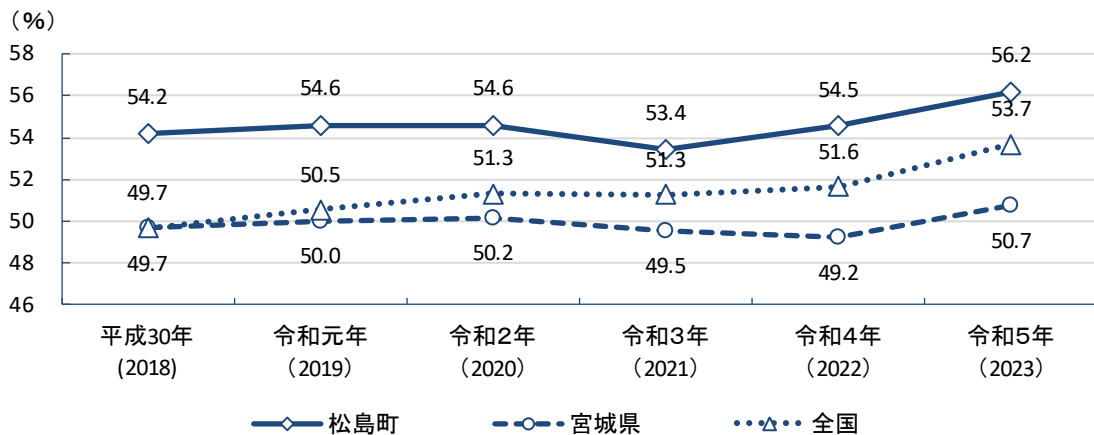
■高齢者数（平成30年を100とした場合の値）の推移



■高齢化率の推移



■高齢者に占める後期高齢者の割合の推移

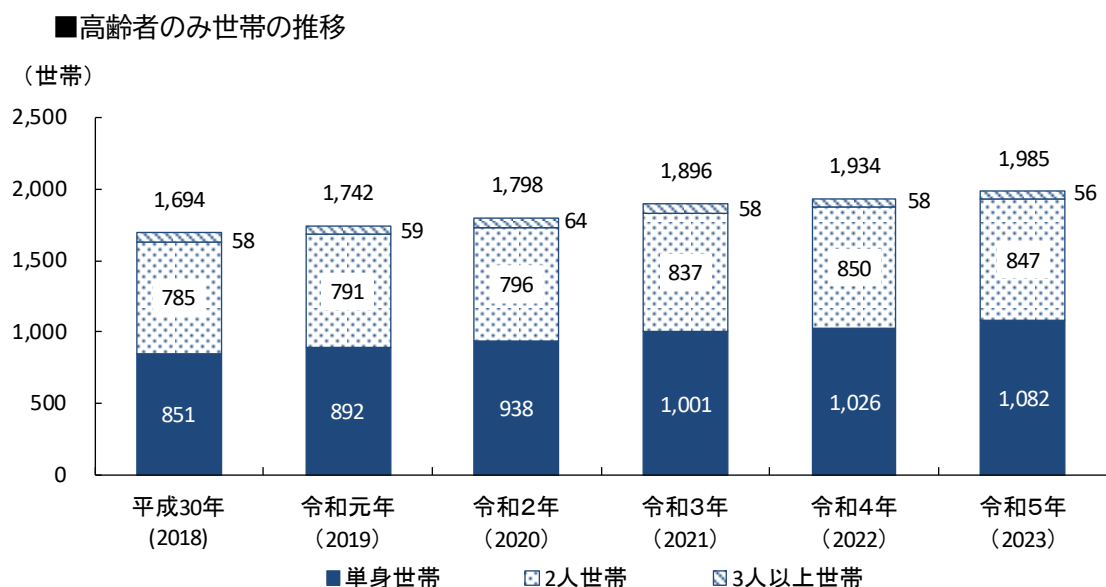
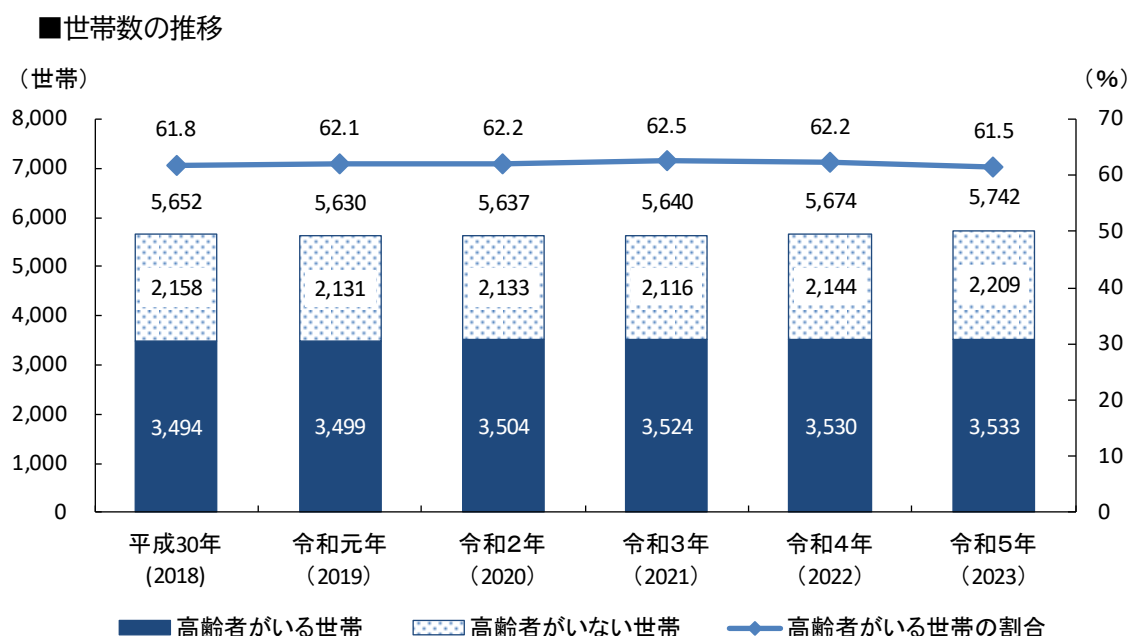


資料：住民基本台帳（松島町：各年10月1日現在、宮城県、全国：各年1月1日）

(2) 世帯の状況

本町の高齢者がいる世帯数は、令和5年10月1日現在3,533世帯で、平成30年から令和5年の5年間で39世帯（1.1%）増加しています。

このうち、単身世帯は1,082世帯であり、5年間で231世帯（27.1%）の増、65歳以上のみの世帯（単身世帯以外）は903世帯で、60世帯（7.1%）の増となっています。



資料：松島町高齢者人口調査（各年3月31日現在）

2 高齢者の状況

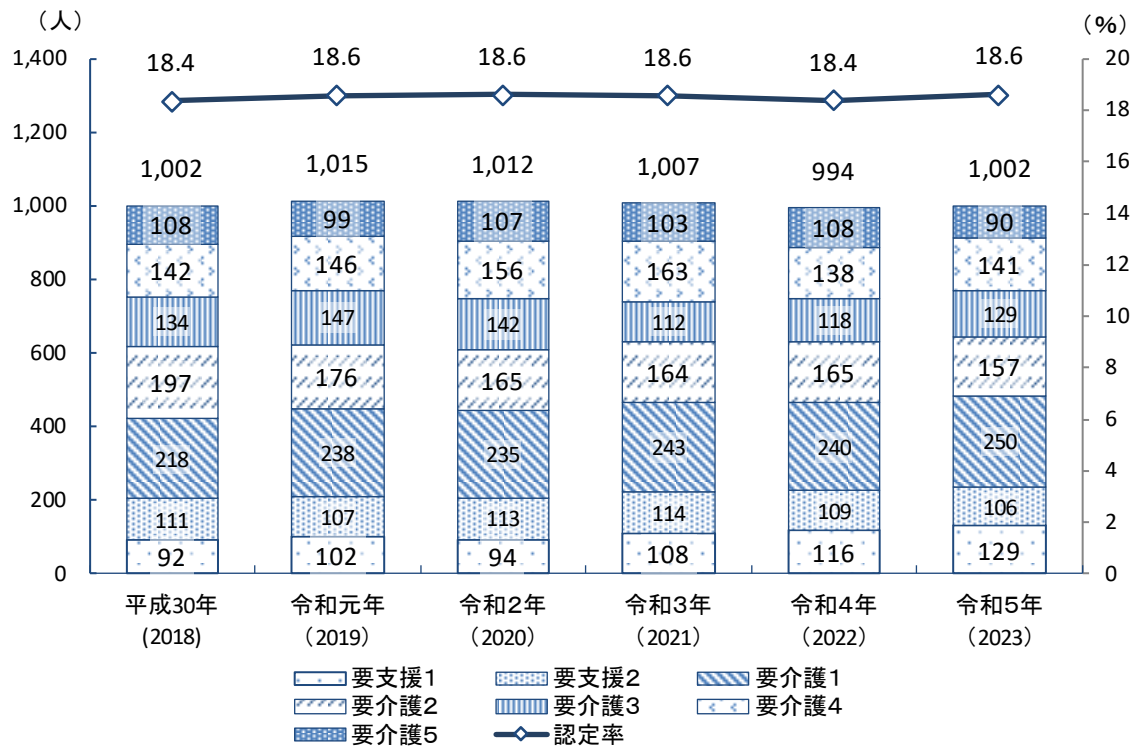
(1) 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は、令和元年度をピークに減少傾向にありましたが、令和5年度に再び増加し、9月末現在で1,002人となっています。

第1号被保険者数に対する認定者数の割合（認定率）は、令和元年度に18.6%に上昇した後は令和3年度まで横ばい、令和4年度に一旦18.4%に低下しましたが、令和5年度は18.6%となっています。

要介護度別に認定者数の推移をみると、要介護1以下で増加し、要介護2以上で減少しています。

■要介護度別認定者数(第1号・2号)及び認定率の推移



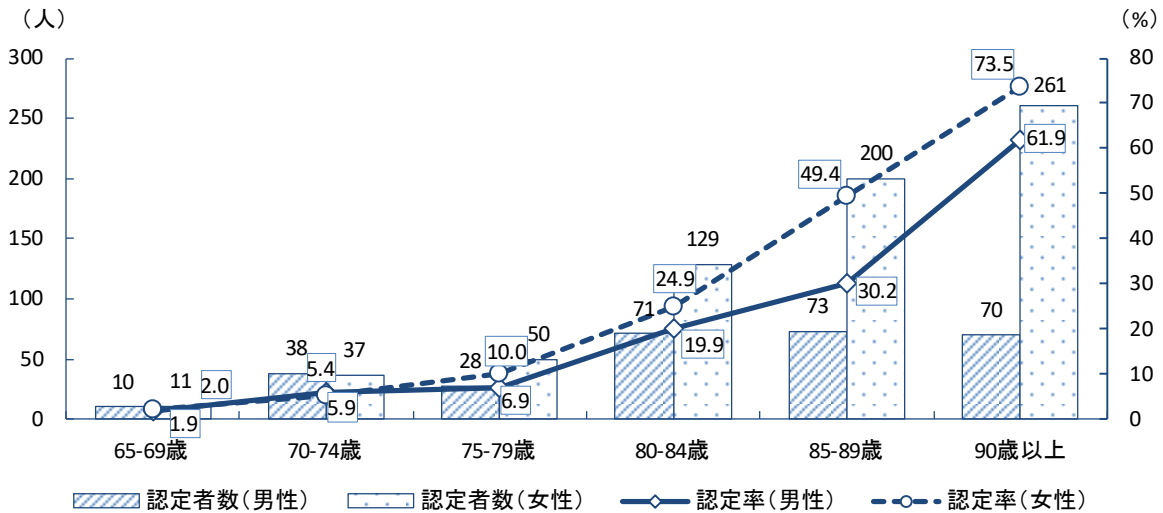
※認定率は第1号被保険者（以下、同様）

資料：介護保険事業状況報告（各年9月月報）

性別・年齢別の認定者数をみると、男性では80歳以上で横ばいとなり、女性では年齢が上がるにつれて増加し、90歳以上が261人となっています。

認定率は、男女ともに年齢が上がるにつれて高くなり、90歳以上では男性が61.9%、女性が73.5%となっています。

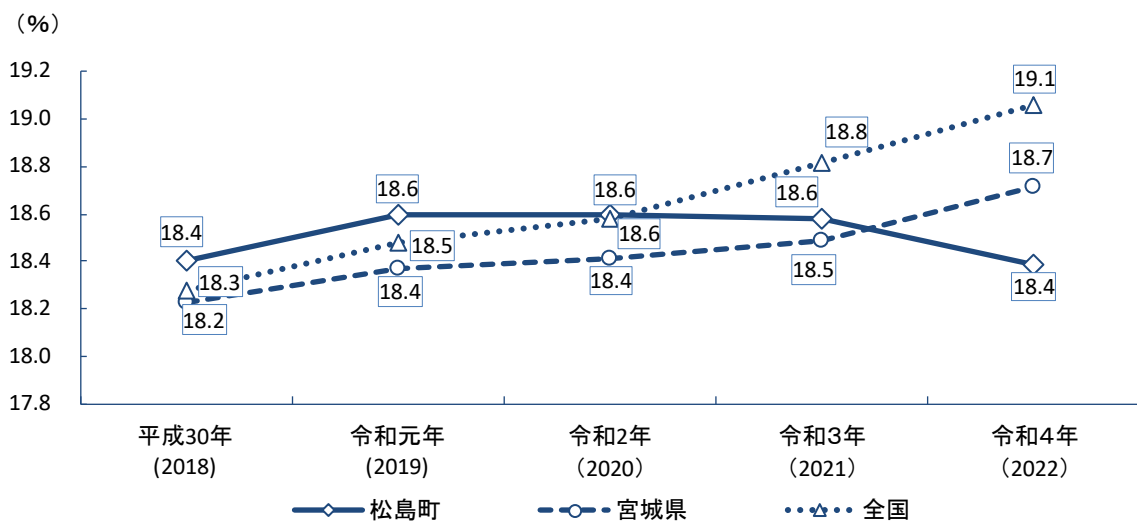
■性別・年齢別 要支援・要介護認定者及び認定率（令和4年）



資料：介護保険事業状況報告9月月報

本町の要介護認定率は、令和元年まで全国、県と比べて高い水準となっていました。全国、県が上昇傾向で推移する中、本町は横ばいで推移し、令和4年で低下しており、全国、県と比べて低い認定率となっています。

■要介護認定率の比較



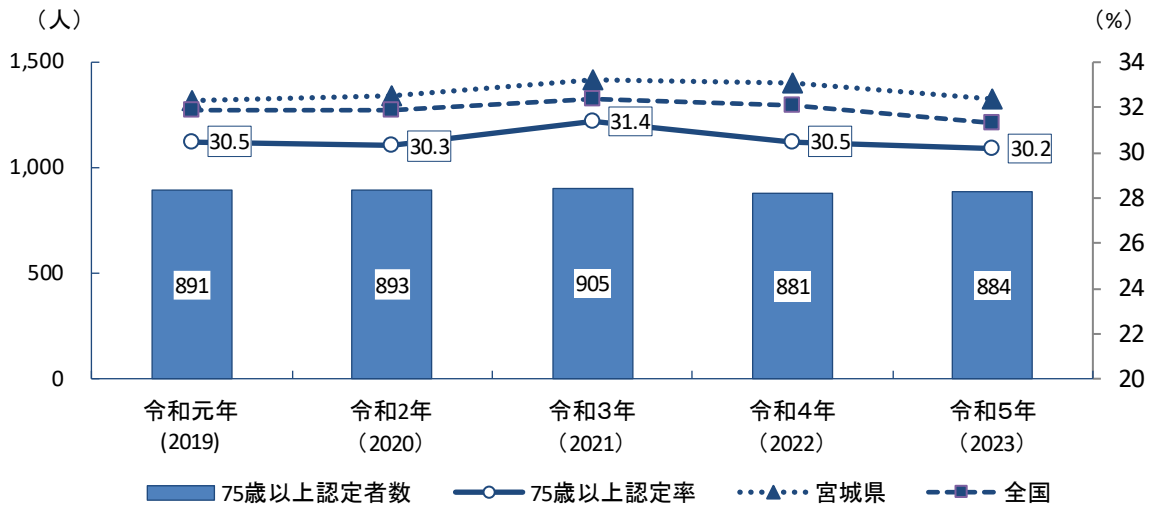
資料：介護保険事業状況報告9月月報

75歳以上高齢者における認定者数・認定率の推移をみると、認定者数、認定率ともに概ね横ばいで推移しています。

85歳以上高齢者における認定者数・認定率の推移では、令和3年まで増加傾向にありましたが、令和4年以降は、認定率は低下してきています。しかし、85歳以上人口の増加にともなって認定者数は概ね横ばいとなっています。

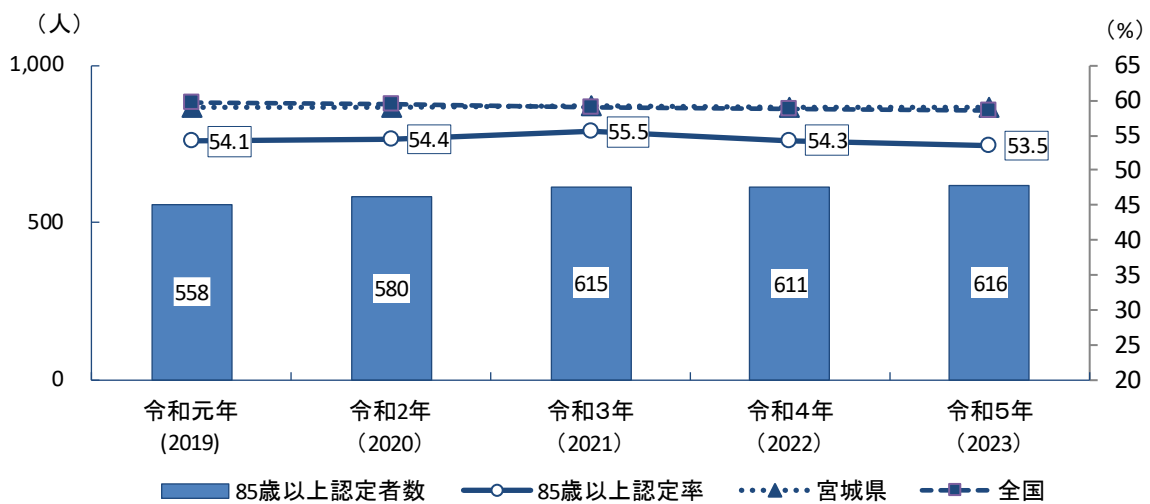
75歳以上、85歳以上ともに、全国、県と比べて認定率は低く抑えられています。

■75歳以上高齢者の要介護認定者数・認定率の推移



資料：地域包括ケア「見える化」システム（各年3月末現在）

■85歳以上高齢者の要介護認定者数・認定率の推移



資料：地域包括ケア「見える化」システム（各年3月末現在）

(2) 認知症高齢者の状況

① 認知症高齢者数・出現率

要介護認定において、認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上と判定された人は、令和2年まで増加していましたが、その後、減少傾向となり、令和4年には559人となっています。

高齢者数に対する割合（出現率）も令和2年に12.0%まで上昇していましたが、令和4年には10.5%まで低下しています。

■認知症高齢者数・出現率の推移

		平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	
<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="text-align: center; margin-right: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">軽度</div> <div style="font-size: 2em; margin: 5px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">重度</div> </div> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">65歳以上</div> </div>	64歳以下	人数	4	3	3	4	2
	Ⅱ a	人数	169	193	211	211	170
		出現率	3.2%	3.6%	3.9%	4.0%	3.2%
	Ⅱ b	人数	223	208	199	212	200
		出現率	4.2%	3.9%	3.7%	4.0%	3.8%
	Ⅲ a	人数	120	136	159	133	125
		出現率	2.2%	2.5%	3.0%	2.5%	2.4%
	Ⅲ b	人数	19	21	17	21	19
		出現率	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.4%
	Ⅳ	人数	65	54	57	45	45
		出現率	1.2%	1.0%	1.1%	0.8%	0.8%
	M	人数	2	0	0	0	0
		出現率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	計	人数	598	612	643	622	559
出現率		11.2%	11.4%	12.0%	11.7%	10.5%	

出典：松島町健康長寿課調べ(各年10月1日現在)

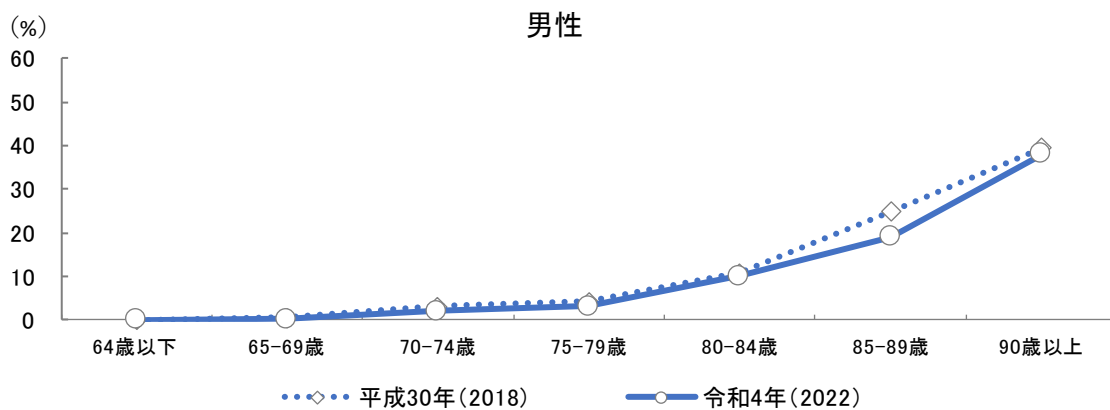
■認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準

自立度	判定基準
Ⅱ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
	Ⅱ a 家庭外で上記Ⅱの状態が見られる。
	Ⅱ b 家庭内でも上記Ⅱの状態が見られる。
Ⅲ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。
	Ⅲ a 日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。
	Ⅲ b 夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。
Ⅳ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

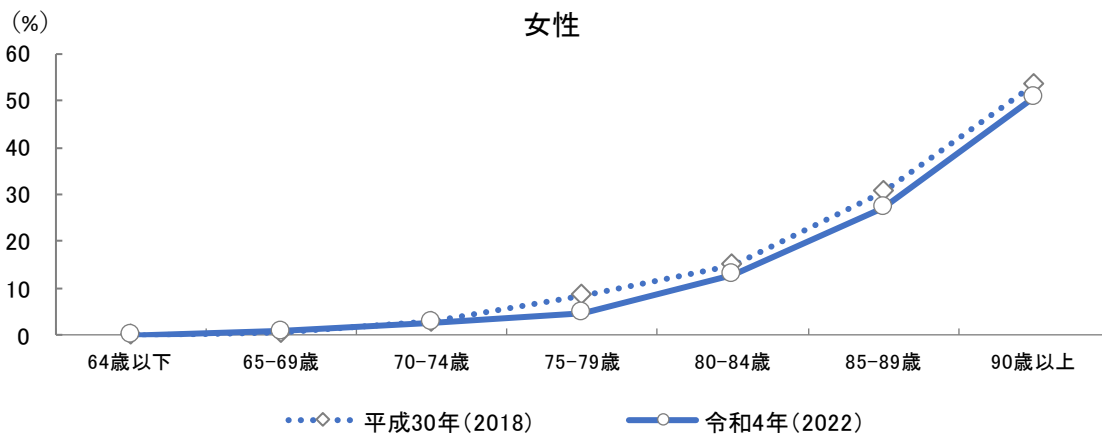
要介護認定において、出現率を性別・年齢別にみると、加齢とともに出現率が上昇し、90歳以上では、男性が38.1%、女性が50.7%となっています。

平成30年と令和4年を比較すると、男性の64歳以下及び女性の65歳から69歳を除き、すべての年齢で出現率が低下しています。

■性別・年齢別出現率の推移（平成30年と令和4年の比較）



	64歳以下	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80-84歳	85-89歳	90歳以上
平成30年（2018）	0.0%	0.7%	3.2%	4.3%	10.9%	24.9%	39.5%
令和4年（2022）	0.1%	0.2%	2.0%	3.2%	10.1%	19.0%	38.1%
増減	0.1%	-0.5%	-1.2%	-1.1%	-0.8%	-5.9%	-1.4%



	64歳以下	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80-84歳	85-89歳	90歳以上
平成30年（2018）	0.1%	0.6%	2.9%	8.5%	14.9%	30.6%	53.5%
令和4年（2022）	0.0%	0.9%	2.8%	4.8%	12.9%	27.2%	50.7%
増減	-0.1%	0.3%	-0.1%	-3.7%	-2.0%	-3.4%	-2.8%

出典：松島町健康長寿課調べ（各年10月1日現在）

3 介護保険事業の状況

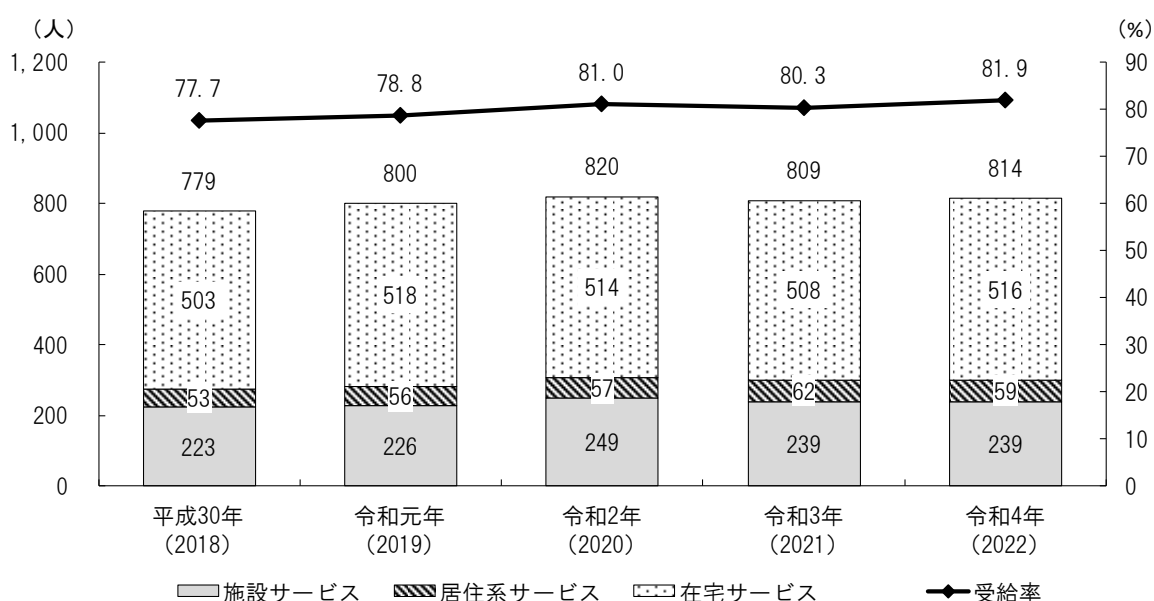
(1) 利用状況

① 利用者数及び受給率の推移

介護保険サービス受給者は、令和2年度まで増加傾向にありましたが、令和3年度に減少、令和4年度は増加し、814人となっています。認定者における受給者の割合（受給率）も同様の動きとなっており、令和4年度は81.9%となっています。

サービス系統別にみると、サービス利用者全体のうち、在宅サービスが6割強、施設サービスが約3割、居住系サービスが1割弱となっています。

■サービス系統別_受給者数及び受給率の推移（各年9月）



資料：地域包括ケア「見える化」システム

■サービス系統別構成比の推移

	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
施設サービス	28.6%	28.3%	30.4%	29.5%	29.4%
居住系サービス	6.8%	7.0%	7.0%	7.7%	7.2%
在宅サービス	64.6%	64.8%	62.7%	62.8%	63.4%

※四捨五入の関係により、各サービスの合計が100にならない場合があります。(以下、同様)

資料：地域包括ケア「見える化」システム

② サービス別利用者数の推移

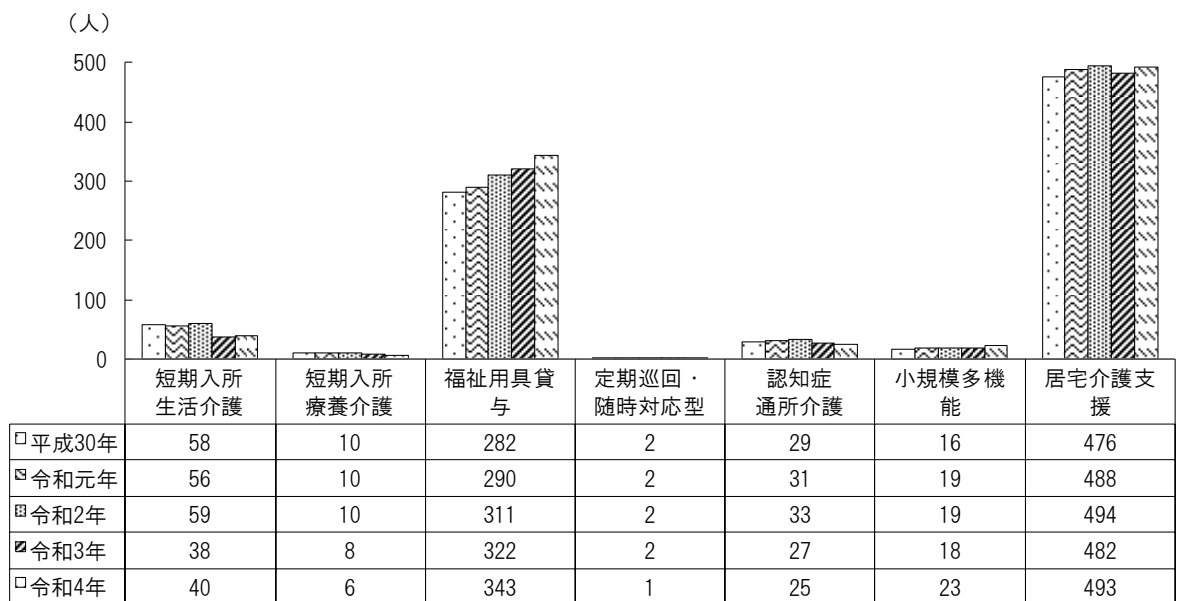
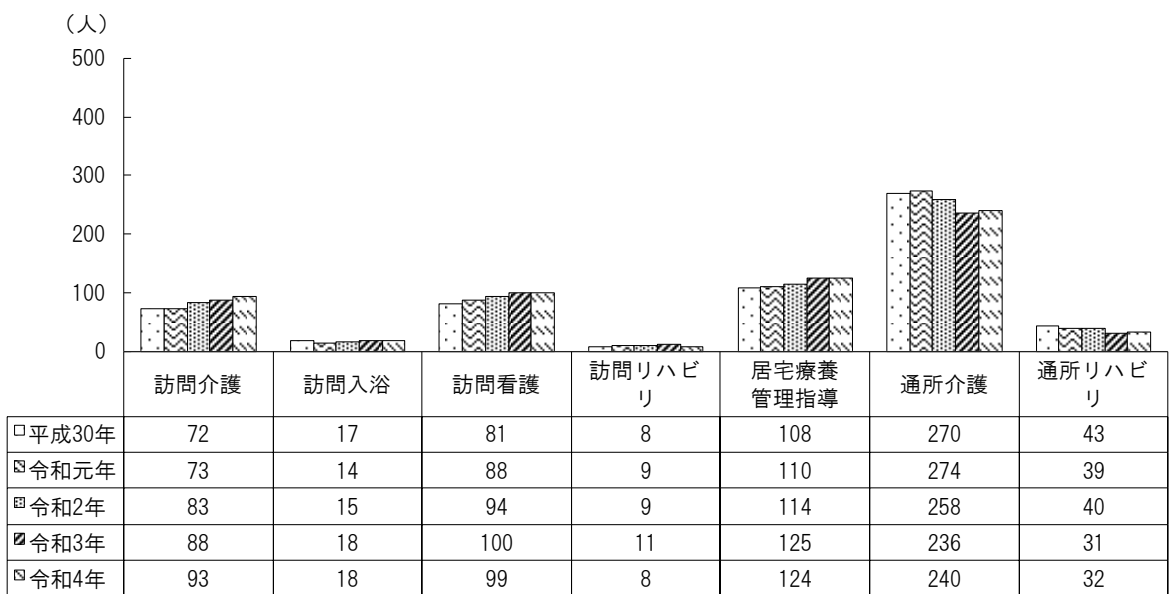
ア 在宅サービス

在宅サービスのサービス別利用者数は、令和4年度で「居宅介護支援」が493人で最も多く、次いで「福祉用具貸与」（343人）、「通所介護（地域密着型含む）」（240人）と続いています。

平成30年度以降の推移をみると、「福祉用具貸与」、「訪問介護」、「訪問看護」、「居宅療養管理指導」、「居宅介護支援」等で増加傾向にあります。

一方、「通所介護」、「通所リハビリテーション」、「短期入所生活介護」、「短期入所療養介護」等で減少傾向がみられます。

■在宅サービス_利用者数（月平均）の推移



※通所介護は、地域密着型通所介護を含む。

資料：地域包括ケア「見える化」システム

■在宅サービス_受給率の推移

	訪問介護	訪問入浴	訪問看護	訪問リハビリ	居宅療養管理指導	通所介護	通所リハビリ
平成30年	7.2%	1.7%	8.1%	0.8%	10.8%	26.9%	4.3%
令和元年	7.2%	1.4%	8.6%	0.9%	10.8%	27.0%	3.9%
令和2年	8.2%	1.5%	9.3%	0.9%	11.3%	25.5%	3.9%
令和3年	8.7%	1.8%	9.9%	1.1%	12.4%	23.5%	3.1%
令和4年	9.4%	1.8%	9.9%	0.8%	12.5%	24.1%	3.2%

	短期入所生活介護	短期入所療養介護	福祉用具貸与	定期巡回・随時対応型	認知症通所介護	小規模多機能	居宅介護支援
平成30年	5.8%	1.0%	28.1%	0.2%	2.9%	1.6%	47.5%
令和元年	5.5%	1.0%	28.6%	0.2%	3.1%	1.9%	48.1%
令和2年	5.9%	1.0%	30.8%	0.2%	3.2%	1.9%	48.8%
令和3年	3.8%	0.8%	32.0%	0.2%	2.6%	1.8%	47.9%
令和4年	4.0%	0.6%	34.5%	0.1%	2.5%	2.3%	49.6%

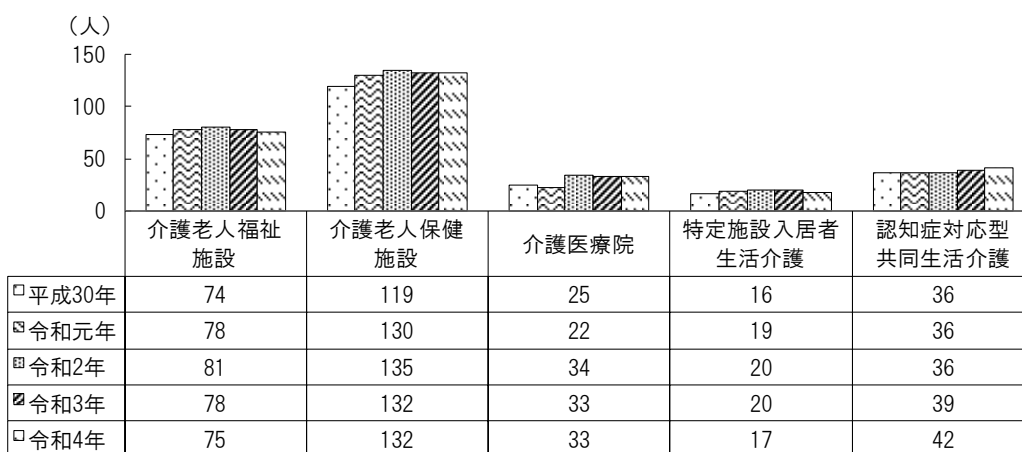
資料：地域包括ケア「見える化」システム

イ 施設・居住系サービス

施設・居住系サービスの利用者数をみると、令和4年度で「介護老人保健施設」が132人、「介護老人福祉施設」が75人、「認知症対応型共同生活介護」が42人、「介護医療院」が33人、「特定施設入居者生活介護」が17人となっています。

平成30年度以降の推移をみると、多くのサービスで令和2年度まで増加、その後横ばいもしくは減少傾向となっています。

■施設・居住系サービス_利用者数（月平均）の推移



※介護医療院は介護療養型医療施設を含む。

資料：地域包括ケア「見える化」システム

■施設・居住系サービス_受給率の推移

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院	特定施設入居者生活介護	認知症対応型共同生活介護
平成30年	7.4%	11.9%	2.4%	1.6%	3.6%
令和元年	7.7%	12.8%	2.2%	1.9%	3.5%
令和2年	8.0%	13.3%	3.3%	1.9%	3.6%
令和3年	7.7%	13.1%	3.3%	1.9%	3.9%
令和4年	7.5%	13.3%	3.3%	1.7%	4.2%

資料：地域包括ケア「見える化」システム

③ 計画値との比較

サービスごとの利用者数（年間）を計画値と比較すると、在宅サービスでは「訪問入浴介護」、「訪問介護」、「訪問看護」等で計画値を上回り、「地域密着型通所介護」、「短期入所生活介護」、「短期入所療養介護」、「住宅改修」、「通所リハビリテーション」、「認知症対応型通所介護」等で計画値を下回っています。

施設・居住系サービスでは、「認知症対応型共同生活介護」で計画値を上回っていますが、それ以外のサービスはすべて計画値を下回っています。

■在宅サービス

		計画値		実績値		対計画比	
		令和3年	令和4年	令和3年	令和4年	令和3年	令和4年
訪問介護	人/年	888	924	1,055	1,118	118.8%	121.0%
訪問入浴介護	人/年	144	144	217	218	150.7%	151.4%
訪問看護	人/年	1,128	1,176	1,202	1,185	106.6%	100.8%
訪問リハビリテーション	人/年	96	96	129	95	134.4%	99.0%
居宅療養管理指導	人/年	1,440	1,464	1,501	1,492	104.2%	101.9%
通所介護	人/年	2,484	2,568	2,203	2,454	88.7%	95.6%
地域密着型通所介護	人/年	864	888	632	423	73.1%	47.6%
通所リハビリテーション	人/年	492	504	373	382	75.8%	75.8%
短期入所生活介護	人/年	720	732	458	475	63.6%	64.9%
短期入所療養介護（老健）	人/年	120	120	92	77	76.7%	64.2%
短期入所療養介護（病院等）	人/年	0	0	0	0	-	-
短期入所療養介護（介護医療院）	人/年	0	0	1	0	-	-
福祉用具貸与	人/年	3,924	4,080	3,863	4,118	98.4%	100.9%
特定福祉用具販売	人/年	72	72	60	74	83.3%	102.8%
住宅改修	人/年	60	72	38	48	63.3%	66.7%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/年	24	24	24	14	100.0%	58.3%
夜間対応型訪問介護	人/年	0	0	0	0	-	-
認知症対応型通所介護	人/年	396	408	318	294	80.3%	72.1%
小規模多機能型居宅介護	人/年	276	288	221	271	80.1%	94.1%
看護小規模多機能型居宅介護	人/年	0	0	0	0	-	-
介護予防支援・居宅介護支援	人/年	6,348	6,516	5,787	5,915	91.2%	90.8%

■施設・居住系サービス

		計画値		実績値		対計画比	
		令和3年	令和4年	令和3年	令和4年	令和3年	令和4年
介護老人福祉施設	人/年	1,008	1,008	930	900	92.3%	89.3%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/年	0	0	0	0	-	-
介護老人保健施設	人/年	1,764	1,848	1,587	1,588	90.0%	85.9%
介護医療院	人/年	456	456	401	393	87.9%	86.2%
介護療養型医療施設	人/年	0	0	0	0	-	-
特定施設入居者生活介護	人/年	288	300	235	203	81.6%	67.7%
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/年	0	0	0	0	-	-
認知症対応型共同生活介護	人/年	432	432	469	499	108.6%	115.5%

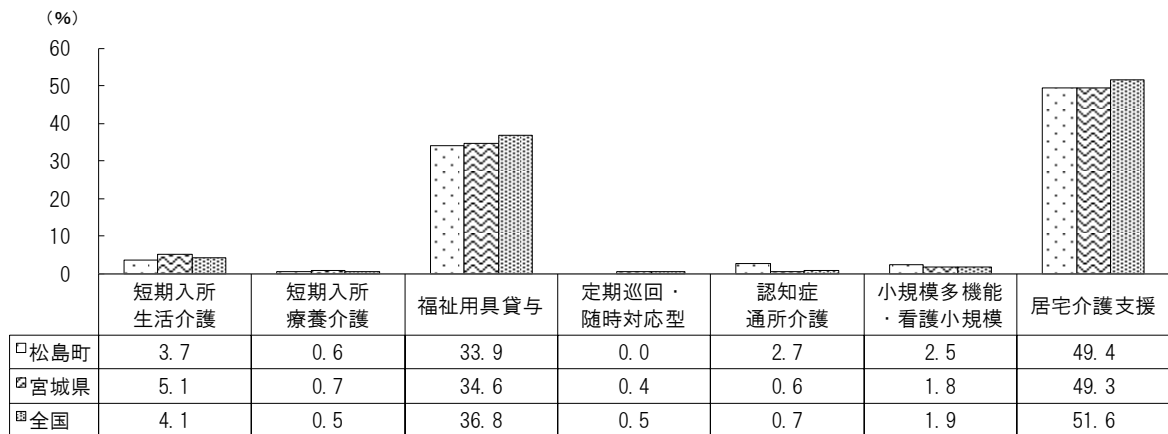
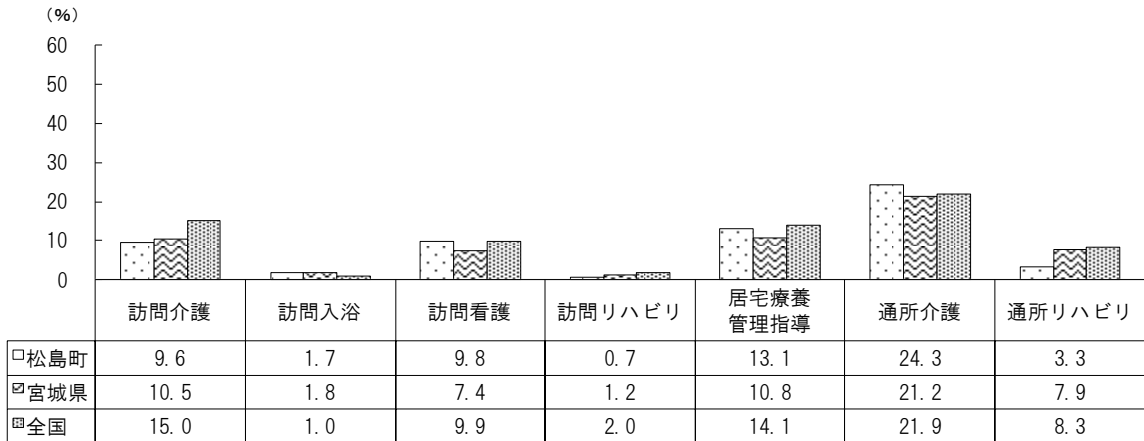
資料：地域包括ケア「見える化」システム

④ 他自治体との比較

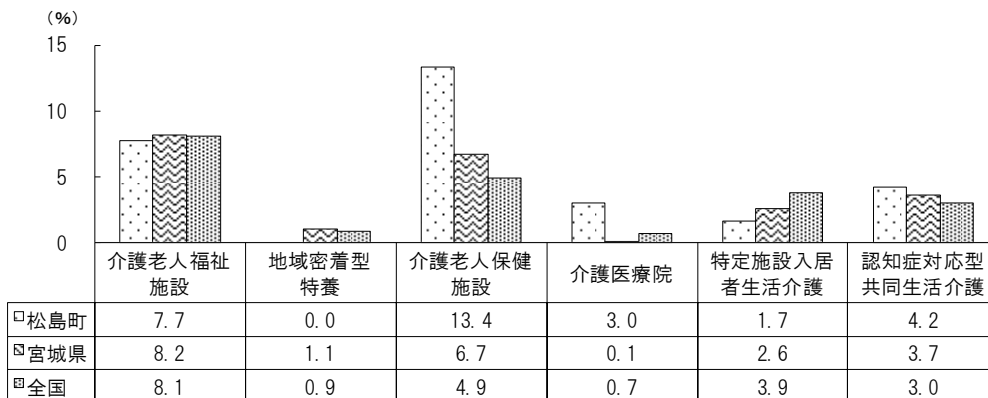
松島町の在宅サービスの受給率を全国、宮城県と比べると、「通所介護」、「認知症対応型通所介護」、「小規模多機能型居宅介護」等の受給率が高く、「通所リハビリテーション」、「訪問介護」等の受給率が低くなっています。

施設・居住系サービスの受給率では、「介護老人保健施設」「介護医療院」「認知症対応型共同生活介護」が高く、「特定施設入居者生活介護」では低くなっています。

■在宅サービス



■施設・居住系サービス



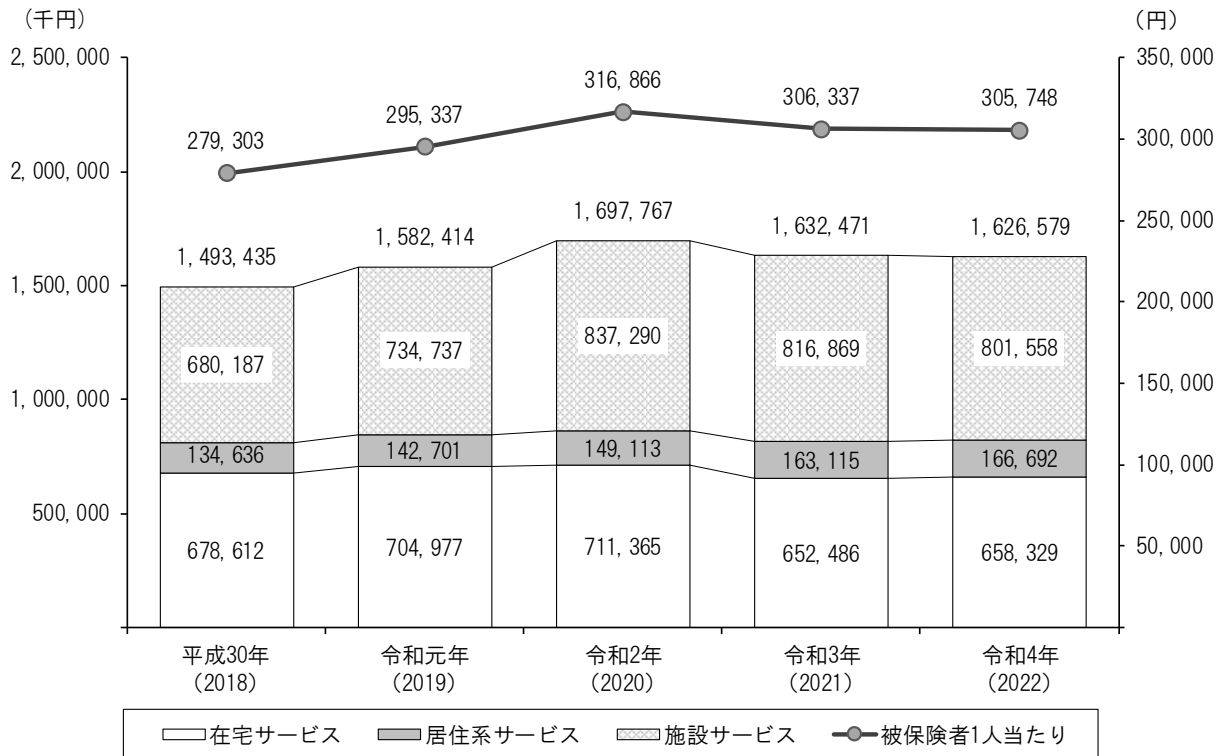
資料：介護保険事業状況報告 R4.11月報（9月サービス提供分）より算出

(2) 給付費

① 給付費の推移

介護保険サービス給付費は令和2年度に約17億円まで増加していましたが、令和3年度は減少、令和4年度は概ね横ばいで推移し、令和4年度は約16億3千万円となっています。

第1号被保険者1人当たり給付費も同様の動きで推移し、令和4年度で305,748円となっています。



資料：地域包括ケア「見える化」システム

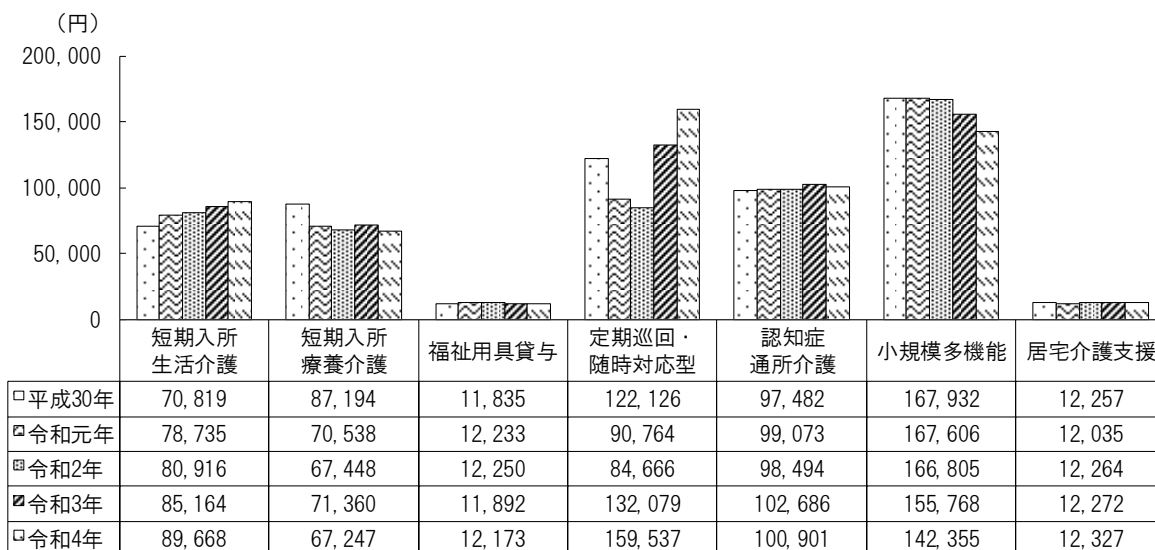
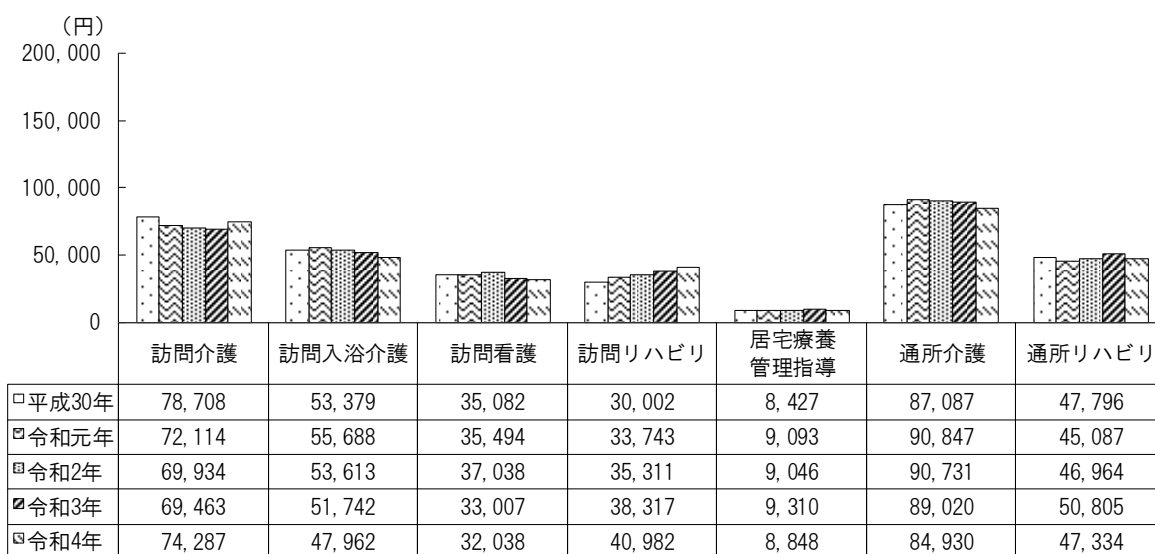
② 利用者1人当たり給付費の推移

ア 在宅サービス

在宅サービスごとの受給者1人当たり給付費をみると、令和4年度では「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」が159,537円で最も高く、次いで「小規模多機能型居宅介護」(142,355円)、「認知症対応型通所介護」(100,901円)と続いています。

平成30年以降の推移をみると、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「短期入所生活介護」、「訪問リハビリテーション」等で増加傾向がみられ、「小規模多機能型居宅介護」、「短期入所療養介護」、「訪問入浴介護」等では減少しています。

■在宅サービス

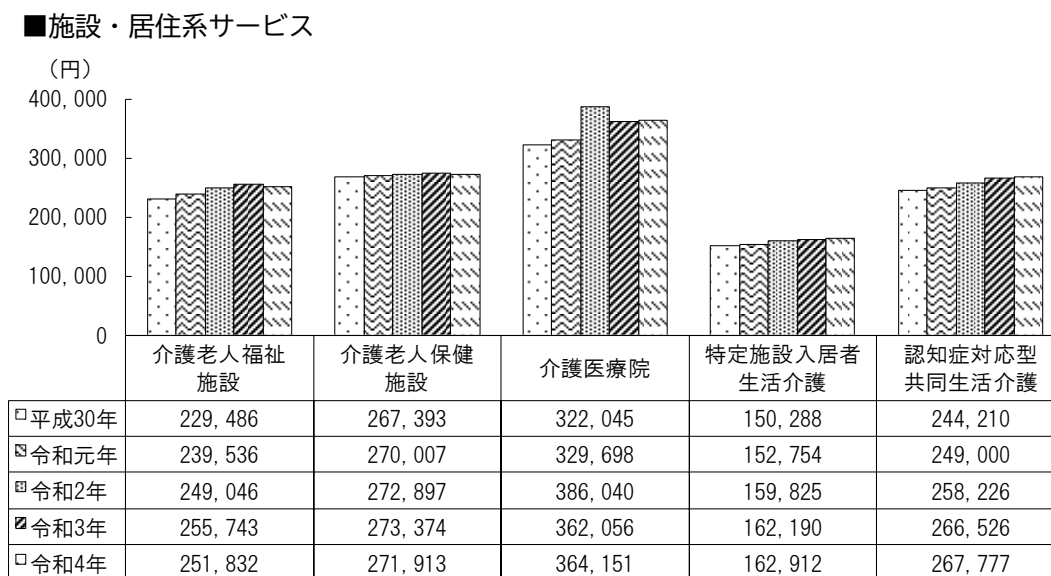


資料：地域包括ケア「見える化」システム

イ 施設・居住系サービス

施設・居住系サービスごとの受給者1人当たり給付費をみると、令和4年度では「介護医療院」が364,151円で最も高く、次いで「介護老人保健施設」(271,913円)、「認知症対応型共同生活介護」(267,777円)と続いています。

平成30年以降の推移をみると、「介護老人保健施設」が概ね横ばいで推移している以外は、増加傾向がみられます。



資料：地域包括ケア「見える化」システム

③ 計画値との比較

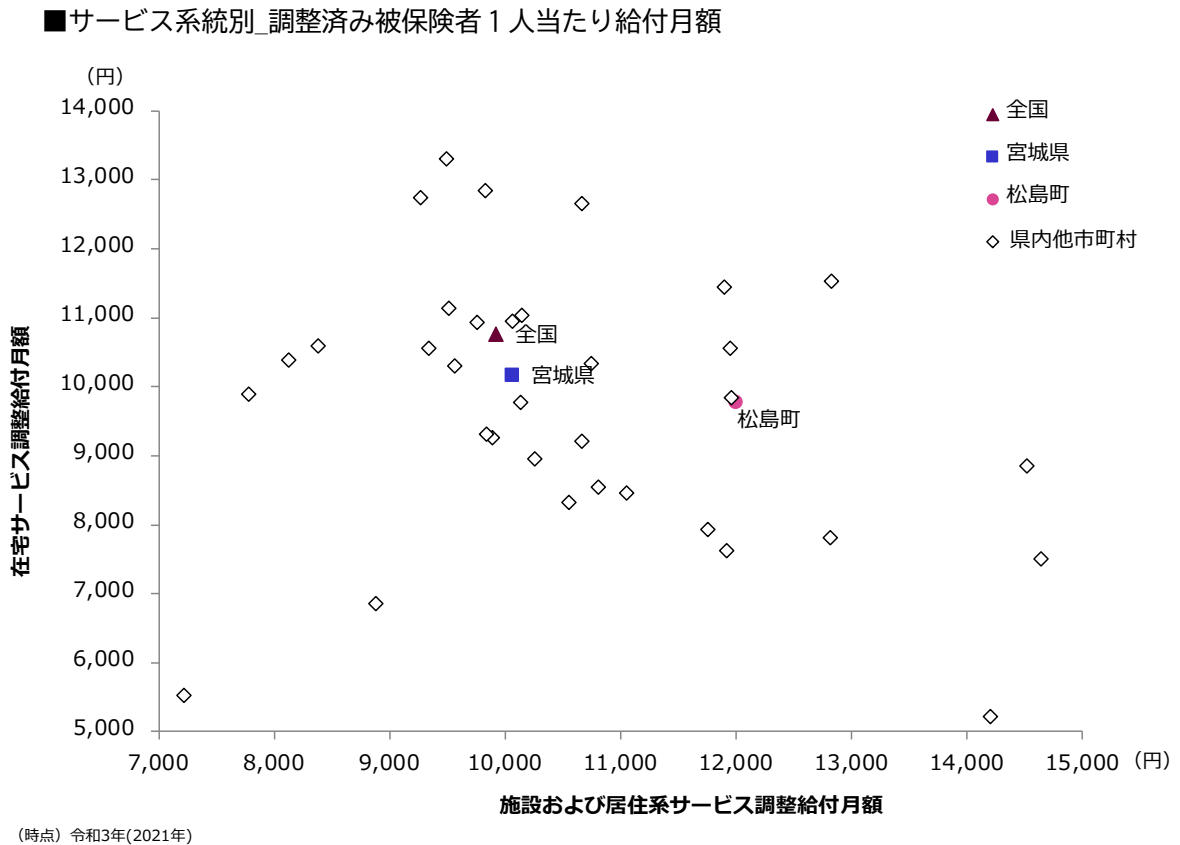
給付費の実績値を計画値と比較すると、居住系サービスで計画値を上回り、施設サービス及び在宅サービスで計画値を下回っており、「総給付費」の対計画比は、令和3年度が91.3%、令和4年度が88.5%となっています。

		計画値		実績値		対計画比	
		令和3年	令和4年	令和3年	令和4年	令和3年	令和4年
総給付費	千円	1,788,215	1,838,307	1,632,471	1,626,579	91.3%	88.5%
在宅サービス	千円	753,152	777,258	652,486	658,329	86.6%	84.7%
居住系サービス	千円	150,802	152,796	163,115	166,692	108.2%	109.1%
施設サービス	千円	884,261	908,253	816,869	801,558	92.4%	88.3%
第1号被保険者1人当たり給付費	円	338,037	348,296	306,337	305,748	90.6%	87.8%

資料：地域包括ケア「見える化」システム

④ 他自治体との比較

第1号被保険者1人当たりの調整済み給付月額を在宅サービス、施設・居住系サービス別にみると、松島町は、全国、宮城県より施設・居住系サービスは高く、在宅サービスは低くなっています。

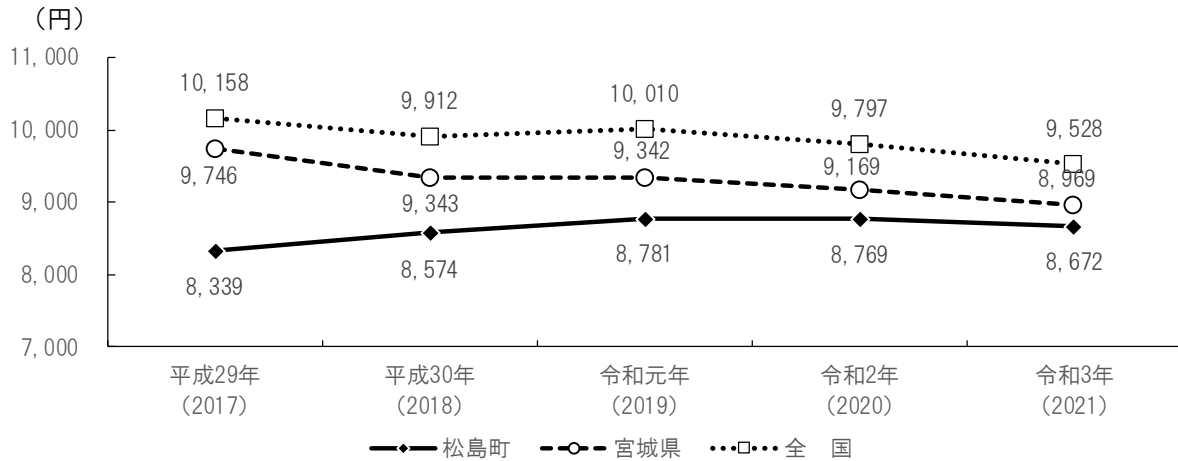


資料：地域包括ケア「見える化」システム

第1号被保険者1人当たりの調整済み給付月額を全国、宮城県と比較すると、在宅サービスでは、全国、県と比べて低い水準で推移していますが、全国、県が減少傾向にある中、松島町では増加傾向となっており、その差が縮まっています。

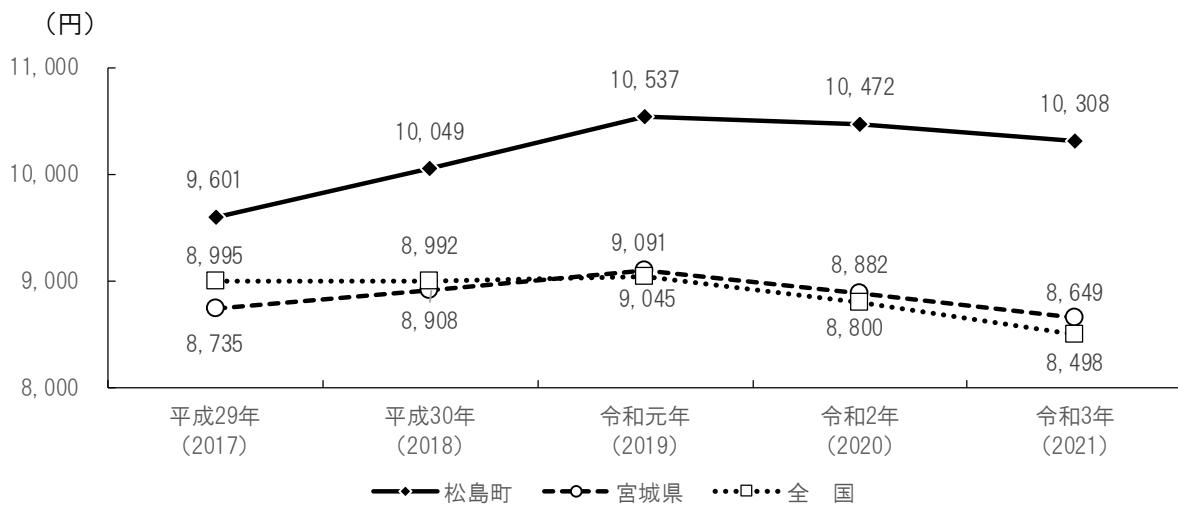
施設・居住系サービスにおいても、全国、県が横ばいもしくは減少傾向で推移する中、松島町では増加傾向がみられ、全国、県と比べて高い値となっています。

■在宅サービス



資料：地域包括ケア「見える化」システム

■施設・居住系サービス



資料：地域包括ケア「見える化」システム

(3) 地域支援事業の実施状況

地域支援事業とは、国の地域支援事業実施要綱等に基づいて、高齢者が介護を要する状態となるのを予防することを目的として実施するものです。

① 介護予防・生活支援サービス

本町では、訪問介護従前相当サービス、通所介護従前相当サービスを実施し、専門的なサービスを必要とする高齢者へのサービス提供を行っているほか、介護予防に重点を置いた松島町の独自サービス(基準緩和型サービス)を提供しています。

■介護予防・生活支援サービスの利用状況

事業名		単位	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込み
訪問型 サービス	訪問介護従前 相当サービス	利用人数	11人	12人	12人
	基準緩和型サービス (サービスA)	利用人数	30人	35人	38人
通所型 サービス	通所介護従前 相当サービス	利用人数	69人	82人	85人
	基準緩和型サービス (サービスA)	利用人数	17人	16人	16人
介護予防ケアマネジメント		利用人数	63人	70人	75人

② 一般高齢者施策

高齢者を対象に町内各地区において介護予防事業(まつしま元気塾)を開催するとともに、地域住民主体の高齢者サロンの立ち上げを支援し、地域の通いの場づくりを進めています。また、全世帯に地域包括支援センター機関誌「スマイル」を発行し、住民へ介護予防に対する意識啓発を図っています。地域介護予防活動支援事業では、介護予防や健康増進の啓発を目的に講師の派遣等、通いの場への支援をし、地域リハビリテーション活動支援事業では、リハビリの専門職を派遣しています。

■一般介護予防事業の実施状況

事業名		単位	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込み
介護予防普 及啓発事業	まつしま元気塾	開催回数	714回	720回	720回
		参加人数	4,254人	4,255人	4,100人
	機関誌「スマイル」発行	配付回数	4回	4回	4回
		発行部数 (1回あたり)	5,400部	5,400部	5,400部
地域介護予防活動支援事業 (住民主体の通いの場)		実施団体数	37団体	37団体	37団体
		65歳以上参加率	14.4%	15.3%	15.3%
地域リハビリテーション活動支援事業		派遣回数	18回	17回	15回

③ 包括的支援事業・任意事業

高齢者の総合相談窓口として相談対応を行い、適切な機関やサービスにつなぎ、関係機関と連携しながら支援を行っています。

在宅医療・介護連携推進事業では、塩釜地区医療・介護連携シートを運用しているほか、地域包括支援センターが医療・介護連携の相談窓口となり相談対応を行っています。

生活支援体制整備事業では、事業を松島町社会福祉協議会に委託して生活支援コーディネーターを配置し、地域の実情を把握しながら、通いの場の活動を支援しています。また、買い物支援マップや広報誌を作成し、普及啓発に努めています。

認知症総合支援事業では、認知症地域支援推進員の配置や認知症カフェの設置・運営支援、認知症サポーターの養成、はいかい高齢者SOSネットワーク等を通じて、地域全体で認知症を見守る体制の強化を図っており、認知症カフェは、令和4年度に1か所増え、4か所となっています。また、認知症初期集中支援チームでは、地域包括支援センターに相談が入った中で、対応困難なケース等について支援チームとして介入し、医療受診や介護サービス等の必要なサービスにつないでいます。令和3年度、認知症ケアパスを全戸及び関係機関へ配布するとともに認知症の相談対応等でも活用しています。

地域ケア会議（関係機関連携部会）では、関係機関等と連携して、困難な課題を抱える高齢者の課題解決に向けた検討を行い、地域包括支援ネットワークの構築を図っています。

■包括的支援事業・任意事業の実施状況

	事業名	単位	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込み
包括的 支援 事業	総合相談支援事業	相談対応件数	938件	1,025件	1,100件
	高齢者虐待対応	対応件数	9件	10件	3件
	認知症総合支援事業	相談件数	196件	133件	150件
	地域ケア会議推進事業	開催回数	6回	10回	5回
	介護予防支援業務	件数	1,850件	2,036件	2,200件
任意 事業	介護者交流会	開催回数	5回	6回	6回
	成年後見制度利用支援	件数	2件	0件	0件

4 高齢者保健福祉事業の状況

(1) 高齢者保健事業の実施状況

健康診査等の実施では、生活習慣病を早期に発見し、重症化を予防するため、健康診査とがん検診を集団健診・個別検診により実施しています。

また、庁舎内関係部署と連携しインセンティブ制度を取り入れ、町民の健康増進や生活習慣の改善を図るとともに、糖尿病の発症や重症化予防に向けて、関係機関と協力しながら、ポピュレーションアプローチ及びハイリスクアプローチを通して、生活習慣改善の継続的な取組や適正な医療受診を促しています。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に向けて、令和4年度より関係課の検討体制及び連携体制を整備するとともに、地域の健康課題を抽出し事業計画を作成しました。

■高齢者保健事業の実施状況

事業名	単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込み	
特定健康診査・特定保健指導	特定健診実施率	松島町	51.0%	51.7%	48.5%
		宮城県	45.8%	47.1%	(-)
		全 国	36.4%	(-)	(-)
	メタボリックシンドローム該当者及び予備群	松島町	37.0%	33.9%	33.9%
		宮城県	35.5%	35.0%	(-)
		全 国	31.8%	(-)	(-)
	特定保健指導終了率	松島町	33.79%	29.7%	30.3%
		宮城県	21.0%	21.8%	(-)
		全 国	27.9%	(-)	(-)
お達者健診（75歳以上）	受診者数	586人	585人	641人	
	受診率	22.5%	22.6%	24.0%	
健康教育	実施回数	20回	23回	23回	
	参加人数	134人	160人	160人	
健康相談（重点相談+総合相談）	実施回数	29回	26回	28回	
	参加人数	187人	122人	160人	
訪問指導	実施人数	7人	5人	2人	
	延べ人数	7人	5人	2人	
長寿・健康増進事業	健康水中運動教室	実施回数	16回	20回	16回
		参加延人数	133人	154人	96人
	健康体操教室	実施回数	24回	24回	48回
		参加延人数	434人	438人	490人

(2) 高齢者福祉事業の実施状況

本町では、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を営むことができるよう、高齢者福祉に関する各種事業を実施しています。

高齢者を地域で見守るため、ひとり暮らし高齢者等に対し、緊急時に通報できる機器を貸与しているほか、宅配夕食サービス事業を実施し、食事の提供と併せて安否確認を行っています。また、緊急時に施設等で保護する在宅高齢者緊急ショートステイ事業や老人福祉施設措置事業を実施しています。

生きがいづくりに関する取組としては、88歳及び99歳のお祝いに祝金を支給し、長寿への敬意を表する敬老事業や、松島町老人クラブ連合会及び単位老人クラブ9か所に補助金を交付するなど老人クラブの活動を支援しています。

災害時の避難行動に特に支援を要する高齢者等については、避難行動要支援者名簿を作成し、関係機関に配布しています。名簿登録者は令和4年度実績で1,000人となっています。また、災害発生時における福祉避難所の確保に関する協定を10施設と結んでいます。

■高齢者福祉事業の実施状況

事業名	単位	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込み
ひとり暮らし老人等緊急通報システム	現設置台数	26台	21台	25台
在宅高齢者緊急ショートステイ事業	利用件数	1件	1件	1件
老人福祉施設措置事業※ (養護老人ホームへの入所措置)	措置件数	2件	3件	2件
宅配夕食サービス事業 (お晩ディッシュ)	利用者数	50人	60人	65人
	延配食数	10,695食	10,753食	12,720食
敬老事業	祝金支給者数	108人	137人	154人
老人クラブ育成事業	クラブ数	9団体	9団体	9団体
	会員数	499人	415人	421人
避難行動要支援者台帳整備	名簿掲載者数	1,052人	1,000人	980人
福祉避難所協定	施設数	10施設	10施設	10施設

※老人福祉施設措置事業：やむを得ない事由による措置事業（短期入所生活介護）を含む

5 アンケート調査の結果概要

(1) 調査の実施概要

本調査は、令和6年度から令和8年度を計画期間とする「松島町高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画」の策定に向け、高齢者の日常生活の状況、心身の状況、介護予防に対する意識、在宅介護の状況、福祉・介護保険事業に関する意見などを伺い、計画策定の基礎資料として活用するために実施しました。

○ 調査対象

	種別	対象者
①	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 (健康と生活に関するアンケート調査)	町内在住の65歳以上の方から無作為抽出した1,017人
②	在宅介護実態調査 (介護等に関するアンケート調査)	要支援・要介護認定を受けて在宅で生活している高齢者とその介護者
③	介護サービス提供事業者 アンケート調査	町内介護保険サービス提供事業者 29事業所

○ 調査期間：①・② 令和5年1月27日～令和5年2月20日

③ 令和5年7月26日～8月18日

○ 調査方法：郵送配付・回収

○ 配付・回収

	種別	配付数	回収数	回収率
①	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 (健康と生活に関するアンケート調査)	1,017票	625票	61.4%
②	在宅介護実態調査 (介護等に関するアンケート調査)	473票	284票	60.0%
③	介護サービス提供事業者 アンケート調査	29票	29票	100%

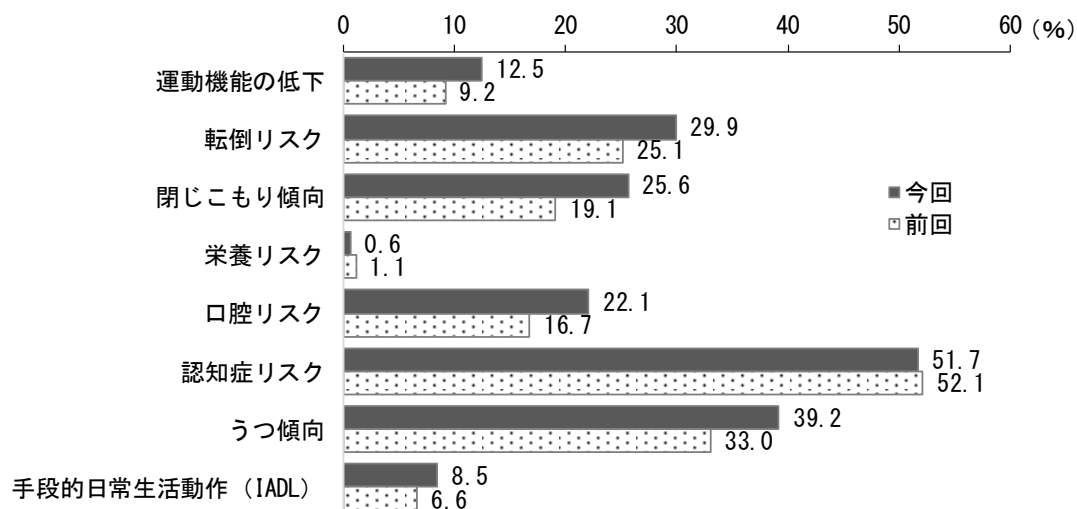
(2) 健康と生活に関するアンケート調査の結果概要

① 生活機能評価（リスク判定）分析

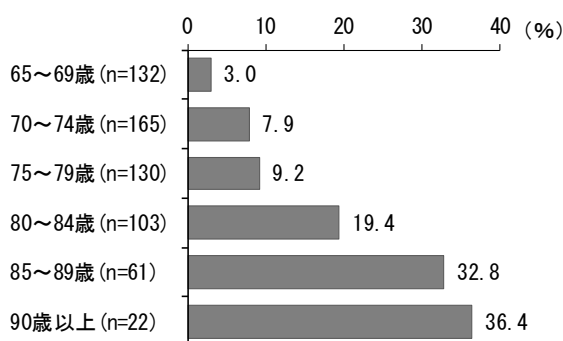
回答結果から各種リスクの有無を判定したところ、「リスクあり」と判定された人の割合は以下のとおりです。前回調査と比べて、多くの項目で「リスクあり」と判定された人の割合が増加しています。

「運動機能の低下」、「閉じこもり傾向」では、年齢とともに割合が増加し、「認知症リスク」、「うつ傾向」では、比較的若い年代から高い割合となっています。

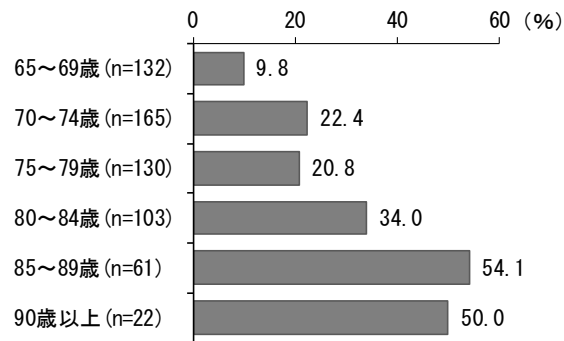
■各種リスク該当者の割合



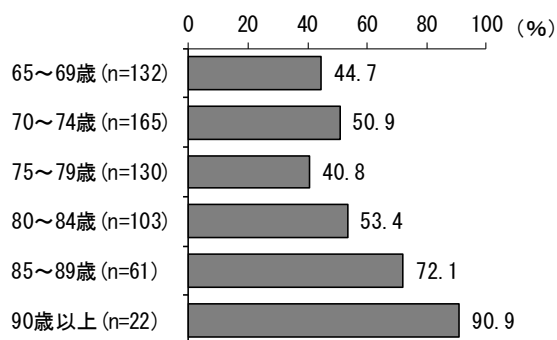
【運動機能の低下】



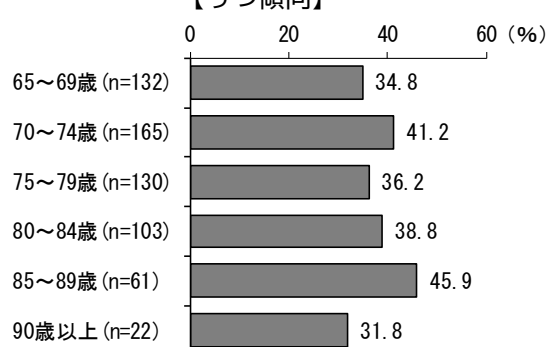
【閉じこもり傾向】



【認知症リスク】



【うつ傾向】

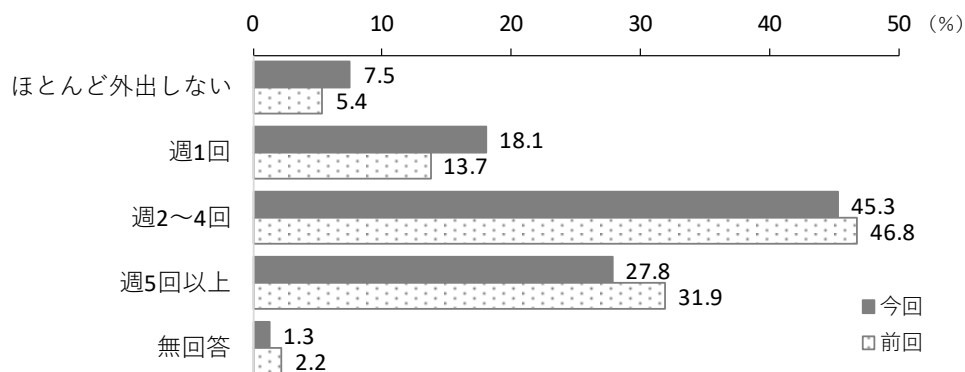


② 外出の状況

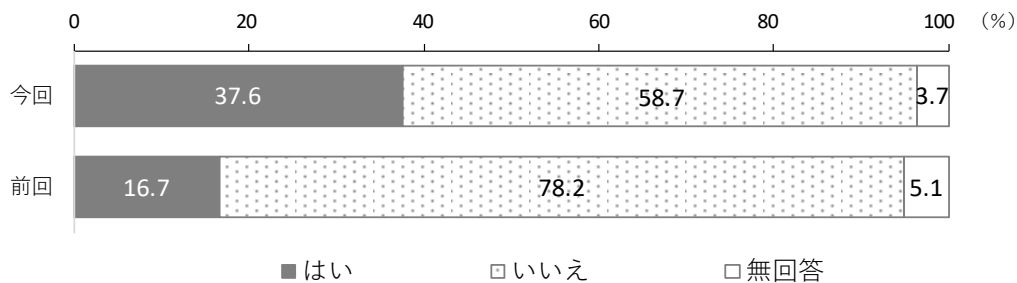
外出の頻度について、「週2~4回」が45.3%で最も高くなっています。前回調査と比べると、「週5回以上」の割合が減少し、「週1回」の割合が増加しており、頻度が少なくなっています。

外出を控えているかウかがったところ、「はい」が37.6%で、前回と比べて大きく増加しています。外出を控えている理由について、71.5%の人が「新型コロナウイルス感染症の感染が不安」と回答しています。

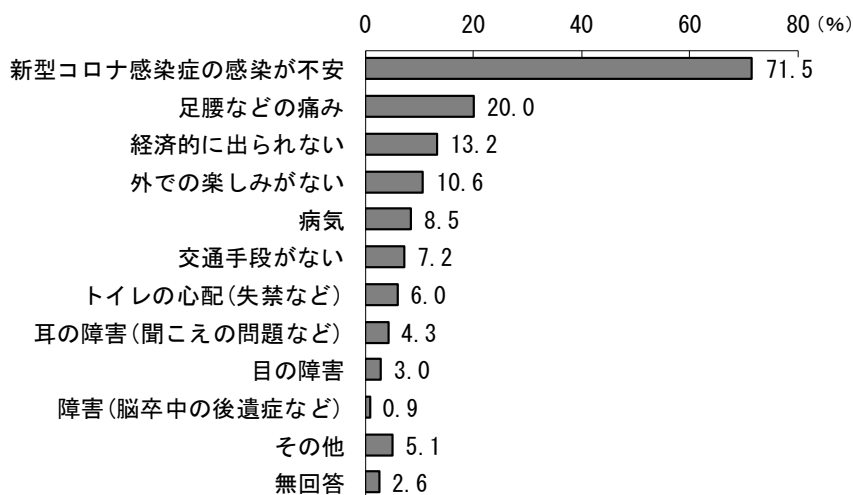
■外出の頻度



■外出を控えているか



■外出を控えている理由

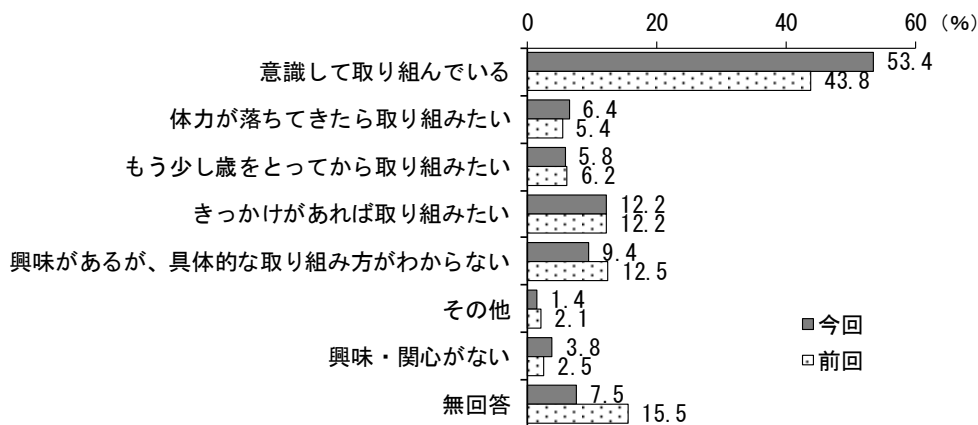


③ 介護予防への取組状況

介護予防に向けた取組について、「意識して取り組んでいる」が53.4%で、前回調査と比べて9.6ポイント増加しています。

年齢別にみると、年代を問わず、5～6割程度の方が介護予防に意識して取り組んでいます。70～74歳では、「きっかけがあれば取り組みたい」と回答した人が2割弱で、他の年代よりやや高くなっています。65～69歳では、「もう少し歳をとってから取り組みたい」とする人の割合が約1割で、他の年代よりやや高くなっています。

■介護予防に向けて取り組んでいるか



【性別・年齢別クロス集計】

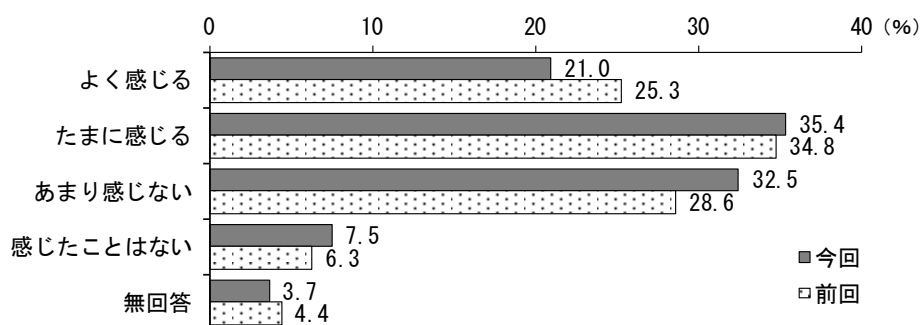
		人数 (人)	意識して 取り組ん で	体力が 落ちて きたら 組み たい	もう 少し 取り 組 み た い	取り 組 み た い あ れ ば	体 的 な 取 組 み が あ ら な い	そ の 他	興 味 ・ 関 心 が な い	無 回 答
全体		625	53.4	6.4	5.8	12.2	9.4	1.4	3.8	7.5
性別	男性	276	45.3	8.0	8.3	13.8	9.4	1.8	6.9	6.5
	女性	333	60.4	4.8	3.9	10.8	9.6	1.2	0.9	8.4
年齢	65～69歳	132	47.0	8.3	11.4	12.9	10.6	0.8	3.0	6.1
	70～74歳	165	50.9	3.6	7.9	17.6	9.1	2.4	2.4	6.1
	75～79歳	130	55.4	6.2	6.2	11.5	10.0	1.5	2.3	6.9
	80～84歳	103	58.3	7.8	0.0	7.8	9.7	1.9	3.9	10.7
	85～89歳	61	55.7	8.2	0.0	6.6	9.8	0.0	9.8	9.8
	90～94歳	18	55.6	11.1	0.0	5.6	5.6	0.0	5.6	16.7
	95～99歳	3	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
100歳以上	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

④ 地域とのつながり

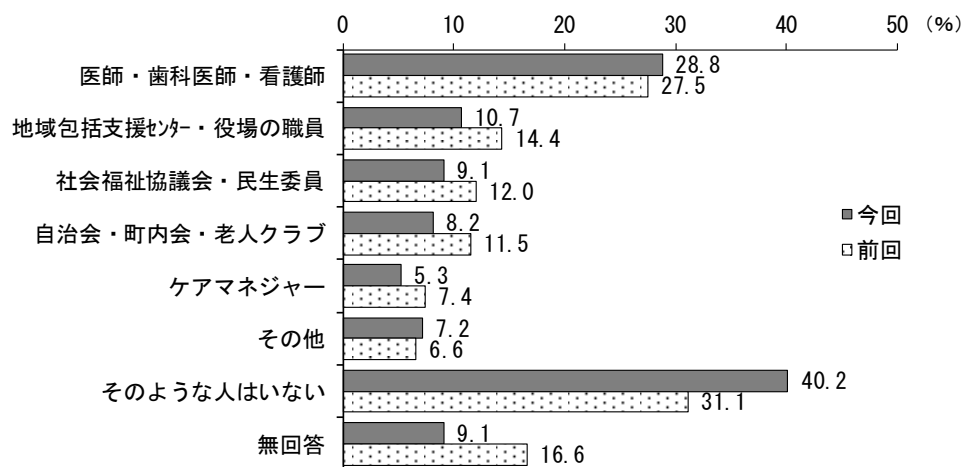
地域とのつながりについて、「たまに感じる」が35.4%、「あまり感じない」が32.5%となっています。前回調査と比べると、「よく感じる」が減少し、「あまり感じない」が増加しており、地域とのつながりの希薄化がうかがえます。

家族や友人・知人以外で相談できる相手について、「そのような人はいない」が40.2%となっており、前回調査と比べて9.1ポイント増加しています。

■地域とのつながりを感じるか



■家族や友人・知人以外で相談できる相手

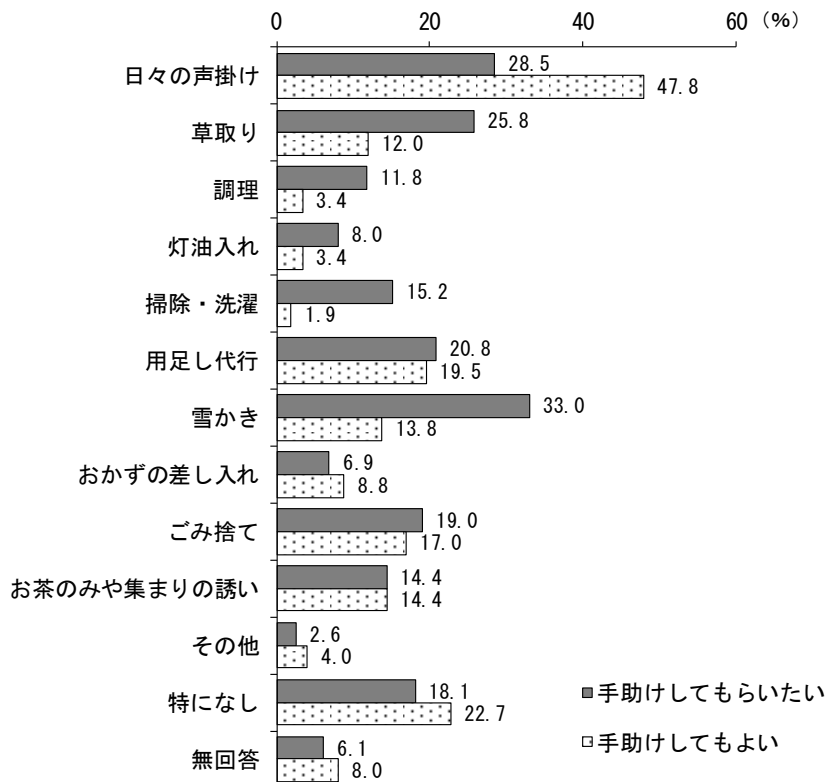


⑤ 地域での助け合い・ボランティア

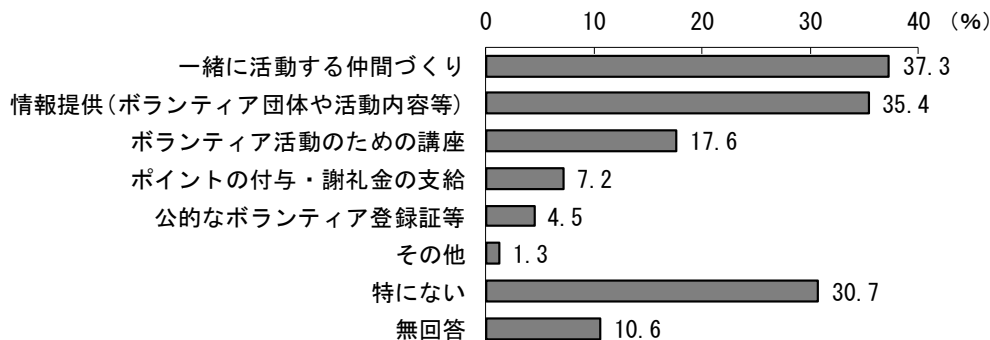
高齢になったら手助けしてもらいたいことと、手助けしてもよいことについて、「日々の声掛け」、「用足し代行」、「ごみ捨て」、「お茶のみや集まりのお誘い」、「おかずの差し入れ」などは、ニーズに対して手助けしてもよいとする人の割合が上回っているか、近い割合となっています。「雪かき」、「草取り」、「掃除・洗濯」、「調理」などは、ニーズに対して手助けしてもよいとする人の割合が大きく下回っています。

高齢者がボランティア活動に参加しやすくするための取組について、「一緒に活動する仲間づくり」、「情報提供」、「ボランティアのための講座」の割合が高くなっています。

■家族や友人・知人以外で相談できる相手



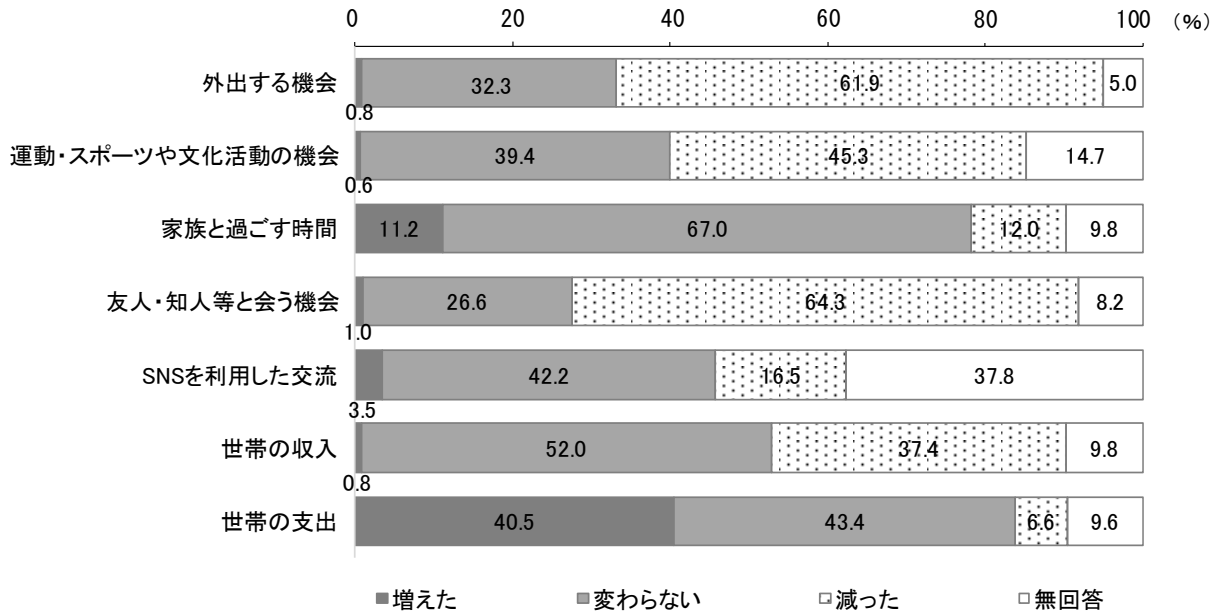
■高齢者がボランティア活動に参加しやすくなるための取組



⑥ 新型コロナウイルス感染拡大の影響

コロナ禍の前後における生活状況の変化について、「友人・知人等と会う機会」や「外出する機会」、「運動・スポーツや文化活動の機会」等が減った人の割合が高く、「世帯の支出」が増えたとする人の割合が高くなっています。

■コロナ禍の前後の生活状況等の変化

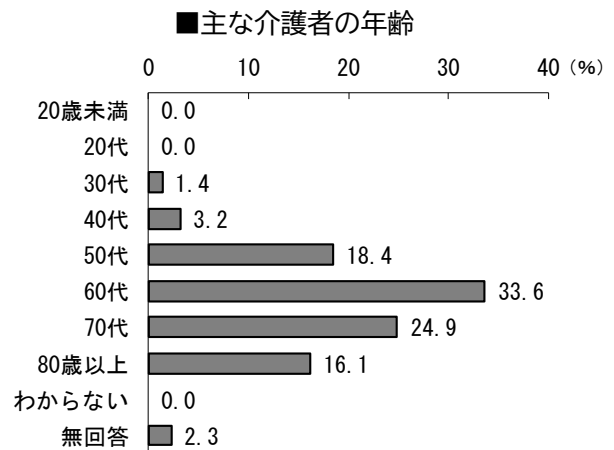
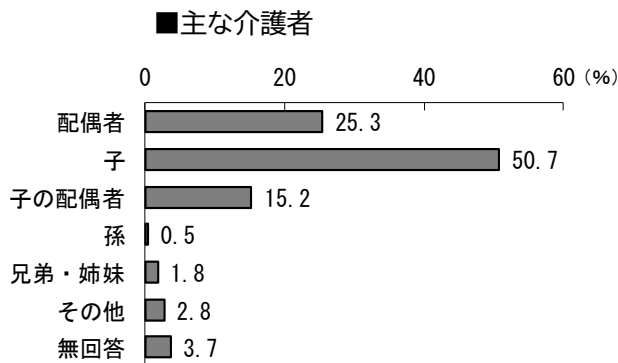


(3) 介護等に関するアンケート調査の結果概要

① 主な介護者

主な介護者について、「子」が50.7%で最も高く、次いで「配偶者」、「子の配偶者」と続いています。

主な介護者の年齢は、「60代」が33.6%で最も高く、次いで「70代」、「50代」、「80歳以上」と続いております、60代以上を合わせると74.6%となっています。

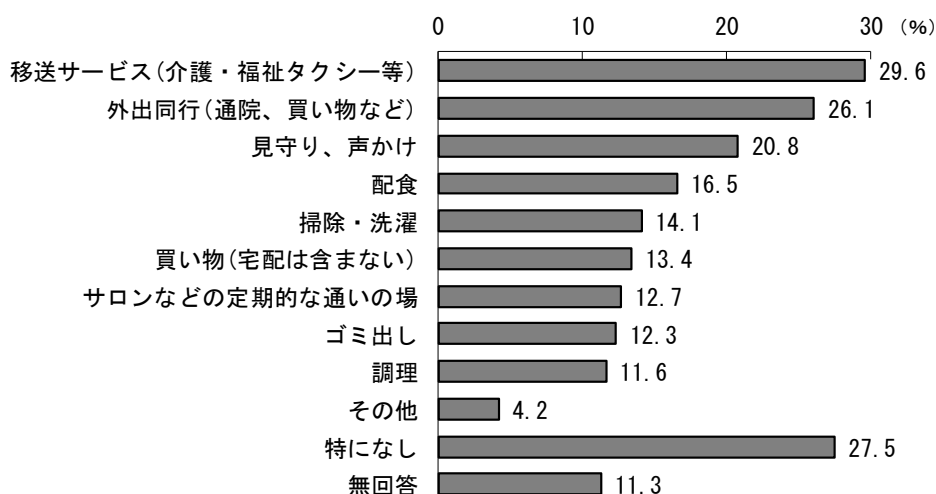


② 在宅生活の継続に向けた支援

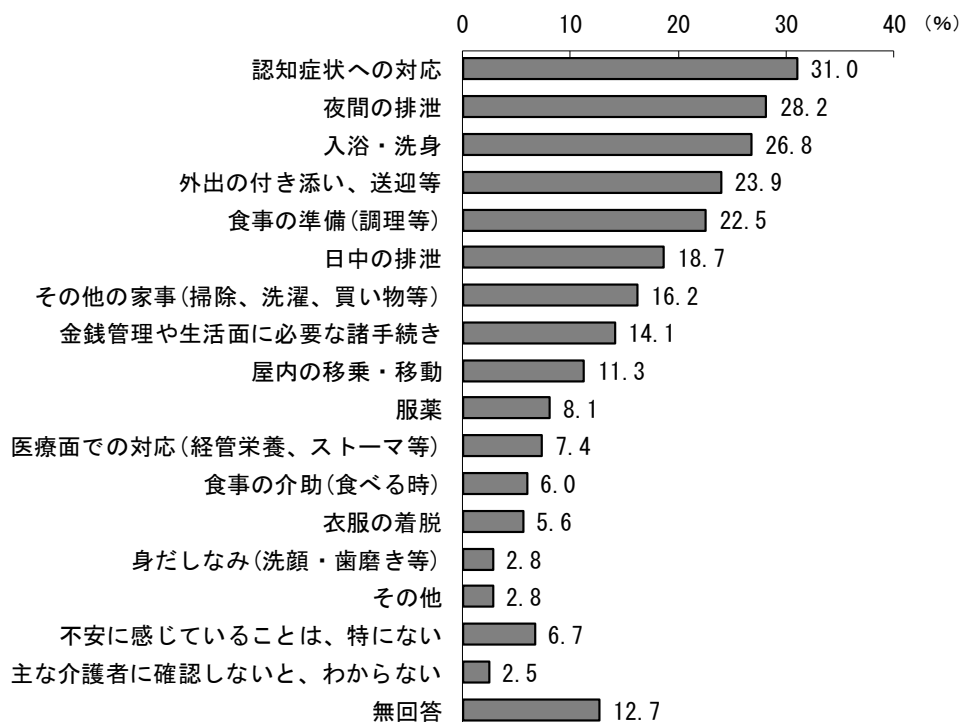
在宅生活の継続に必要な支援・サービスについて、「移送サービス」が最も高く、次いで「外出同行」、「見守り、声かけ」と続いています。

主な介護者が不安に感じる介護等について、「認知症状への対応」が最も高く、次いで「夜間の排泄」、「入浴・洗身」と続いています。

■在宅生活の継続に必要な支援・サービス



■主な介護者が不安に感じる介護等

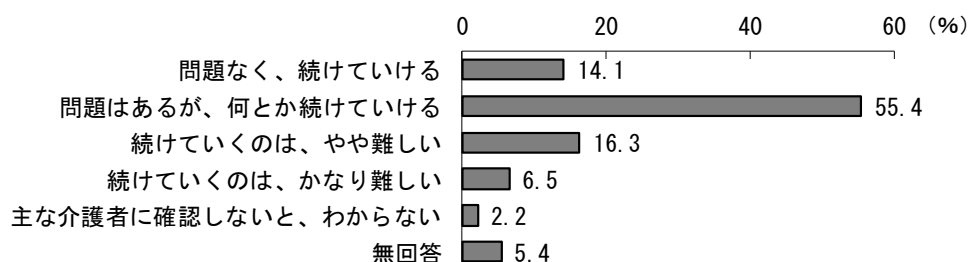


③ 介護離職の防止に向けた取組

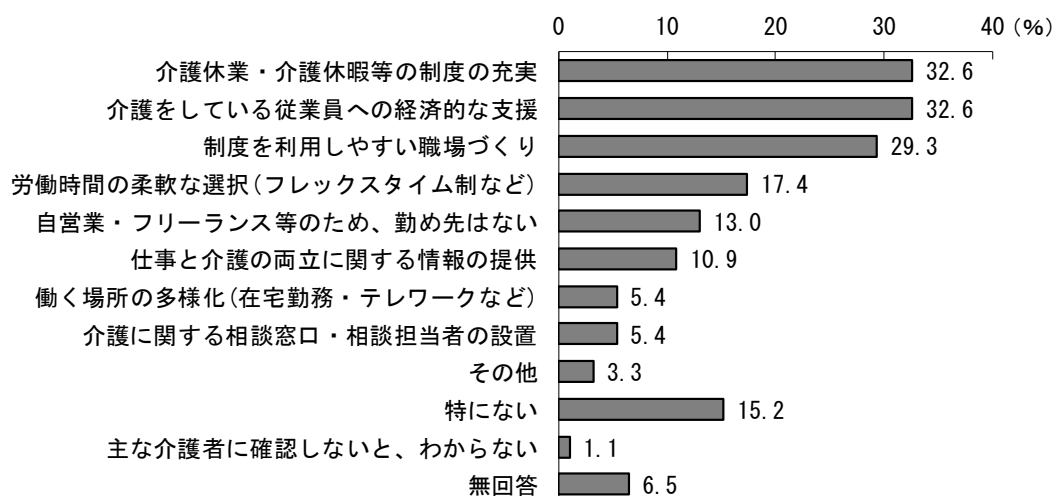
働きながら介護を続けていくことができるかどうかについて、「問題はあるが、何とか続けていける」が55.4%となっています。「続けていくのは、やや難しい」と「続けていくのは、かなり難しい」を合わせると、2割強の人が続けていくことは『難しい』と回答しています。

仕事と介護の両立に効果がある勤め先からの支援について「介護休業・介護休暇等の制度の充実」、「介護をしている従業員への経済的な支援」、「制度を利用しやすい職場づくり」の割合が高くなっています。

■働きながら介護を続けていくことができるか



■仕事と介護の両立に効果がある勤め先からの支援

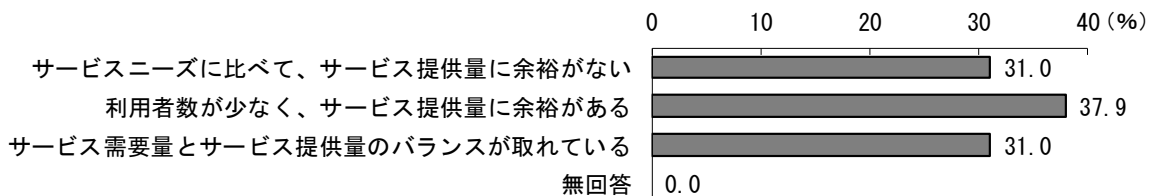


(4) サービス事業所アンケートの結果概要

① サービス提供の状況

現在のサービス提供の状況について、「利用者が少なく、サービス提供に余裕がある」が37.9%、「サービスニーズに比べて、サービス提供量に余裕がない」、「サービス需要量とサービス提供量のバランスが取れている」がそれぞれ31.0%となっています。

■事業所におけるサービス提供の状況

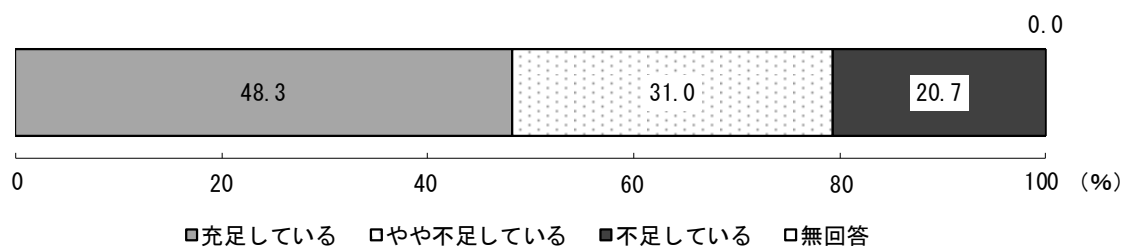


② スタッフの充足状況

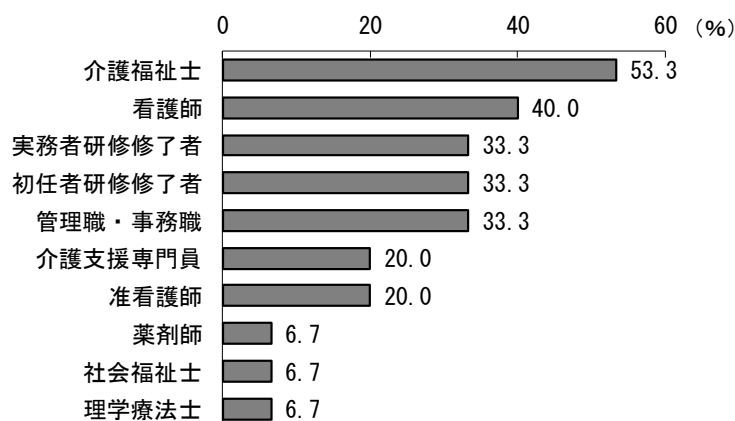
現在のスタッフの充足状況について、「充足している」が48.3%、「やや不足している」が31.0%、「不足している」が20.7%となっています。

不足している職種について、「介護福祉士」が53.3%で最も高く、次いで「看護師」と続いています。

■現在のスタッフの充足状況



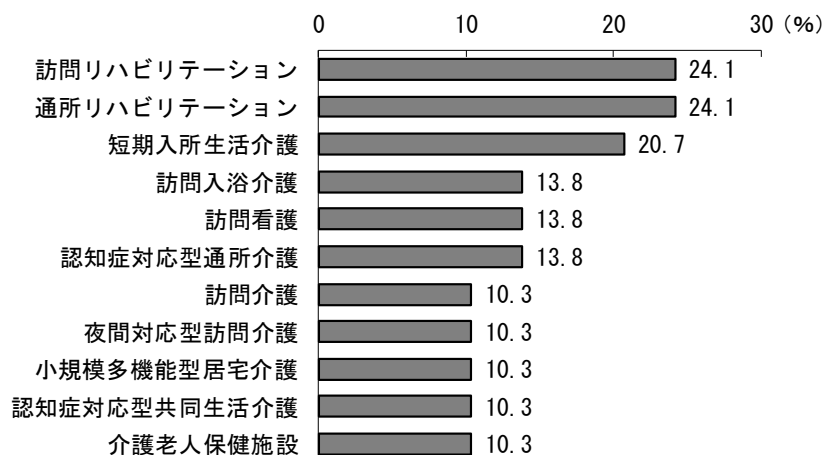
■不足している職種（上位10項目）



③ 不足していると思う介護保険サービス

町において不足していると思う介護保険サービスについて、「訪問リハビリテーション」と「通所リハビリテーション」がそれぞれ24.1%で最も高く、次いで「短期入所生活介護」が続いています。

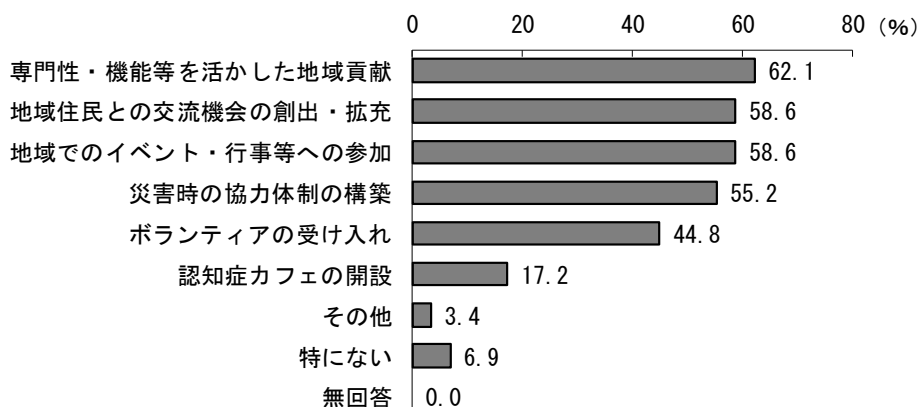
■町において不足していると思う介護保険サービス（上位7項目）



④ 今後の地域との連携意向

地域との連携で、今後、どのような取組を考えているかについて、「専門性・機能等を活かした地域貢献」が62.1%、「地域住民との交流機会の創出・拡充」、「地域でのイベント・行事等への参加」がそれぞれ58.6%となっており、多くの事業所が地域との連携による取組の意向を示しています。

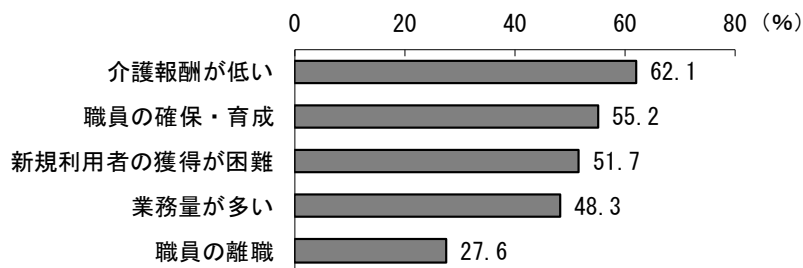
■今後、考えている地域との連携の取組



⑤ 事業展開上の課題

事業を展開する上で課題と感じていることについて、「介護報酬が低い」が62.1%で最も高く、次いで「職員の確保・育成」、「新規利用者の獲得が困難」と続いています。

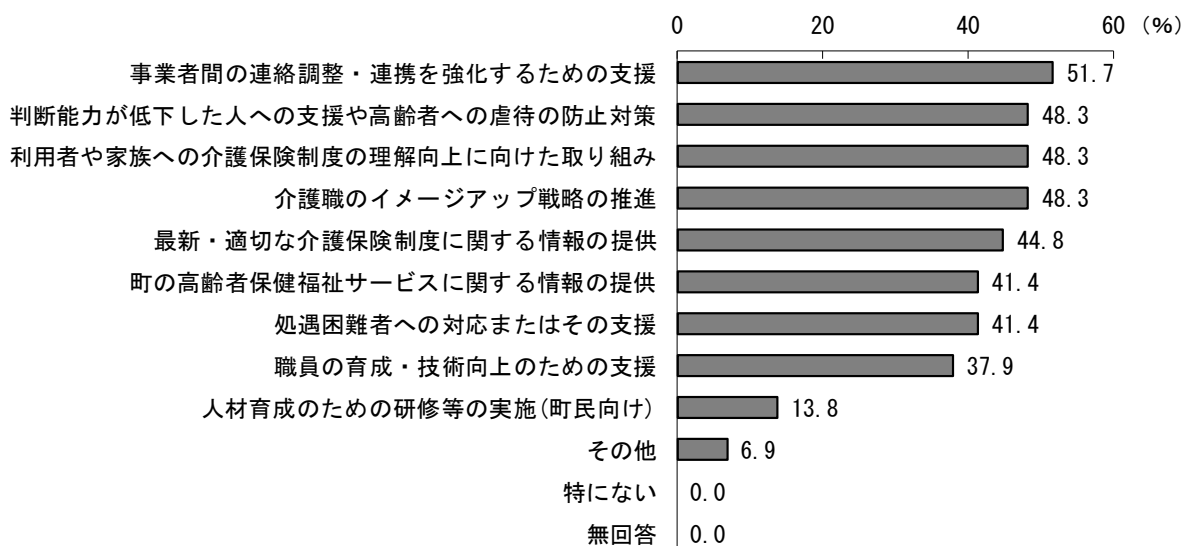
■事業展開上の課題（上位5項目）



⑥ 町に支援・充実してほしいこと

事業を展開する上で、町に支援・充実してほしいことについて、「事業者間の連絡調整・連携を強化するための支援」が51.7%で最も高く、次いで「判断能力が低下した人への支援や高齢者への虐待の防止対策」、「利用者や家族への介護保険制度の理解向上に向けた取り組み」が続いています。

■町に支援・充実してほしいこと



6 計画推進における課題の整理

本町の人口・世帯構成や高齢者の状況、アンケート調査の結果等から整理すると、以下の課題が挙げられます。


(1) 健康づくりの推進と役割づくりの推進

① 主体的な健康づくりの推進

【現状・背景】

- 運動機能や転倒、閉じこもり傾向、うつ傾向など各種介護リスクの上昇
- 糖尿病罹患率が高く、人工透析患者のうち8割が糖尿病に起因している。

【課題・方向性】




- 健康無関心層へのアプローチの強化
- 地域における介護予防活動の促進と通いの場の充実
- 糖尿病等の生活習慣病重症化予防に向けた取組の推進

② 地域活動・交流活動の促進

【現状・背景】

- コロナ禍における外出機会や友人・知人と会う機会、スポーツ・文化活動機会の減少
- 老人クラブ会員数の減少
- ボランティア活動への参加には「一緒に活動する仲間づくり」と「情報提供」が必要
- 生活支援体制整備事業と併せて生活支援コーディネーターが、地域の中でボランティアや助け合い活動ができるよう訪問等を実施。

【課題・方向性】



- 地域活動団体の活動支援の充実及び参加促進
- ボランティア講座等を通じた仲間づくり
- 地域活動やボランティア等に関する情報提供の充実

(2) 地域で支え合う体制の強化と包括支援のさらなる充実

① 高齢者の見守り、孤独・孤立の防止

(新しい生活様式に対応した地域包括ケアシステムの推進)

【現状・背景】

- 一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加
- コロナ禍における外出控え、見守り活動等の制限
- 家族や友人・知人以外に相談相手がない人が4割

【課題・方向性】

- 見守りが必要な高齢者の把握
- 多様な主体による見守りネットワークの構築・強化、ICTの活用促進
- 地域の生活支援体制の強化

② 介護に取り組む家族等への支援の充実

【現状・背景】

- 高齢化、核家族化等に伴う老々介護の増加
- 全国的にヤングケアラーの社会問題化

【課題・方向性】

- 介護者同士の交流機会の充実及び参加促進、相談窓口の周知
- 介護者の負担軽減のための取組の充実（介護教室、レスパイト、経済的負担の軽減等）
- ヤングケアラーの把握及び支援

③ 認知症施策の充実及び虐待防止対策の推進

【現状・背景】

- 認知症高齢者の増加
- 主な介護者が不安を感じる介護は「認知症状への対応」(31.0%)
- 老々介護、単身介護や家族関係の希薄化等による虐待リスクの増大

【課題・方向性】

- 認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症の方やその家族を支援するための各種事業の実施
- 認知症カフェの開催支援及び参加促進
- 高齢者虐待防止に向けた体制の強化

(3) 持続可能な介護保険制度の運営と保険者機能の強化

① ニーズに応じた介護サービスの確保

【現状・背景】

- 後期高齢者数の増加に伴う要介護認定者数の増加
- 受給者一人当たり給付費の増加
- コロナ禍における認定率、サービス受給率の変化

【課題・方向性】



- 適切なサービス見込み量の算出
- ニーズに応じた計画的な基盤整備の推進

② 介護サービスの質の向上と介護の人材確保

【現状・背景】

- 介護人材不足の顕在化
- 業務継続計画（BCP）の策定、研修の実施等の義務化

【課題・方向性】



- 介護人材の育成・確保に向けた取組の推進
- 事業所業務の効率化等に向けた取組の支援
- 感染症対策、災害時等における業務継続のための取組の支援

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本町の町政における最上位計画である「松島町長期総合計画」では、「集い、学び、働き、笑顔あふれる美しいまち 松島」を将来像に掲げ、福祉・保健・医療分野において、「心も体もすこやかに笑顔あふれるまちづくり」を基本目標として設定しています。

本計画においても、その方向性を踏まえ、「心も体もすこやかに笑顔あふれるまちづくり」を基本理念とし、高齢者が元気にいきいきと暮らし、笑顔にあふれ、一人一人が幸せを実感できるまちづくりを推進します。

基本 理念

**心も体もすこやかに
笑顔あふれるまちづくり**

2 基本目標

できるだけ健康と生活の質を維持し、地域の中で生きがいを持って暮らすことができ、介護や医療が必要になっても可能な限り住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、「住民みんながつながりあい、いきいきと安心して暮らせるまちづくり」という目標を前計画から引継ぎ、地域や関係団体等が連携・協働し、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を進めます。

基本 目標

**住民みんながつながりあい、
いきいきと安心して暮らせるまちづくり**

3 重点目標

本計画では、次の3つを重点目標に掲げ、高齢者が生きがいを持ち、いつまでも住み慣れた地域で安心して生活できるように、元気高齢者から支援の必要な高齢者、その家族を含め、みんなが安心して暮らせるまちづくりを進めていきます。

重点目標 1 フレイル予防に着目した健康づくりと自分らしく活躍できる地域づくり

高齢者は慢性疾患に加え、認知機能低下やフレイル状態に陥りやすい傾向にあることから、高齢者の心身の様々な問題に対し、心身機能の維持及び改善などの取組を推進します。

また、いつまでも健康で自分らしく、長い生涯を充実して過ごすために、フレイル予防に着目して健康を維持するとともに役割や生きがいを持ち、自分らしく活躍できるよう社会参加・役割づくりを推進します。

重点目標 2 地域で支え合う体制の強化と地域包括ケアシステムの推進

高齢化が進行しても、地域住民がお互いに日常生活を支え合える、つながり豊かな地域の生活基盤の整備及び強化を目指します。

認知症になったり、医療や介護が必要になったとしても、本人や家族、地域住民が互いに理解し合い、「持ちつ持たれつ」の気持ちを持って生活を送ることができるよう、高齢者の生活を支えるために、関係機関や事業者と連携・協働し、切れ目のない支援として地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図ります。

高齢のひとりぐらし・高齢世帯・核家族が増加していることから、災害時に安全の確保ができるよう、地域と連携しながら高齢者の安全・安心の確保に取り組みます。

重点目標 3 持続可能な介護保険制度の運営と保険者機能の強化

介護保険制度は住民に浸透し、共助の制度として定着しており、介護サービス利用者や給付費は増加の一途をたどっています。今後も必要になった方が安心して介護サービスを受給できるよう、提供される介護サービスが利用者の身体状況や生活状況に適切な内容であるか、介護保険制度の信頼性を高めるためにも給付の適正化に努める必要があります。また、被保険者の負担を最小限に抑え、安定的な介護保険制度を持続していくことが大きな課題となっています。

そのためには、保険者だけではなく、「介護サービスを受ける側」である住民と、「介護サービスを提供する側」である事業者とともに、介護保険制度の安定的運営について、課題を共有し、一緒に理解を深める必要があります。

今後の高齢化の進展と世帯構造の変化や介護需要の増加と多様なニーズを踏まえたサービス需要状況の把握に努め、介護離職ゼロの実現に向けた取組等を検討していきます。

4 成果指標

第9期計画における重点目標について、計画の実施状況を評価するため、以下の評価指標を定め、計画を推進します。

指標		第8期実績	第9期目標	
1	健康寿命の延伸 (※1)	男性	令和5年度より 延伸	
		女性		79.36歳
2	介護予防への取組意識を持っている高齢者の増加(※2)	53.4%	第8期より 増加	
3	地域とのつながりを感じている高齢者の増加 (※3)	21.0%	第8期より 増加	
4	地域での健康づくりや趣味等のグループ活動に参加している高齢者の増加 (※4)	6.6%	第8期より 増加	
5	介護サービス利用者のうち、 在宅サービスと施設・居住系 サービスの利用者の割合(※5)	在宅サービス	36.6%	維持
		施設・居住系サービス	63.4%	維持
6	認定率（調整済認定率） (※6)	16.8%	令和4年度より 減少	
7	新規要支援・要介護認定者の平均年齢 (※7)	82.4歳	令和5年度より 維持又は上昇	

(出典等)

※1…「データからみたみやぎの健康」より。

※2…健康と生活に関するアンケート調査結果より「意識して取り組んでいる」と回答した人の割合。

※3…健康と生活に関するアンケート調査結果より「よく感じる」と回答した人の割合。

※4…健康と生活に関するアンケート調査結果より「既に参加している」と回答した人の割合。

※5…見える化システム（介護保険事業状況報告月報）より。在宅サービス利用者が増加する程、地域包括ケアシステムが充実し、重症化予防への取組の効果が反映され则认为。

※6…見える化システム（介護保険事業状況報告年報）より。（調整済認定率…認定率の大小に大きな影響を及ぼす「第1号被保険者の性・年齢構成」の影響を除外した認定率）

※7…見える化システム（介護保険総合データベース）より。介護予防の効果により、できるだけ要支援・要介護状態にならないことを目指した介護予防の効果が反映され则认为。

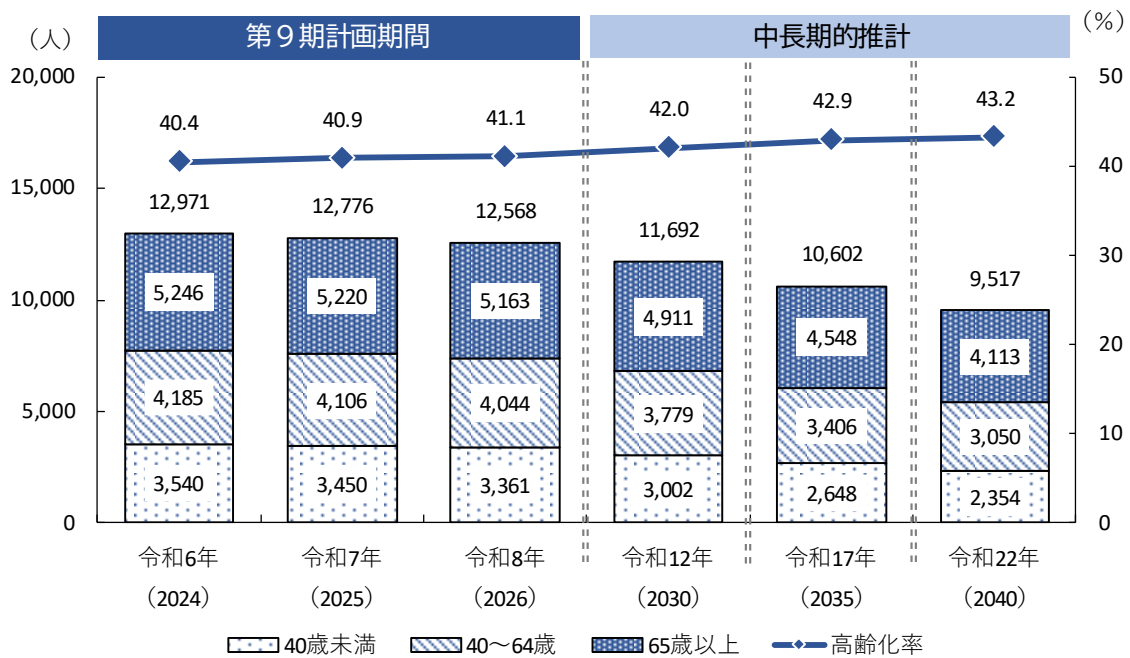
5 将来推計

(1) 人口推計

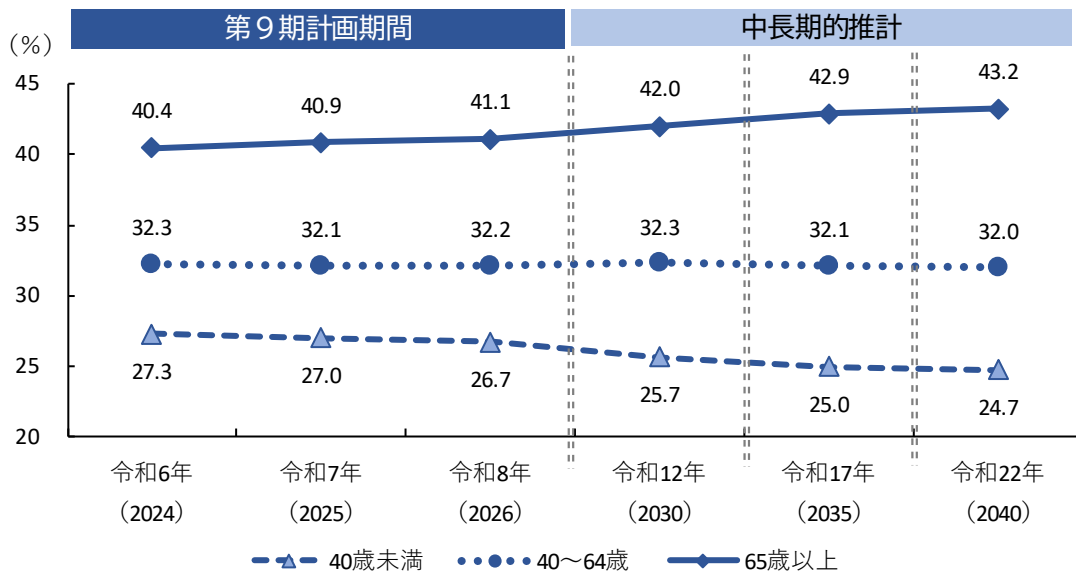
住民基本台帳人口に基づくコーホート変化率法により人口推計すると、本町の総人口は今後も減少し続け、計画最終年度の令和8年度は12,568人、令和22年度には9,517人になると推計されます。

年齢区分ごとにみると、いずれの年代も減少すると推計されますが、全体に占める高齢者の割合（高齢化率）は上昇し続け、令和8年度で41.1%、令和22年度には43.2%まで上昇するものと見込まれます。

■年齢3区分別人口及び高齢化率の推計



■年齢3区分別人口割合の推計



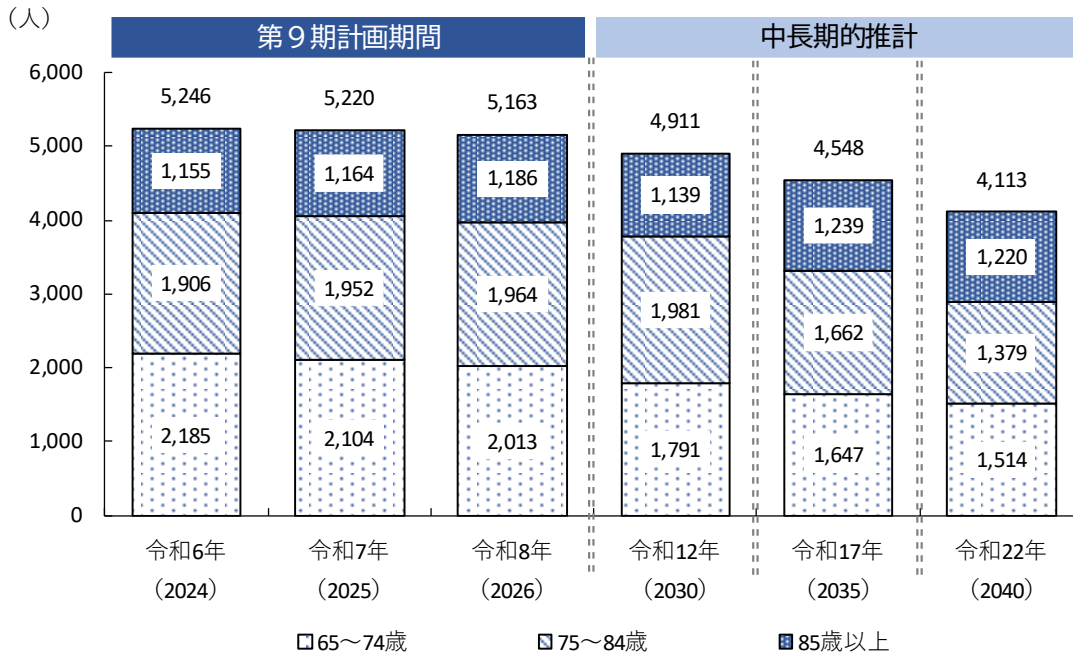
※住民基本台帳人口（各年9月末時点）を基にコーホート変化率法により推計

(2) 高齢者人口

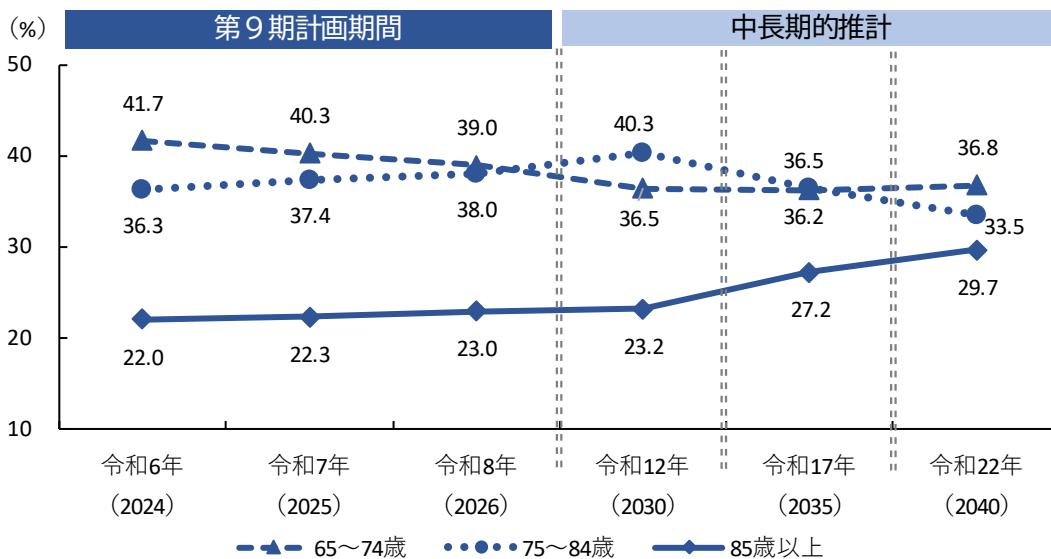
高齢者人口の推計結果をみると、今後も微減傾向が続き、令和8年度は5,163人になると推計されます。その後は減少幅が大きくなり、令和22年度には4,113人まで減少すると推計されます。

年齢区分別にみると、65歳から74歳の前期高齢者数は減少し続けますが、75歳以上の後期高齢者は令和8年度まで増加すると見込まれます。また、団塊の世代が85歳となる令和17年度は、85歳以上人口が増加し、75歳から84歳の人口は減少すると推計されます。

■高齢者人口の推計



■年齢区分別高齢者人口割合の推計



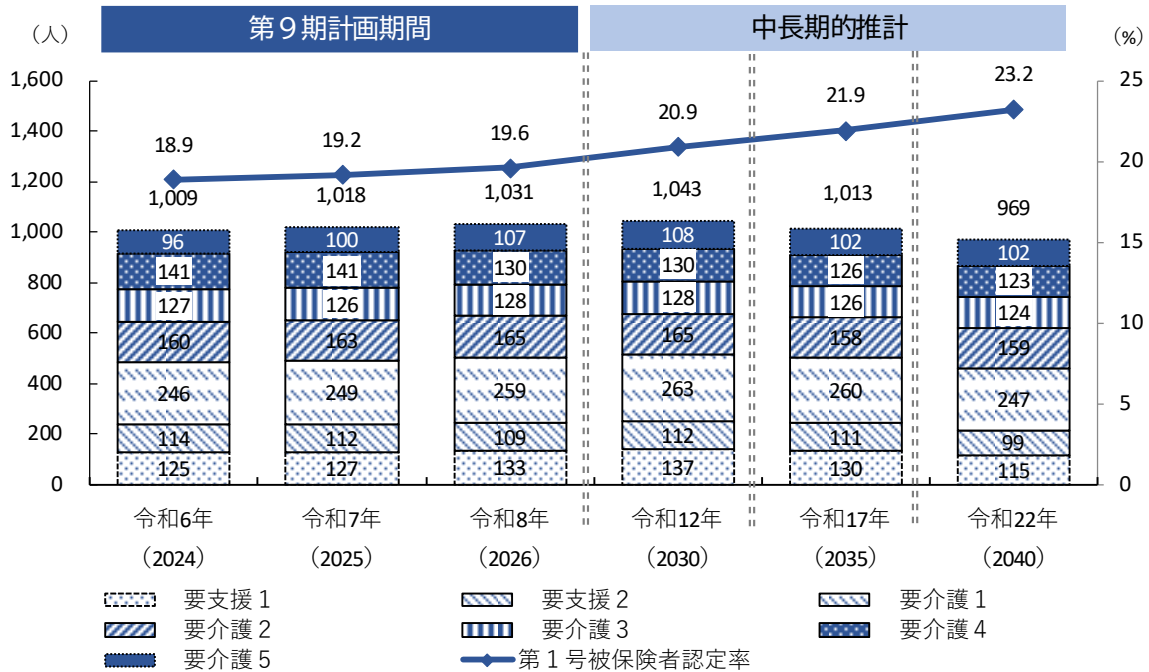
※住民基本台帳人口（各年9月末時点）を基にコーホート変化率法により推計

(3) 要支援・要介護認定者数の推計

地域包括ケア「見える化」システムにより要支援・要介護認定者数を推計したところ、高齢者全体の人口は減少しますが、認定率の高い後期高齢者数が増加するため、令和12年度まで認定者数は微増傾向が続き、その後は減少していくと推計されます。

認定率は、85歳以上割合が高くなる令和22年度まで上昇していくと推計されます。

■要支援・要介護認定者数及び認定率の推計



単位：人

	第9期計画期間			中長期的推計		
	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)
要介護認定者数	1,009	1,018	1,031	1,043	1,013	969
要支援1	125	127	133	137	130	115
要支援2	114	112	109	112	111	99
要介護1	246	249	259	263	260	247
要介護2	160	163	165	165	158	159
要介護3	127	126	128	128	126	124
要介護4	141	141	130	130	126	123
要介護5	96	100	107	108	102	102
第1号認定者（再掲）	989	1,000	1,013	1,026	997	955
第1号被保険者認定率	18.9%	19.2%	19.6%	20.9%	21.9%	23.2%

※地域包括ケア「見える化」システムにより推計

第 2 部

施策の展開と目標設定

- 第 1 章 フレイル予防に着目した健康づくりと自分らしく活躍できる地域づくり
- 第 2 章 地域で支え合う体制の強化と地域包括ケアシステムの推進
- 第 3 章 持続可能な介護保険制度の運営と保険者機能の強化
- 第 4 章 計画の推進体制

第1章 フレイル予防に着目した健康づくりと自分らしく活躍できる地域づくり

1 健康づくりの推進



【目指す姿】

住民一人一人が健康に関心を持ち、自らの健康状態を把握しつつ、主体的に健康づくりに取り組むことで、年齢を重ねてもできるだけ健康を維持し、自分らしく充実した生活を送ることができる。

【具体的な取組】

(1) 健康づくり意識の醸成

多様な媒体・機会を通じて健康教育や健康増進に関する普及啓発を実施し、住民一人一人の健康意識を高めます。

■活動指標

指 標	第8期実績			第9期目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
健康教育の実施回数	84回	87回	90回	90回	90回	90回
広報やホームページ等への掲載	36回	36回	36回	40回	40回	40回

(2) 健康診査の実施

生活習慣病の予防や早期発見のために各種健康診査を実施します。

■活動指標

指 標	第8期実績			第9期目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
特定健診実施率	51.0%	51.7%	54.0%	54.0%	54.5%	55.0%
お達者健診実施率	22.5%	20.3%	21.9%	22.0%	22.0%	22.0%

(3) フレイル予防の推進（高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施）

健康寿命延伸のため、KDBシステム（国保データベース）を活用した健診・医療・介護のデータ分析により、地域の健康課題や保健事業対象者を把握し、個別的支援や通いの場等における健康教育の拡充として「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」を展開します。

リハビリテーション専門職や関係団体、関係機関と連携しながら、より効果的な介護予防や重症化予防の取組を推進します。

■活動指標

指 標	第8期実績			第9期目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通いの場における専門的指導の実施回数（地域リハビリテーション活動支援事業）	18回	17回	15回	15回	15回	15回
通いの場における「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」回数	(-)	(-)	30回	40回	40回	40回

(4) 感染症予防の推進

感染症及び感染症予防に関する正しい知識や予防接種に関する情報提供について、広報や地域包括支援センター機関紙等で普及啓発していきます。

■活動指標

指 標	第8期実績			第9期目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域包括支援センターの機関誌による啓発	0回	0回	1回	1回	1回	1回
広報・ホームページによる普及啓発	2回	2回	2回	2回	2回	2回



2 生きがい・つながりづくりの推進

【目指す姿】

高齢になっても、高齢者が持つ知識や経験を活かしながら、地域活動やボランティア活動、就労等の社会活動に積極的に参加し、地域とのつながりを保ちながら、生きがいを持っていきいきと生活することができる。

【具体的な取組】

(1) 老人クラブ助成事業

高齢者が地域で自発的に活動できる場として、今後も老人クラブ活動の普及・啓発に努めるとともに、連合会活動や地区単位での活動に対し、助成や活動の支援を行います。

■活動指標

指 標	第8期実績			第9期目標		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
活動補助金の交付	1回	1回	1回	1回	1回	1回

(2) ボランティア活動の参加促進

生活支援体制整備事業と併せ、地域の団体等と連携し、高齢者のボランティア活動を推進します。一部地域だけでなく、町全体での普及啓発に努めます。

■活動指標

指 標	第8期実績			第9期目標		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
社会福祉協議会及び生活支援コーディネーターとの情報共有	2回	2回	2回	2回	2回	2回

(3) 地域介護予防活動支援事業(地域のサロン活動支援等)※一般介護予防事業として実施

住民が主体的に介護予防活動を実施できるよう、補助金の交付や自主活動の立ち上げ支援を実施するとともに、継続して活動が実施できるよう、フォローアップを実施し、地域での介護予防活動の活発化を目指します。

■活動指標

指 標	第8期実績			第9期目標		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域サロン活動補助金の交付	3団体	2団体	0団体	1団体	1団体	1団体

(4) 敬老事業 祝金支給

高齢者の長寿を祝い、敬意を表すため、祝金の支給や記念品の贈呈を行います。対象者の増加にあわせて内容を検討します。

■活動指標

指 標	第8期実績			第9期目標		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
敬老祝い金の支給（88歳・99歳） 人数	108人	137人	153人	157人	147人	155人
敬老事業の実施（記念品贈呈）	1回	1回	1回	1回	1回	1回



3 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

【目指す姿】

高齢になっても、できるだけ要介護状態にならず、自らの意思において決定する力を維持することができる。また、多くの高齢者が集い、交流することで、地域住民による介護予防活動が主体的に行われる。

【具体的な取組】

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定を受けた方及び基本チェックリスト該当者（事業対象者）を対象に、松島町の地域特性に合わせたサービスを提供し、自立支援、重度化防止を図ります。

【サービス内容】

サービス名	内容
訪問型サービス	事業対象者及び要支援者等に対し、家事援助や身体介護の在宅サービスを提供し、高齢者の在宅生活の継続を図ります。関係機関や介護サービス事業所と連携し、自立に向けた生活支援サービスを提供します。
通所型サービス	事業対象者及び要支援者等に対し、通所活動の場を整備し、高齢者の継続的な外出・社会参加を促して、身体機能の維持や向上、生きがいづくりを支援します。関係機関や介護サービス事業所と連携し、できるだけ要介護状態にならずに、元気に生活できるようなプログラムを提供します。
介護予防ケアマネジメント	事業対象者及び要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が自立支援に向けて適切に提供できるようケアマネジメントを行います。

【サービス見込み量】

指 標		単位	第8期実績			第9期目標		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サ ー ビ ス 訪 問 型	訪問介護従前相当サービス	人/月	11	12	12	9	10	10
	基準緩和型サービス（サービスA）	人/月	30	35	38	38	40	40
サ ー ビ ス 通 所 型	通所介護従前相当サービス	人/月	69	82	85	85	87	88
	基準緩和型サービス（サービスA）	人/月	17	16	16	17	18	18
介護予防ケアマネジメント		人/月	63	70	75	76	78	78

(2) 一般介護予防事業

町主催の介護予防事業と住民主体の活動を合わせて、より多くの高齢者がより身近な地域で気軽に介護予防活動に参加できるよう、啓発や通いの場の立ち上げ・運営支援の強化を図ります。

取組		今後の方向
介護予防普及啓発事業	まつしま元気塾	介護予防を第一の目標とし、運動や脳トレ等の健康増進活動を行います。コロナ禍では制限された中での活動であったため、第9期では、活動的にできるよう支援し、普及啓発に努めます。また、北小泉・下竹谷地区の高齢者を対象に、買い物と介護予防事業を組み合わせた事業を実施します。
	機関紙の発行	住民自らが介護予防に向けた取組を実践できるよう、全世帯に対し、ニーズに合わせた介護予防・健康増進に関する情報提供・啓発を行います。
地域介護予防活動支援事業 (地域のサロン活動支援等)		住民が主体的に介護予防活動を実施できるよう、補助金の交付や自主活動の立ち上げ支援を実施するとともに、継続して活動が実施できるよう、フォローアップを実施し、地域での介護予防活動の活発化を目指します。
地域リハビリテーション活動支援事業		地域の活動や介護予防に関する活動に対し、リハビリテーション専門職を派遣することで、より効果的な介護予防の取組を推進します。
一般介護予防事業評価事業		一般介護予防事業の実施について、適切に事業評価を実施します。

■活動指標

指標	単位	第8期実績			第9期目標		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防普及啓発事業							
まつしま元気塾	開催回数(回)	714	720	720	720	720	720
	参加人数(人)	4,254	4,255	4,100	4,100	4,100	4,100
機関紙「スマイル」の発行	配布回数(回/年)	4	4	4	4	4	4
	発行部数(部/回)	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400
地域介護予防活動支援事業	実施団体数(団体)	37	37	37	38	38	38
地域リハビリテーション活動支援事業	派遣回数(回)	18	17	15	15	15	15

第2章 地域で支え合う体制の強化と地域包括ケアシステムの推進

1 包括的な支援体制の充実



【目指す姿】

誰もが身近な場所で不安や悩みについて相談でき、複雑化・複合化する課題であっても、一人ひとりの状況に応じて適切な支援につなげることができる。

【具体的な取組】

(1) 総合相談体制の充実

高齢者の総合相談窓口として、地域包括支援センターを中心に相談しやすい環境を整え、必要に応じて適切なサービスや機関へつなぎます。

■活動指標

指標	第8期実績			第9期目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合相談支援事業 相談件数	938件	1,025件	1,100件	1,200件	1,200件	1,200件

(2) 地域におけるネットワークの構築

必要な関係機関と連携体制を構築し、ケースに応じて地域の高齢者の見守りを実施できる体制整備に努めます。

■活動指標

指標	第8期実績			第9期目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域の担い手を対象とした研修会の実施回数	0回	0回	1回	1回	1回	1回

(3) 支援が必要な高齢者の実態把握

支援や見守りが必要な高齢者の把握に努め、高齢単身世帯・高齢世帯が地域から孤立することを防ぎます。

■活動指標

指標	第8期実績			第9期目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
民生委員との情報共有の実施回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回

(4) 地域ケア会議の推進

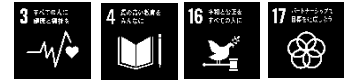
高齢者の暮らしを地域全体で支えるため、住民、地区役員、民生委員、町内外の関係機関等と連携し、課題を検討します。また、個別の困難ケースに対して早期に対応していきます。

(5) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

介護に係る関係機関との連携・協同の体制づくりに努めます。また、地域の介護支援専門員に対し、個別の指導や助言、困難事例への支援を行い、介護支援専門員のバックアップを行います。

■活動指標（(4)及び(5)）

指 標	第8期実績			第9期目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域ケア会議 実施回数	6回	10回	5回	10回	10回	10回



2 在宅医療・介護連携の推進

【目指す姿】

医療と介護の両方を必要とする状態になっても、関係機関・多職種の連携により一人ひとりの状態に応じた包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することができる。また、終末期において、本人の意思や価値観が尊重されたケアを行うことができる。

【具体的な取組】

(1) 医療・介護関係者の情報共有の支援

在宅医療・介護に携わる専門職や相談機関がそれぞれの専門性をより一層高め、お互いの分野についての理解を深めるための研修を実施するとともに、在宅医療・介護に関する住民への情報提供や普及啓発を進めます。また、多職種がそれぞれの専門性を活かしながら一体的に在宅医療・介護を提供できるよう、連携強化に向けた支援を進めます。

■活動指標

指 標	第8期実績			第9期目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療・介護関係者向け研修実施回数	1回	0回	1回	1回	1回	1回

(2) ACP（人生会議）・看取りの普及啓発

住民がその人らしい最期を迎えるための選択肢として、在宅医療・介護が必要になったときに、自ら必要なサービスを選択できるよう、情報提供や啓発に取り組みます。

■活動指標

指 標	第8期実績			第9期目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
普及啓発回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回

3 認知症施策の推進



【目指す姿】

多くの住民が認知症に関心を寄せ、高齢者が認知症予防に取り組み、認知症になっても家族や地域住民の理解と見守り、支え合いのもと、尊厳をもって安心して暮らすことができる。

【具体的な取組】

(1) 認知症初期集中支援推進事業

認知症になっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、早期診断・早期対応に関する相談支援を行います。また、必要な場合は、本人・家族へフォローアップを実施し、状態に応じた適切なサービスへつながるよう支援します。

■活動指標

指 標	第8期実績			第9期目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症初期集中支援チーム員会議開催数	2回	2回	1回	3回	3回	3回
認知症初期集中支援チーム対応件数	8件	6件	4件	8件	10件	10件

(2) 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

子どもから高齢者まで、認知症に対する正しい知識の普及啓発を進め、認知症の人が安心して暮らせる町を目指します。認知症サポーターの活動の場の創出やチームオレンジの設置を進めていきます。

■活動指標

指 標	第8期実績			第9期目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座実施回数	4回	7回	5回	6回	7回	7回

(3) 認知症地域支援・ケア向上事業

認知症の人やその家族を支援する相談体制構築等を行う「認知症地域支援推進員」の配置や、認知症の人や家族の交流の場である「認知症カフェ」を支援し、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを進めます。

■活動指標

指 標	第8期実績			第9期目標		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
認知症地域支援推進員の委嘱人数	2人	2人	2人	2人	2人	2人
認知症カフェ運営補助金 交付団体数	0団体	0団体	2団体	3団体	3団体	3団体

(4) はいかい高齢者 SOS ネットワーク事業

認知症高齢者がはいかいにより行方不明になった場合に、関係機関ですみやかに情報共有し、早期発見につながるよう、二市三町で連携し、協力体制づくりを進めます。

■活動指標

指 標	第8期実績			第9期目標		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
登録者数	20人	23人	20人	25人	25人	25人

(5) 認知症ケアパスの活用

認知症ケアパスを活用し、認知症の人やその家族を支援するとともに、住民に対して、認知症に関する理解の普及啓発を促進します。

■活動指標

指 標	第8期実績			第9期目標		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
認知症ケアパスの啓発回数(会議、 研修会、機関紙等による)	全戸 配布	2回	3回	3回	3回	3回

4 在宅生活への支援と生活環境の整備・支援



【目指す姿】

いつまでも住み慣れた地域で生活を送ることができるよう、高齢者自身を含む地域住民や地域団体など多様な主体が支え手となって、ひとり暮らしや高齢夫婦のみの世帯など、支援が必要な人の日常生活を支援する地域づくりを目指す。

【具体的な取組】

(1) 生活支援整備事業

①生活支援コーディネーター活動のさらなる推進

多様な主体による、地域資源の開発やサービスの担い手の育成、ニーズの掘り起こしやマッチング、買い物支援マップの作成や周知等を行い、地域包括支援センターや地域の関係機関や事業所等と連携しながら、高齢者の生活支援体制の充実と強化を図ります。

■活動指標

指 標	第8期実績			第9期目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活支援コーディネーター数	3人	3人	3人	3人	3人	3人

②協議体活動の推進

生活支援・介護サービス基盤整備協議体の活動を継続し、地域住民や団体、介護サービス事業等との連携の強化により、松島町の高齢者がより安心して生活できる地域づくりを検討し、充実させていきます。

■活動指標

指 標	第8期実績			第9期目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議体活動回数	0回	0回	1回	1回	1回	1回

(2) 高齢者の安全な暮らしの確保**①ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業**

高齢世帯を対象に、緊急事態が発生した際に、事前登録された近所の協力員又は警備会社へ連絡が入る緊急通報機器を貸与し、高齢者の生命の安全を守るとともに、地域での見守り体制を構築します。

■活動指標

指 標	第8期実績			第9期目標		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者人数	37人	32人	27人	35人	35人	35人

②見守り協定等による見守り体制の構築

民間事業者と連携し、高齢者の見守り体制を強化します。また、地域住民や、民生委員、地区役員等との見守り体制の構築を目指し、協力体制を築きます。

■活動指標

指 標	第8期実績			第9期目標		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
協定締結の事業者数	8事業者	8事業者	8事業者	8事業者	8事業者	8事業者

③在宅高齢者緊急ショートステイ事業

家庭の事情や心身の障害、経済的な事情等で在宅生活が困難な方に対し、一時的に保護を行い、必要な支援を実施します。

■活動指標

指 標	第8期実績			第9期目標		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数	1人	1人	1人	1人	1人	1人

(3) 高齢者福祉サービス・住まいの確保

① 宅配夕食サービス事業（お晩ディッシュ）

栄養改善や塩分制限等が必要な高齢者に対し、健康かつ安全に生活するために、その方の必要な回数の夕食を配食しながら実施します。

■活動指標

指標	第8期実績			第9期目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延配食数	10,695食	10,753食	12,720食	11,400食	11,700食	12,000食

② 高齢者世帯等タクシー助成事業

低所得世帯及び重度の要介護認定を受けている高齢者の外出の機会を確保し、自立した生活を維持できるようタクシー券を交付します。

■活動指標

指標	第8期実績			第9期目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者世帯交付者数	305人	306人	301人	320人	330人	340人
在宅要介護認定者交付者数	5人	3人	4人	7人	8人	8人

③ 住まいに関する情報提供・相談

松島ケアハウスの活用、持ち家や賃貸住宅の住宅改修支援や高齢者向けの住まいの相談について、関係機関と連携しながら必要な情報の提供や相談窓口の充実を図ります。

■活動指標

指標	第8期実績			第9期目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
松島ケアハウス等との情報交換	0回	0回	2回	2回	3回	3回

④ 老人福祉施設入所措置事業

家庭の事情や心身の障害、経済的な事情等で在宅生活が困難な方に対し、措置を行い、必要な支援を実施します。

■活動指標

指標	第8期実績			第9期目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
入所措置者数	2人	3人	2人	2人	2人	2人



5 高齢者虐待防止・権利擁護の推進

【目指す姿】

相談対応や各種制度へつなげることにより、高齢者本人の権利を擁護するとともに、その家族等の支援を実施する。

【具体的な取組】

(1) 権利擁護事業

地域包括支援センターを中心に、高齢者虐待や消費者被害の防止、早期発見に取り組みます。また、財産管理や成年後見制度に関する相談対応を行い、制度の利用につながるよう支援します。

■活動指標

指 標	第8期実績			第9期目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
虐待相談件数	9件	10件	3件	7件	8件	9件

(2) 成年後見制度利用支援事業

認知症などにより判断能力が不十分な方で、身寄りがなく、親族などによる後見人等開始の審判の申立てができない方について、町長申立てを行います。また、成年後見制度を利用するにあたって費用を負担することが困難な方に対して、後見人等への報酬助成を行います。

■活動指標

指 標	第8期実績			第9期目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援件数	2件	0件	0件	1件	2件	2件

6 介護に取り組む家族等への支援の充実



【目指す姿】

介護に関する知識の普及や介護家族同士の交流、経済的支援等により、家族等を介護している介護者の身体的、精神的、経済的負担が軽減される。

【具体的な取組】

(1) 介護に関する知識の普及啓発、相談機能の充実

在宅で介護をしている家族に対し、日常的な介護に関する相談対応を実施し、必要な情報提供を行います。介護者交流会を開催し、介護者相互の情報交換や負担軽減を図り、介護者の介護に関する負担の軽減を目指して、相談対応を継続します。

■活動指標

指 標	第8期実績			第9期目標		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域包括支援センターによる相談 対応人数(介護相談の人数)	55人	35人	50人	60人	60人	60人

(2) 介護者交流会の開催

在宅で介護をしている家族への支援や介護者相互の情報交換、介護に関する負担軽減を図ることを目指して、介護者交流会の開催を継続します。

■活動指標

指 標	第8期実績			第9期目標		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護者交流会実施回数	5回	6回	6回	6回	6回	6回

(3) 高齢者紙おむつ購入助成事業

65歳以上の在宅の方で、常時紙おむつを使用している要介護高齢者に対し、紙おむつの購入にかかる費用の一部を助成し、経済的支援を継続します。

■活動指標

指 標	第8期実績			第9期目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
助成者数	180人	205人	212人	250人	250人	250人

(4) ヤングケアラー支援

ヤングケアラーに関する早期把握、住民に対する情報提供や啓発、相談窓口の周知を図り、適切な支援につないでいきます。

■活動指標

指 標	第8期実績			第9期目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ヤングケアラーに関する相談窓口の周知回数	(-)	(-)	(-)	1回	1回	1回
実態把握 (ケアマネジャーとの情報共有)	(-)	(-)	(-)	1回	1回	1回

7 災害対策・感染症対策の推進



【目指す姿】

平時から防災や感染症対策に向けた主体的な取組がなされ、災害発生時や感染症拡大時では、多様な主体による連携・協力のもと、すべての高齢者の安全と安心が守られる。

【具体的な取組】

(1) 避難行動要支援者対策事業

非常災害時に備え、避難行動要支援者名簿（個別避難計画）を作成・活用し、行政区や自主防災組織、避難支援関係機関と連携できる体制を構築します。

■活動指標

指標	第8期実績			第9期目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
避難行動要支援者名簿の更新	1回	1回	1回	1回	1回	1回

(2) 福祉避難所の設置・連携

災害時において、必要な方の援護を行うため、福祉避難所と連携できる体制を構築します。

■活動指標

指標	第8期実績			第9期目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉避難所の設置状況調査回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回

(3) 安全安心メールの普及啓発

関係課と連携し、災害時に高齢者が孤立しないよう、安全安心メールの普及及び高齢者の減災・避難に関する意識の普及啓発を行います。

■活動指標

指標	第8期実績			第9期目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
安全安心メール登録者数	2,601件	2,489件	2,500件	2,500件	2,600件	2,700件

第3章 持続可能な介護保険制度の運営と保険者機能の強化

1 ニーズに応じた介護サービスの確保



【目指す姿】

介護保険サービスの利用が必要な方が、必要なサービスを安心して利用できるためのサービス提供基盤が整い、サービスの質が確保される。

(1) 居宅サービス

【サービス内容】

サービス名	内容
訪問介護（ホームヘルプサービス）	ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活介助などを行うサービスです。
訪問入浴介護	寝たきりの高齢者などの居宅へ移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行うサービスです。
訪問看護	主治医の指示のもと、看護師等が居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助などを行うものです。
訪問リハビリテーション	主治医の指示のもと、理学療法士などの機能回復訓練（リハビリ）の専門家が居宅を訪問し、機能訓練を行うものです。
居宅療養管理指導	医師や歯科医師、薬剤師などが居宅を訪問し、療養上の管理及び指導を行うものです。
通所介護（デイサービス）	デイサービスセンター等へ通所し、食事や入浴などの介護サービスや日常生活訓練を受けるものです。
通所リハビリテーション（デイケア）	介護老人保健施設や病院・診療所などに通い、機能回復訓練を行うものです。
短期入所生活介護・療養介護（ショートステイ）	短期入所生活介護：特別養護老人ホーム等に短期間入所し介護や機能訓練を受けるものです。 短期入所療養介護：介護老人保健施設や介護療養型医療施設などに短期間入所して、医学的な管理のもとで介護や機能訓練などを受けるものです。
福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるための福祉用具を借りるサービスです。
特定福祉用具購入費	要介護・要支援者の日常生活の自立や介護者の負担軽減を目的に「貸与になじまないもの」の購入費の支給を行うものです。 ※対象種目：入浴や排泄に関連するもの、廉価なもの
住宅改修費	要介護・要支援者の日常生活の自立や介護者の負担軽減を目的に「手すりの取り付け」や「段差の解消」等の住宅改修を行う費用について、一定額を補助するものです。

第2部 施策の展開と目標設定

サービス名	内容
特定施設入居者生活介護 (有料老人ホームなどにおける介護)	指定を受けた軽費老人ホーム(ケアハウス)等に入居している要介護認定者が、食事や入浴、排せつの世話などの介護サービスや機能訓練などを受けるものです。
居宅介護支援(サービス計画作成)	要介護者等が居宅において日常生活を営むことができるよう、介護支援専門員(ケアマネジャー)が、心身の状況、環境、希望等を勘案し、自立に資するケアプランを作成し、適切な居宅サービスが提供されるよう事業者との連絡調整を支援するサービスです。

【サービス見込み量】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①訪問介護	回/月	98	102	100
②訪問入浴介護	回/月	15	15	15
③訪問看護	回/月	74	75	75
④訪問リハビリテーション	回/月	5	5	5
⑤居宅療養管理指導	人/月	115	121	120
⑥通所介護	回/月	231	238	239
⑦通所リハビリテーション	回/月	20	20	20
⑧短期入所生活介護	日/月	58	59	59
⑨短期入所療養介護(老人保健施設)	日/月	6	6	6
⑩短期入所療養介護(介護医療院)	日/月	0	0	0
⑪福祉用具貸与	人/月	267	277	278
⑫特定福祉用具購入費	人/月	2	2	2
⑬住宅改修費	人/月	3	3	3
⑭特定施設入居者生活介護	人/月	16	16	17
⑮居宅介護支援	人/月	406	418	420

(2) 地域密着型サービス

【サービス内容】

サービス名	内容
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	重度の要介護者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護を一体的に、又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。
夜間対応型訪問介護	夜間に定期的に巡回して行う訪問介護と、通報に基づき随時対応する訪問介護を組み合わせ、包括的にサービス提供を行うサービスです。
地域密着型通所介護	小規模の通所介護事業所（利用定員 18 人以下）が提供する通所介護サービスです。
認知症対応型通所介護	居宅で生活する認知症の要介護者等がデイサービスセンター等に通い、食事や入浴などの介護、日常生活上の世話、機能訓練を受けるサービスです。
小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを提供することで、在宅での生活継続を支援するサービスです。
認知症対応型共同生活介護	認知症の高齢者が共同で生活する場で、食事や入浴、排せつなどの介護や機能訓練などを受けるサービスです。
地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型特定施設の入居者に対し、日常生活上の世話及び機能訓練、療養上の世話を行うサービスです。
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設の入居者に対し、日常生活上の世話及び機能訓練、健康管理、療養上の世話を行います。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせる一体的なサービスの提供を受けることができるサービスで、医療サービスの必要性が高い要介護高齢者の在宅生活を支えるサービスです。

【サービス見込み量】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	1	1	1
②夜間対応型訪問介護	人/月	0	0	0
③地域密着型通所介護	回/月	37	38	39
④認知症対応型通所介護	回/月	27	27	27
⑤小規模多機能型居宅介護	人/月	13	13	13
⑥認知症対応型共同生活介護	人/月	40	41	41
⑦地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	0	0	0
⑧地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	人/月	0	0	0
⑨看護小規模多機能型居宅介護	人/月	0	0	0

(3) 施設サービス**【サービス内容】**

サービス名	内容
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	寝たきりなどにより常時介護が必要な要介護3以上の人で、自宅では介護を受けることが困難な人が入所し、日常生活の支援や介護が受けられる施設です。
介護老人保健施設	病状が安定している人(要介護1以上)が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としてケアを受ける施設です。
介護医療院	長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、「日常的な医学管理」や「看取りや終末期医療」等の医療機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた施設です。

【サービス見込み量】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①介護老人福祉施設	人/月	75	75	75
②介護老人保健施設	人/月	70	70	70
③介護医療院	人/月	89	89	89

(4) 介護予防サービス**【サービス内容】**

サービス名	内容
介護予防訪問入浴介護	要支援者を対象として、入浴車などで居宅を訪問し、入浴サービスを行うものです。
介護予防訪問看護	要支援者を対象として、看護師等が居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助等を行うものです。
介護予防訪問 リハビリテーション	要支援者を対象として、理学療法士などの機能回復訓練(リハビリ)の専門家が居宅を訪問し、機能訓練を行うものです。
介護予防居宅療養管理指導	要支援者を対象として、医師や歯科医師、薬剤師などが居宅を訪問し、療養上の管理及び指導を行うものです。
介護予防通所 リハビリテーション	要支援者を対象として、介護老人保健施設や病院、診療所等に通り、機能訓練を行うものです。
介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ)	要支援者が特別養護老人ホーム等に短期間入所し、日常生活上の支援や機能訓練を受けるものです。
介護予防短期入所療養介護 (ショートステイ)	要支援者が介護老人保健施設や介護医療院等に短期間入所し、医療や機能訓練、日常生活上の支援を受けるものです。
介護予防福祉用具貸与	要支援者の日常生活の自立を助けるための福祉用具を借りるサービスです。

サービス名	内 容
特定介護予防福祉用具購入費	要支援者の日常生活の自立や介護者の負担軽減を目的に「貸与になじまないもの」の購入費の支給を行うものです。 ※対象種目：入浴や排泄関連のもの、廉価なもの
介護予防住宅改修費	利用者の日常生活の自立や介護者の負担軽減を目的に「手すりの取り付け」や「段差の解消」等の住宅改修を行う費用について、一定額を補助するものです。
介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどに入居している要支援者に、日常生活上の支援や介護を提供するものです。
介護予防支援 (介護予防ケアマネジメント)	地域包括支援センターの保健師などが中心となり「介護予防プラン」を作成します。

【サービス見込み量】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①介護予防訪問入浴介護	回/月	0	0	0
②介護予防訪問看護	回/月	32	33	32
③介護予防訪問リハビリテーション	回/月	2	2	2
④介護予防居宅療養管理指導	人/月	11	11	11
⑤介護予防通所リハビリテーション	人/月	2	2	2
⑥介護予防短期入所生活介護	日/月	0	0	0
⑦介護予防短期入所療養介護 (老人保健施設)	日/月	0	0	0
⑧介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	日/月	0	0	0
⑨介護予防福祉用具貸与	人/月	102	102	99
⑩特定介護予防福祉用具購入費	人/月	1	1	1
⑪介護予防住宅改修費	人/月	1	1	1
⑫介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	3	3	3
⑬介護予防支援	人/月	118	117	115

(5) 地域密着型介護予防サービス

【サービス内容】

サービス名	内容
介護予防認知症対応型通所介護	認知症の要支援者に対して、通所により日常生活上の支援や機能訓練を行い、症状の悪化防止を図るものです。
介護予防小規模多機能型居宅介護	要支援者を対象として、通いを中心に利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを受けられるサービスです。
介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	要支援2の認知症高齢者が共同生活をする住宅で、スタッフの介護を受けながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を受けられるサービスです。

【サービス見込み量】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①介護予防認知症対応型通所介護	回/月	0	0	0
②介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	11	12	12
③介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	0	0	0

(6) 基盤整備目標

本町においては、前計画と同様に日常生活圏域を1つとして進めていきます。

アンケート結果から住み慣れた地域や家庭での生活を望んでいる方が多いことから、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスの周知・利用者の定着等を支援していき、今後の施設基盤整備については、必要な方が利用できるよう広域的な観点での利用支援や既存の施設サービスを含めた総合的な支援体制づくりに努めます。

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	事業所数	0	0	0
	定員数	0	0	0
夜間対応型訪問介護	事業所数	0	0	0
	定員数	0	0	0
認知症対応型通所介護	事業所数	1	1	1
	定員数	12	12	12
小規模多機能型居宅介護	事業所数	1	1	1
	定員数	29	29	29
認知症対応型共同生活介護	事業所数	2	2	2
	定員数	42	42	42
地域密着型特定施設入居者生活介護	事業所数	0	0	0
	定員数	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	事業所数	0	0	0
	定員数	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	事業所数	0	0	0
	定員数	0	0	0
地域密着型通所介護	事業所数	1	1	1
	定員数	18	18	18
施設サービス				
介護老人福祉施設	事業所数	1	1	1
	定員数	60	60	60
介護老人保健施設	事業所数	0	0	0
	定員数	0	0	0
介護医療院	事業所数	1	1	1
	定員数	135	135	135



2 介護サービスの質の向上と介護の人材確保

【目指す姿】

介護ニーズに対応した質の高いサービスを安定的に提供していくための介護人材が確保される。

【具体的な取組】

(1) 介護サービス事業者への質の向上に対する支援

集団指導や運営指導等を通じて、災害や感染拡大時でも業務を継続するための「業務継続計画（BCP）」策定支援、苦情相談対応や事故防止に向けた適切な助言を行い、サービスの質の向上に対する支援を行います。

また、県等が主催する監査指導職員研修に参加することで担当職員のスキルアップを図ります。

■活動指標

指 標	第8期実績			第9期目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業者に対する集団指導	0回	1回	1回	1回	1回	1回
運営指導の実施	1事業所	2事業所	2事業所	1~2事業所	1~2事業所	1~2事業所

(2) 県等との連携による人材の育成・確保

県・関係機関と連携・協力し、介護の仕事の魅力向上や介護人材の確保にかかる各種事業の活用促進、事業所における積極的な取組を支援するための情報提供等を行うなど、介護人材の確保、定着、育成につながるための情報交換や支援に取り組みます。

■活動指標

指 標	第8期実績			第9期目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護人材確保・定着に関する情報提供の回数	0回	0回	0回	1回	1回	1回

3 円滑な利用の促進



【目指す姿】

介護サービスの利用が必要な人が、状況に応じて円滑に介護保険サービスを利用できる。

【具体的な取組】

(1) 制度の周知徹底

高齢者とその家族が介護保険制度の趣旨、要支援・要介護認定の仕組み、サービスの種類・内容、利用者負担、保険料等、制度に対する理解を深めることができるよう、65歳到達者への保険料納付開始に合わせたチラシの同封やホームページ、パンフレット、出前講座等で周知を図ります。

また、介護保険サービスは自立支援・重度化防止という視点で利用されるよう、ケアマネジャーに対する指導等を実施します。

■活動指標

指 標	第8期実績			第9期目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
広報紙や機関誌等による周知内容の更新回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回

(2) 相談体制の充実

地域包括支援センターが中心となり、マンパワーの確保を図りつつ、多種多様化する相談内容に適切に対応していきます。また、来所できない高齢者が増加することが予想されるため、電話や家庭訪問といった相談者の利便性も考慮し、相談体制を充実させ実施します。

対応が困難な事例や介護サービスに関する苦情処理についても、県や宮城県国保連合会、地域包括支援センター等の各関係機関との連携を強化・整備し、適切な対応に努めます。

■活動指標

指 標	第8期実績			第9期目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域包括支援センターによる総合相談体制の確保	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(3) 低所得者への配慮

低所得者に対する負担軽減制度を引き続き実施します。

①負担限度額認定

低所得者の施設サービス、短期入所サービス利用における食費・居住費の負担を軽減し、適切に制度を利用できるように、ケアマネジャー等を通して周知に努めます。

■活動指標

指 標	第8期実績			第9期目標		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者負担軽減利用者延べ人数	3,900 人	3,673 人	3,800 人	3,900 人	3,900 人	3,900 人

②社会福祉法人等による利用者負担軽減事業

社会福祉法人等が運営する介護サービス事業所を利用する低所得者の自己負担額を法人が軽減し、その一部を町が負担します。生活困窮者が制度を利用できるように、ケアマネジャー等を通して周知に努めます。

■活動指標

指 標	第8期実績			第9期目標		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者負担軽減適用人数	5人	5人	3人	3人	3人	3人



4 介護給付費等の適正化

【目指す姿】

介護保険制度の信頼感が高まるとともに、そのことによる介護給付費や介護保険料の増大を抑え、持続可能な介護保険制度の構築を図る。

介護給付適正化主要5事業を見直し、効果的・効率的に事業を実施するため、事業の重点化・内容の充実・見える化を行う。

【具体的な取組】

(1) 要介護認定の適正化

二市三町広域での介護認定審査会により公平かつ円滑な要介護認定の審査体制を維持します。また認定調査の研修等を通して精度の維持・向上に努めます。町単独でも厚生労働省認定適正化事業で掲載している資料を基に研修を実施し、ばらつきの解消につなげます。

■活動指標

指 標	第8期実績			第9期目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認定調査状況チェック	全数	全数	全数	全数	全数	全数
従事者対象研修	3回	3回	3回	3回	3回	3回

(2) ケアプランの点検、住宅改修・福祉用具等の購入・貸与調査

ケアマネジャーが作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、第三者が点検及び支援を行うことにより、個々の受給者が真に必要なサービスを提供するとともに、その状態に適合していないサービス提供の改善を図ります。

住宅改修の事前確認では、改修工事を行おうとする受給者宅の実態確認や工事見積書の点検、施行状況の点検等により、受給者の状態にそぐわない住宅改修が行われていないか、全件確認します。

また、軽度者(要支援1, 2・要介護1)に対する例外給付申請時や訪問調査により福祉用具の必要性や利用状況等について点検し、不適切又は不要な福祉用具購入・貸与をなくすとともに、一定額以上の購入については事前相談を行い、受給者の身体状況に応じたサービス利用を進めます。

■活動指標

指 標	第8期実績			第9期目標		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
ケアプラン点検	12件	5件	5件	各居宅 1件	各居宅 1件	各居宅 1件
住宅改修の点検	38件	48件	35件	全数相 談実施	全数相 談実施	全数相 談実施
福祉用具購入の点検	12件	23件	18件	一定額以上の購入で全数事 前相談を実施		

(3) 医療情報との突合・縦覧点検

受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行います。

また、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除等を図ります。

■活動指標

指 標	第8期実績			第9期目標		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
医療情報との突合件数	69件	87件	90件	90件	90件	90件
縦覧点検件数	911件	676件	800件	900件	900件	900件

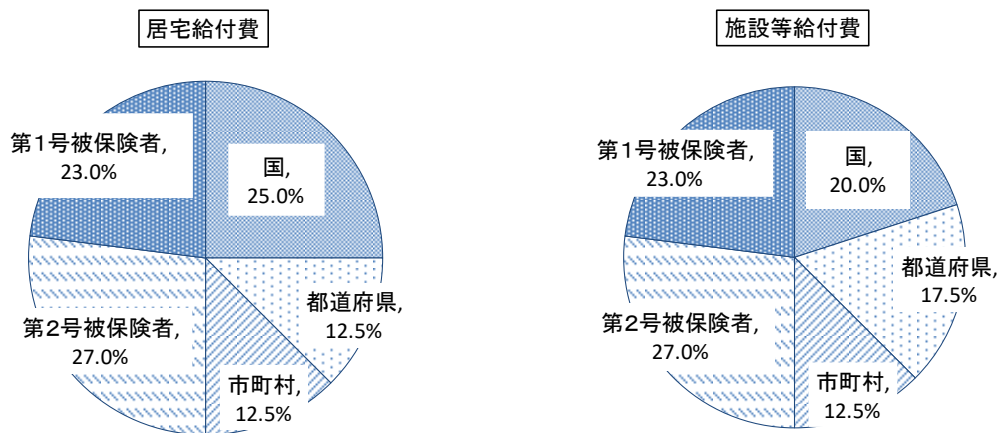
5 介護保険料の算定

(1) 財源構成

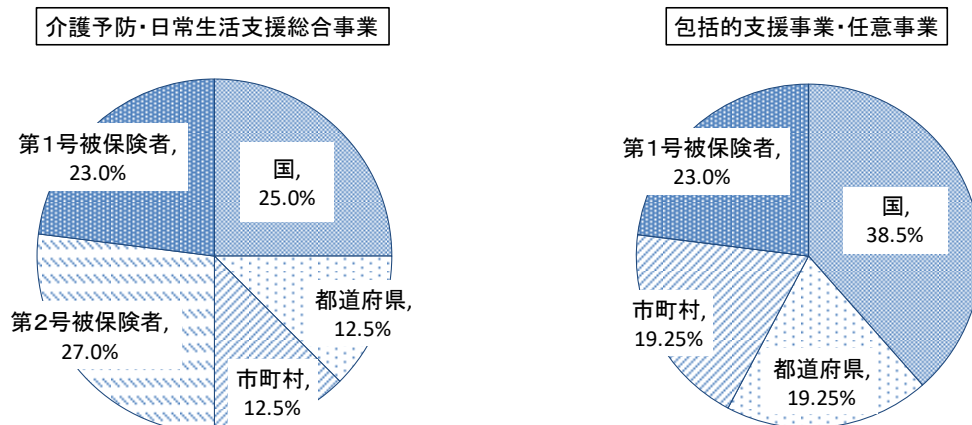
介護保険制度は、国民全体で支えあう社会保険方式を採用し、その財源として、第2号被保険者（40歳から64歳）と第1号被保険者（65歳以上）の保険料が半分、国・県・町が半分を負担する構造となっています。

被保険者の負担割合は、第8期計画期間においては、第1号被保険者が23%、第2号被保険者が27%でしたが、第9期計画期間においても継続されます。

また、国・県・町の負担割合についても、居宅給付費については、国が25%、県が12.5%、町が12.5%、施設等給付費については、国が20%、県が17.5%、町が12.5%と、第8期計画期間と変わりありません。



地域支援事業費についても、介護保険料算定の基準となり、介護予防事業の財源については居宅給付費の負担割合と同じですが、包括的支援事業及び任意事業の財源については、第2号被保険者の保険料は含まれず、第1号被保険者の保険料と国・県・町の負担によって構成されています。

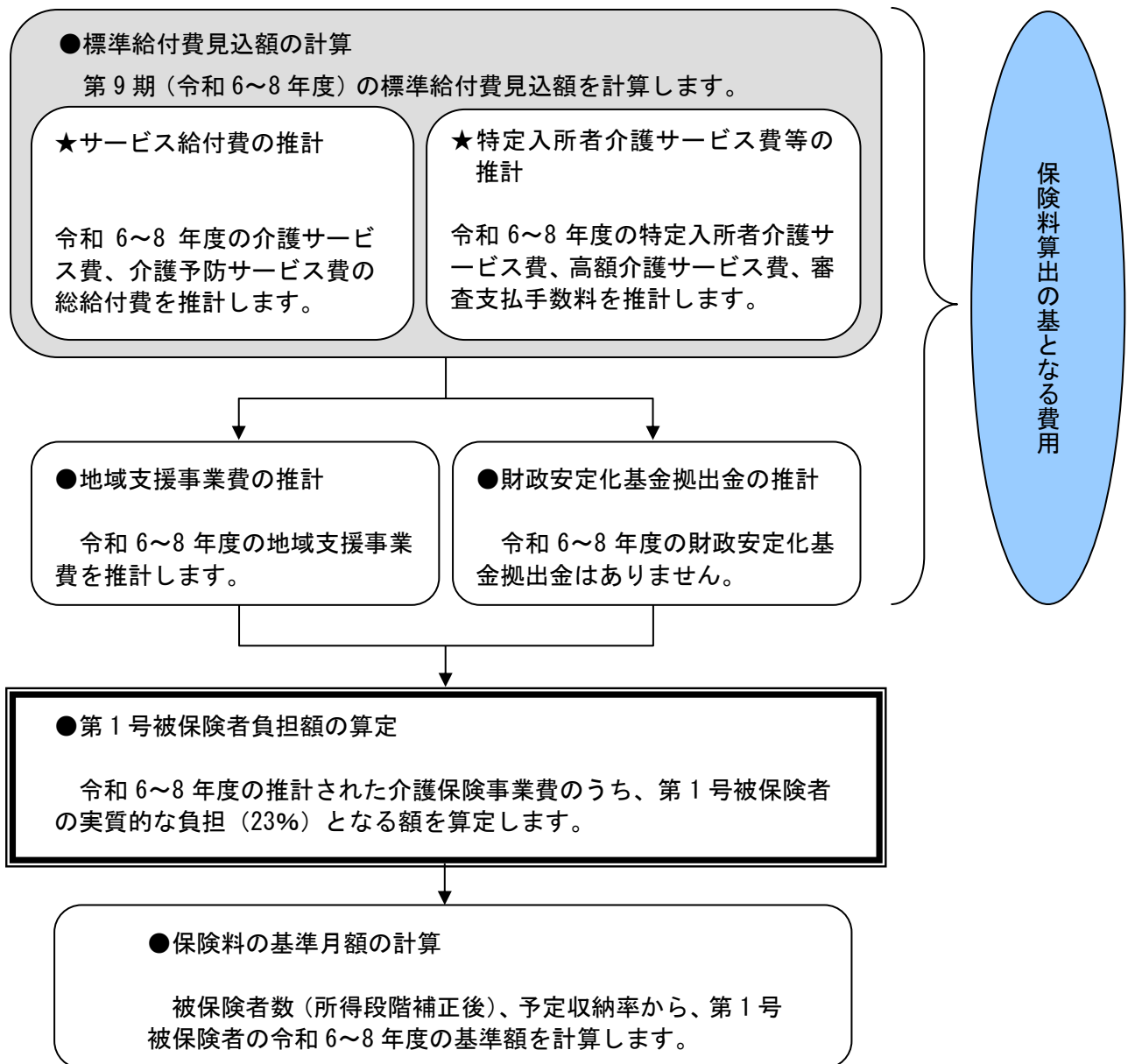


※居宅給付費と同じ負担割合

※第2号被保険者の保険料は含まれません。

(2) 保険料基準額の算出方法

介護保険料算出の概要は、次のようになります。



(3) 総費用額の見込み

第9期計画期間の介護保険サービスの見込みは次のとおりです。

■介護給付費

(単位：千円)

サービス名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1) 居宅サービス			
①訪問介護	89,536	94,208	91,280
②訪問入浴介護	8,276	8,287	8,287
③訪問看護	33,548	33,867	33,891
④訪問リハビリテーション	3,430	3,434	3,434
⑤居宅療養管理指導	13,173	13,876	13,807
⑥通所介護	258,208	267,006	267,617
⑦通所リハビリテーション	11,504	11,518	11,518
⑧短期入所生活介護	52,747	53,523	53,953
⑨短期入所療養介護（老人保健施設）	9,024	9,035	9,035
⑩短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0
⑪福祉用具貸与	46,872	48,881	48,904
⑫特定福祉用具購入費	856	856	856
⑬住宅改修費	3,713	3,713	3,713
⑭特定施設入居者生活介護	38,295	38,343	40,551
(2) 地域密着型サービス			
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2,821	2,825	2,825
②夜間対応型訪問介護	0	0	0
③地域密着型通所介護	30,111	30,728	31,525
④認知症対応型通所介護	42,821	42,875	42,875
⑤小規模多機能型居宅介護	30,324	30,362	30,362
⑥認知症対応型共同生活介護	133,582	137,111	137,111
⑦地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
⑧地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	0	0	0
⑨看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
(3) 施設サービス			
①介護老人福祉施設	234,359	234,655	234,655
②介護老人保健施設	229,123	229,413	229,413
③介護医療院	369,026	369,492	369,492
(4) 居宅介護支援	72,365	74,570	74,936
介護給付費計（小計）→（I）	1,713,714	1,738,578	1,740,040

第2部 施策の展開と目標設定

■予防給付費

(単位：千円)

サービス名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1) 介護予防サービス			
①介護予防訪問入浴介護	0	0	0
②介護予防訪問看護	8,551	8,825	8,562
③介護予防訪問リハビリテーション	1,371	1,373	1,373
④介護予防居宅療養管理指導	1,010	1,011	1,011
⑤介護予防通所リハビリテーション	732	733	733
⑥介護予防短期入所生活介護	0	0	0
⑦介護予防短期入所療養介護（老人保健施設）	0	0	0
⑧介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0
⑨介護予防福祉用具貸与	8,109	8,087	7,841
⑩特定介護予防福祉用具購入費	410	410	410
⑪介護予防住宅改修費	249	249	249
⑫介護予防特定施設入居者生活介護	2,561	2,565	2,565
(2) 地域密着型介護予防サービス			
①介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
②介護予防小規模多機能型居宅介護	9,007	9,636	9,636
③介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
(3) 介護予防支援	6,590	6,544	6,433
予防給付費計（小計）→（Ⅱ）	38,590	39,433	38,813
総給付費計（合計）→（Ⅲ）=（Ⅰ）+（Ⅱ）	1,752,304	1,778,011	1,778,853

■第9期計画期間の標準給付費見込み

(単位：円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
総給付費	1,752,304,000	1,778,011,000	1,778,853,000	5,309,168,000
特定入所者介護サービス費等給付額(財政影響額反映後)	64,009,235	65,225,694	65,162,614	194,397,543
高額介護サービス費等給付額(財政影響額反映後)	43,322,264	44,151,396	44,108,696	131,582,356
高額医療合算介護サービス費等給付額	4,516,288	4,596,301	4,591,856	13,704,445
審査支払手数料	1,409,580	1,434,540	1,433,160	4,277,280
標準給付費見込額	1,865,561,367	1,893,418,931	1,894,149,326	5,653,129,624

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
地域支援事業費	90,598,400	85,174,122	85,787,120	261,559,642
介護予防・日常生活支援総合事業	45,011,375	45,586,605	46,148,270	136,746,250
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)・任意事業	38,800,985	32,686,056	32,700,924	104,187,965
包括的支援事業(社会保障充実分)	6,786,040	6,901,461	6,937,926	20,625,427

(4) 第1号被保険者の介護保険料

本町の第9期計画期間（令和6年度から令和8年度まで）の介護サービスの標準給付費見込額と地域支援事業費は、総額約59億1千4百万円と推計され、このうちの23%が第1号被保険者負担相当額になります。これに、調整交付金見込額等により、保険料収納必要額を算出し、第1号被保険者の介護保険料基準額を求めます。

第1号被保険者の保険料を試算した結果、令和6年度からの保険料基準月額は、保険料基準月額6,646円と算定されますが、財政調整基金を44,210,000円取り崩し、6,400円とします。

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	合計
標準給付費見込額(円) ①	1,865,561,367	1,893,418,931	1,894,149,326	5,653,129,624
地域支援事業費(円) ②	90,598,400	85,174,122	85,787,120	261,559,642
財政安定化基金拠出率(%) ③	-	-	-	
財政安定化基金拠出額(円) ④ = (①+②) × ③				
第1号被保険者負担分相当額(円) ⑤ = (①+②) × 23%	449,916,746	455,076,402	455,385,383	1,360,378,531
調整交付金相当額(円) ⑥ (①+総合事業) × 5% (全国平均)	95,528,637	96,950,277	97,014,880	289,493,794
調整交付金見込率(%) ⑦	7.75%	7.61%	7.63%	
調整交付金見込額(円) ⑧ = (①+総合事業) × ⑦	148,069,000	147,558,000	148,045,000	443,672,000
財政調整基金(準備基金)取崩額(円) ⑨				44,210,000
財政安定化事業交付額(円) ⑩				0
保険者機能強化推進交付金等の 交付見込額(円) ⑪				12,000,000
保険料収納必要額(円) ⑫ = ④+⑤+⑥-⑧-⑨-⑩-⑪				1,149,990,325
予定保険料収納率(%) ⑬				99.0
所得段階別加入割合補正後被保険者数(人) ⑭	5,078	5,051	4,996	15,125
保険料基準額(年額 円) ⑮ = ⑫/⑬/⑭				76,800
保険料基準額(月額 円) = ⑮/12				6,400

■保険料の所得段階

第9期より第1号被保険者の保険料は、標準段階をこれまでの9段階から13段階と多段階化し、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げを行います。これにより、低所得者の保険料上昇を抑制し、負担能力に応じた負担を行うことで低所得者の保険料軽減に充当している公費の一部を介護職員の処遇改善などの介護の社会保障の充実に活用します。

■所得段階別の基準年額 基準月額（6,400円）×負担割合×12か月

所得段階	要件	負担割合	月額	年額
第1段階	生活保護の受給者及び世帯全員が住民税非課税で高齢福祉年金受給者又は、前年の年金以外の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.285 (0.455)※	1,824円 (2,912円)	21,888円 (34,944円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の年金以外の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	基準額 ×0.485 (0.685)※	3,104円 (4,384円)	37,248円 (52,608円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の年金以外の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	基準額 ×0.685 (0.690)※	4,384円 (4,416円)	52,608円 (52,992円)
第4段階	世帯の誰かが住民税課税だが、本人は住民税非課税で、前年の年金以外の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.900	5,760円	69,120円
第5段階	世帯の誰かが住民税課税だが、本人は住民税非課税で、前年の年金以外の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	基準額	6,400円	76,800円
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.200	7,680円	92,160円
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.300	8,320円	99,840円
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.500	9,600円	115,200円
第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額 ×1.700	10,880円	130,560円
第10段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額 ×1.900	12,160円	145,920円
第11段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額 ×2.100	13,440円	161,280円
第12段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額 ×2.300	14,720円	176,640円
第13段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額 ×2.400	15,360円	184,320円

※第1段階から第3段階までは、一部公費により軽減を行います。

()は軽減前の負担割合、月額、年額

第4章 計画の推進体制

1 住民・事業所・町の協働

人口減少と急速な高齢化が進む中、地域における持続可能な社会保障を維持していくためには、自助・互助・共助・公助がそれぞれの連携し、地域包括ケアシステムを効果的にマネジメントする必要があります。

宮城県内でも、高齢化が進行している松島町では、「自助」を基本とし、次に「互助」として「お互い様」や「持ちつ持たれつ」の意識の醸成と支え合いの仕組みの充実が必要と考えられます。

介護が必要な状態になっても、誰もが安心して暮らし続けられる松島町を目指し、行政関係課・介護医療関係事業所・住民主体の関係団体及び世代を超えた地域ぐるみでの町民との連携・協働を今まで以上に強化し、健康寿命の延伸・地域包括ケア体制の充実・介護保険制度の安定的な運営に向けて、町全体で計画を進めていきます。

2 推進体制の整備

本計画の推進にあたっては、長期総合計画との整合性を図りながら、人口減少・人口構造の変化に係る課題を関係課全体で共有し、保健・医療・福祉の主要担当課を中心に、住環境・防災などの関係課と、より一層緊密に連携を強化し、地域包括ケア体制の推進に取り組んでいきます。

3 県及び近隣市町村との連携による計画の推進

介護サービスや総合事業は、市町村の枠を越えて利用されているため、サービス基盤の整備やサービス向上、近隣市町村との情報交換や調整など広域的な連携が重要となっています。

今後も、計画の推進と制度の適正な運営、サービスの充実に向けて広域連携に努めます。

4 情報提供体制の強化

当町の高齢者を取り巻く課題、介護保険制度や福祉サービス、介護予防、認知症への理解促進、健康づくりの取組などに関する情報については、担当窓口からの情報提供に加え、広報紙等への定期的な掲載、情報更新時の全世帯を対象にしたガイドブックの配布など、適切な広報活動を進めます。

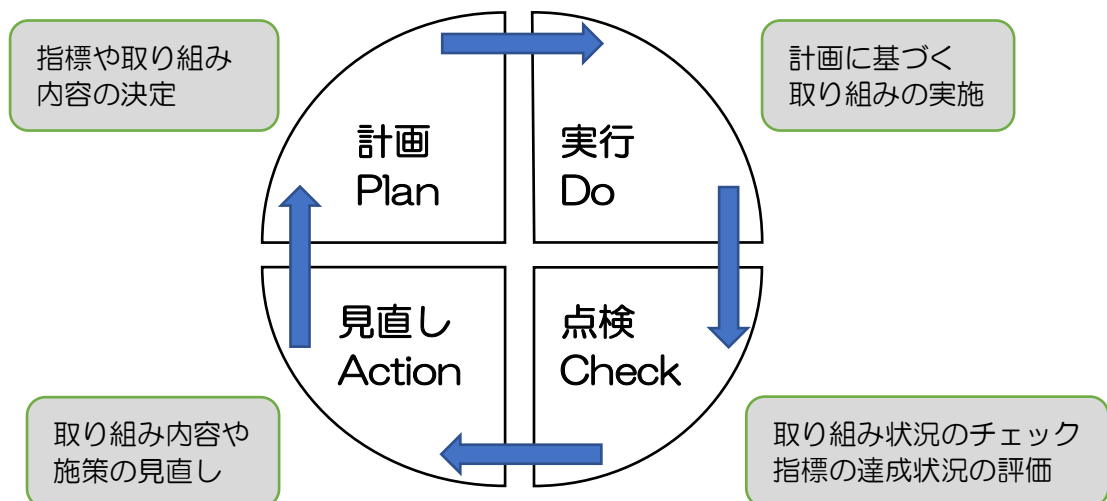
介護保険サービスに関しては、利用者が選択しやすいようにサービス事業者やサービス内容についての情報の公表が適切に実施されるよう努めます。

また、地域包括ケア体制の構築のため、住民を始めとし、サービス事業者、医療機関、教育関係機関、社会福祉法人、自主活動グループ、町内会、ボランティア団体などの地域活動団体に対し、情報交換できるような場を提案し、連携を強化するとともに、新たな結びつきや互助の発想が生まれるよう、その機会づくりに努めます。

5 計画の進行管理

高齢者福祉施策、介護保険事業を行うにあたり、計画目標の着実な達成と円滑な運営を図るため、実施状況や介護サービスの利用状況を定期的に把握し、進捗管理を行います。

計画期間中は PDCA サイクルに基づき、本計画で定めた内容を年度ごとに点検・評価し、事業・施策の見直し等を行います。



資料編

1 松島町介護保険条例（平成12年松島町条例第3号） ※抜粋

第3章 介護保険運営協議会

（目的及び設置）

第13条 介護保険に関する施策の実施を、町民の意見を十分に反映しながら円滑かつ適切に行うため、松島町介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第14条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- （1）法第117条第1項の規定による介護保険事業計画の策定又は変更に関する事項
- （2）法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業所の指定基準、介護報酬の設定その他地域密着型サービスの運営に関して必要な事項
- （3）町の介護保険に係る施策の実施状況に関する事項
- （4）前3号に掲げるもののほか、介護保険の施策に関する重要事項（第17条の3各号に掲げる地域包括支援センター運営協議会の所掌事務を除く。）

第4章 地域包括支援センター運営協議会

（目的及び設置）

第17条の2 法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターを円滑かつ適切に運営し、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進に資するため、松島町地域包括支援センター運営協議会（以下この章において「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第17条の3 協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- （1）地域包括支援センターの設置、運営等に関する事項
- （2）法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業に関する事項
- （3）法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業に関する事項
- （4）前3号に掲げるもののほか、地域包括支援センターの事業に関する重要事項

2 松島町介護保険運営協議会規則（平成12年松島町規則第1号）

（目的）

第1条 この規則は、松島町介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）の事務に関し法令及び条例に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（会長及び副会長）

第2条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第3条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会議の記録）

第4条 会長は、協議会開催の都度、会議録を作成するものとし、次の事項を記載する。

（1）招集年月日、場所及び件名

（2）出席及び欠席委員の氏名

（3）議題となった動議及びその提案者氏名

（4）開会、閉会、議決等に関する事項

（5）前各号のほか、重要な事項

第5条 この協議会に書記1名を置く。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

3 松島町介護保険運営協議会・松島町地域密着型サービス運営協議会 松島町地域包括支援センター運営協議会委員名簿

番号	氏名	所属
1	丹野 尚	学識経験者(医師・松島病院)
2	中山 大典	学識経験者(医師・中山クリニック)
3	西村 真	学識経験者(歯科医師・西村歯科医院)
4	安住 敦子	介護サービス事業者(松島町社会福祉協議会)
5	菊池 直哉	介護サービス事業者(グループホームコスモス松島)
6	曾部 貴弘	介護サービス事業者(デイサービスセンターいっぷく)
7	千坂 喜一	被保険者代表(磯崎地区)
8	土井 いく子	被保険者代表(手樽地区)
9	大宮司 寛	被保険者代表(松島地区)
10	松本 裕子	被保険者代表(高城地区)

任期：令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

4 策定経過

(1) 令和5年度第1回松島町介護保険運営協議会

日時	令和5年5月26日(金) 午後1時30分
場所	松島町文化観光交流館 会議室
内容	<ul style="list-style-type: none">・令和4年度介護保険事業及び地域包括支援センター事業報告・第9期計画策定について・高齢者実態調査等の集計結果報告

(2) 令和5年度第2回松島町介護保険運営協議会

日時	令和5年9月15日(金) 午後1時30分
場所	松島町文化観光交流館 会議室
内容	<ul style="list-style-type: none">・現行計画の検証・課題の整理・計画骨子(中間案)の提案・介護保険サービス見込み量推計(1回目)

(3) 令和5年度第3回松島町介護保険運営協議会

日時	令和5年12月1日(金) 午後1時30分
場所	松島町文化観光交流館 会議室
内容	<ul style="list-style-type: none">・計画素案の提示・検討・介護保険サービス見込み量推計(2回目)・介護保険料基準額(案)

(4) パブリックコメント募集

日時	令和6年1月15日(月)~1月24日(水)
実施方法	松島町ホームページへの掲載 松島町役場町民ホールと保健福祉センター(健康長寿課)窓口での閲覧

(5) 令和5年度第4回松島町介護保険運営協議会

日時	令和6年1月19日(金) 午後1時30分
場所	松島町文化観光交流館 会議室
内容	<ul style="list-style-type: none">・計画最終案の決定・ガイドブック(案)

(6) 令和5年度第5回松島町介護保険運営協議会

日時	令和6年2月16日(金) 午後1時30分
場所	松島町文化観光交流館 会議室
内容	<ul style="list-style-type: none">・パブリックコメント結果報告・ガイドブックの検討

5 用語解説

用語	説明
あ 行	
インセンティブ	人の意欲、やる気を引き出すために外部から与える刺激、誘因。
ACP（アドバンス・ケア・プランニング、人生会議）	人生の最終段階において、本人の意思が尊重され、本人が希望する「生を全う」できるよう、年齢を問わず健康な時から、人生の最終段階における医療・ケアについて考える機会を持ち、本人が家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合うこと。
か 行	
基準緩和型サービス（サービスA）	要支援認定者や総合事業対象者に対し、介護予防を目的として、従来の介護予防サービスの基準よりも緩和した基準で、雇用労働者により提供される生活支援等のサービスのこと。
業務継続計画（BCP）	災害などの緊急事態における企業や団体の事業継続計画（Business Continuity Plan）のこと。感染症や自然災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するもので、2024年4月から計画策定が義務づけられる。
KDB（国保データベースシステム）	国保連合会が保有する健診・医療・介護の各種データを利活用して、統計情報や個人の健康に関するデータを作成し、提供するシステムのこと。
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	令和2年度より「高齢者の医療の確保に関する法律」が改正され、高齢者が置かれている状況や一人一人のニーズに合わせた支援を行うため、始まった新たな制度。後期高齢者の介護予防・フレイル対策や生活習慣病等の疾病予防・重症化予防、就労・社会参加支援を都道府県と連携しつつ市町村が一体的に実施する仕組みを検討するとともに、支援体制の構築と地域の健康課題の解決を目指す取組である。
コーホート変化率法	コーホートとは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のこと。「コーホート変化率法」は、各コーホートについて、過去における人口の推移から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法をいう。
さ 行	
財政安定化基金拠出金	「財政安定化基金」は都道府県が設置し、見込みを上回る給付費増や保険料収納不足により、市町村の介護保険特別会計に赤字が出ることとなった場合に、一般財源から財政補てんをしなくてもいいように、市町村に対して資金の交付・貸付を行うもの。「財政安定化基金拠出金」は、その財源の一部として、都道府県が市町村から徴収するもの。
縦覧点検	一人の患者がある医療機関において受けた診療について、当月分のレセプトと直近6か月分の複数月のレセプトの組合せを照合し、診療行為の回数などの点検を行うこと。

用語	説明
生活支援コーディネーター	地域で多様な主体によるきめ細かな生活支援体制の整備を進めていくため、サービスの担い手の養成や連携体制づくりなど、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネートを行う人のこと。
成年後見制度	認知症等のために判断能力が不十分であると家庭裁判所が認めた場合に、成年後見人等が財産管理等を行い、本人を保護・支援する制度。
た 行	
第1号被保険者	介護保険制度における被保険者のうち、町内在住の65歳以上の住民。
第2号被保険者	介護保険制度における被保険者のうち、町内在住の40歳以上65歳未満の医療保険加入者。
地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域包括ケアシステム	介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、医療・介護・介護予防・生活支援・住まい等の5つの分野で一体的に受けられる支援体制のこと。
地域包括ケア「見える化」システム	介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するため、厚生労働省が提供している情報システム。介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が一元化され、かつグラフ等を用いた見やすい形で提供される。
通所介護従前相当サービス	要支援認定者や総合事業対象者に対し、介護予防を目的として、従来の介護予防通所介護の基準を基本とし、通所介護事業者の従事者により提供されるサービスのこと。
な 行	
日常生活圏域	高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするため、市町村内にいくつかを設定される生活圏域。
認知症カフェ	認知症の人、家族介護者や友人、地域住民、専門職等が、年齢や所属、地域に関係なく集い交流する場。運営には、認知症地域支援推進員や地域密着型サービス事業所など様々な人や場所が想定される。
認知症サポーター	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者となり自分のできる範囲で活動を行う人のこと。認知症サポーターを養成するための講座の修了者に「オレンジリング」が交付され、認知症を支援する目印として付けてもらう。
認知症初期集中支援チーム	医療や介護の専門家によるチームで、認知症や認知症が疑われる人とその家族の早期診断・早期対応に向けた支援を包括的・集中的に行う。認知症になっても住み慣れた地域で安心した生活を送れることを目的に各市町村に設置される。

用語	説明
認知症地域支援推進員	地域における医療及び介護の連携強化や認知症の人やその家族に対する支援体制の強化を図る役割を担う専門職員。厚生労働省が実施する「認知症地域支援推進員研修」を受講し、地域包括支援センター等に配置される。
は 行	
避難行動要支援者	高齢者、障がい者、乳幼児など災害時に配慮が必要な「要配慮者」のうち、自力での避難が難しく、手助けが必要な人のこと。
福祉避難所	災害発生時に高齢者・障がい者・妊産婦など特別な配慮を必要とする人を受け入れる二次避難所。市町村が入所型福祉施設などと事前に協定を結ぶケースが多い。
フレイル予防	フレイルとは、加齢により心身が老い衰えた状態をいい、体重減少や筋力低下などの身体的な変化だけでなく、気力の低下などの精神的な変化や社会的なものも含まれる。多くの人は、フレイルを経て要介護状態へ進むと考えられているが、早く介入して対策を行えば元の健常な状態に戻る可能性がある。
包括的・継続的ケアマネジメント	地域包括支援センターが中心となり、ケアマネジャーや主治医をはじめ多職種が連携し、高齢者一人一人の状況や変化に応じて包括的かつ継続的に支援していくための体制づくりや、地域のケアマネジャーに対する指導・相談、支援困難事例等への指導・助言等を行う取組のこと。
訪問介護従前相当サービス	要支援認定者や総合事業対象者に対し、介護予防を目的として、従来の介護予防訪問介護の基準を基本とし、訪問介護員（訪問介護事業者）により提供されるサービスのこと。
保健師	厚生労働大臣の免許を受けて、健康診断・健康指導などの保健指導に従事する公衆衛生活動・地域看護の専門職。
保険者機能強化推進交付金等	介護保険における自治体への財政的インセンティブとして、市町村や都道府県のような様々な取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するために創設された交付金のこと。
ま 行	
民生委員・児童委員	民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、地域の人々の福祉に関する問題（生活上の問題、高齢者・障害者福祉等福祉全般）についての相談を受ける人。児童福祉法による児童委員も兼ねており、児童の福祉に関する相談にも応じている。

松島町
高 齢 者 福 祉 計 画
第 9 期介護保険事業計画

令和 6 年 3 月

発行：松島町

〒981-0215

宮城県宮城郡松島町高城字帰命院下一 19 番地の 1

TEL 022-354-5701 FAX 022-354-3140

編集：松島町健康長寿課

〒981-0203

宮城県宮城郡松島町根廻字上山王 6 番地の 27

松島町保健福祉センターどんぐり内

TEL 022-355-0677 FAX 022-353-3722



松島町